

2級FP技能士 (AFP)試験対策

タックスプランニング

基本テキスト

ファイナンシャル・プランナー講座



知の世紀を拓く

TAC

タックスプランニング

CONTENTS

序 章 税金等の基礎知識

テーマ1 税金とは.....	2
テーマ2 税金のいろいろな分け方.....	4

第1章 所得税の計算のしくみ

テーマ1 所得税のあらまし.....	8
テーマ2 10種類の各種所得.....	10
テーマ3 所得税の計算方法.....	12

第2章 各種所得の金額の計算

テーマ1 利子所得.....	20
テーマ2 配当所得.....	23
テーマ3 不動産所得.....	28
テーマ4 事業所得.....	33
テーマ5 給与所得.....	43
テーマ6 退職所得.....	49
テーマ7 山林所得.....	54
テーマ8 譲渡所得.....	56
テーマ9 一時所得.....	68
テーマ10 雑所得.....	72

第3章 課税標準の計算

テーマ1 課税標準の計算.....	86
テーマ2 損益通算.....	88
テーマ3 損失の繰越控除.....	90

第4章 課税所得金額の計算

テーマ1	課税所得金額	96
テーマ2	雑損控除	98
テーマ3	医療費控除	99
テーマ4	社会保険料控除	102
テーマ5	小規模企業共済等掛金控除	103
テーマ6	生命保険料控除	104
テーマ7	地震保険料控除	105
テーマ8	寄附金控除	106
テーマ9	障害者控除	107
テーマ10	寡婦控除、ひとり親控除	108
テーマ11	勤労学生控除	109
テーマ12	配偶者控除	110
テーマ13	配偶者特別控除	112
テーマ14	扶養控除	114
テーマ15	基礎控除	116
テーマ16	扶養親族等の判定の時期等	117

第5章 納付税額の計算と申告納付等

テーマ1	納付税額の計算のしかた	124
テーマ2	税額控除	127
テーマ3	確定申告と納付	131
テーマ4	間違って申告した場合	136
テーマ5	年末調整等	137

第6章 青色申告

テーマ1	青色申告制度	146
テーマ2	青色申告ができる人	147
テーマ3	青色申告の特典	148

第7章 住民税等	
テーマ1 住民税の課税	154
テーマ2 事業税の課税	158
第8章 法人税の基礎知識	
テーマ1 法人税のあらまし	164
テーマ2 同族会社	166
テーマ3 法人成り	168
第9章 法人税の計算	
テーマ1 法人税の課税標準	174
テーマ2 税額計算	178
第10章 法人税における所得計算の別段の定め	
テーマ1 受取配当等の益金不算入	186
テーマ2 租税公課	187
テーマ3 減価償却	188
テーマ4 役員給与	189
テーマ5 交際費等	194
テーマ6 欠損金	197
第11章 消費税の基礎知識	
テーマ1 消費税の性格としくみ	202
テーマ2 課税と非課税	204
テーマ3 納税義務者	206
テーマ4 納付すべき消費税額の計算	209
テーマ5 消費税の確定申告等	211
テーマ6 消費税の会計処理	212
索引	217

◆◇本教材中のマークについて◇◆

(★なし) (★) (★★) (★★★★)

テーマごとに重要度を★の数でランク付け（４段階）しています。

★★と★★★★を中心に、メリハリをつけて学習してください。



頻出！



実技頻出

過去の本試験での頻出項目です。最優先で学習しましょう。

<理解度テスト>

直近の本試験で複数回出題された問題を改題しています。正確に答えられるようになるまで繰り返しトレーニングしてください。

<キーワードチェック>

本試験で出題される「穴埋め問題」や用語の暗記に役立ちます。また、本試験当日の最終チェックにも便利です。

◆◇復興特別所得税について◆◇

復興特別所得税とは、復興財源確保法により、2013年から2037年までの25年間の各年分の基準所得税額に2.1%上乗せされるものです。また、所得税が源泉徴収される場合にも適用されます。

本テキストでは、源泉所得税の税率について、特に指示のない限り、復興特別所得税を考慮しない表示をしています。

復興特別所得税を考慮した合計税率は、次の（例）のように「所得税（%）×1.021」で計算することができます。

（例）20%（所得税15%、住民税5%）の場合

「所得税：15%×1.021＝15.315%」となり、「所得税15.315%＋住民税5%＝20.315%」の源泉徴収税額となります。

（注）本書は、改訂時における令和4年度税制改正大綱に基づいて作成しています。

序 章

税金等の基礎知識

CONTENTS

- 1 税金とは
- ★★★ 2 税金のいろいろな分け方

■この章のポイント

この章では、なぜ税金を納めなければならないのか、また、税金にはどういった種類のものがあるのかを学習する。

また、FPと税理士との関係についても学習していく。

1 税金とは

国などが公共サービスを行うために徴収するもの

Theme

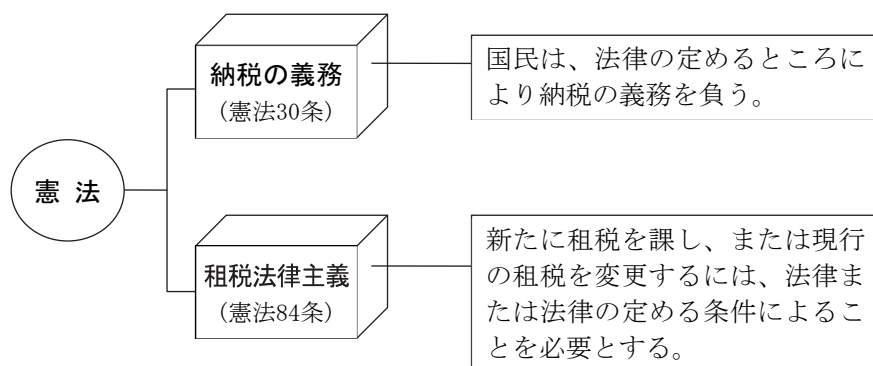
1 納税の義務

税金とは、国や地方公共団体が公共サービスを行うために、課税権によって国民・地域住民から強制的に徴収するものです。

国や地方公共団体が税金を徴収することができる根拠は、憲法30条で「国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負う」と規定されています。

2 租税法律主義

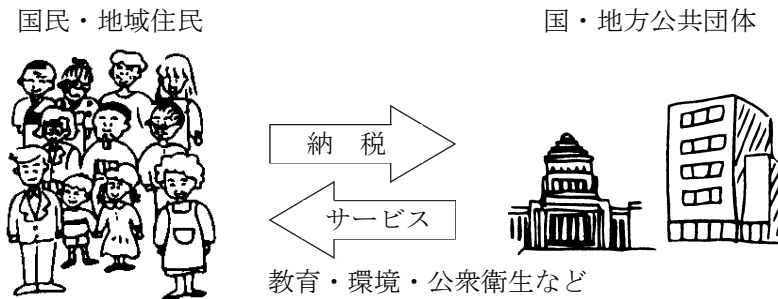
国や地方公共団体がそのときの都合や思いつきで税金を徴収したのでは、国民や地域住民が迷惑を被ることから、憲法84条では「新たに租税を課し、または現行の租税を変更するには、法律または法律の定める条件によることを必要とする」と規定されており、どのような税金を、だれから、どのような方法で徴収するかは、すべて法律で定めなければならないとしています。このことを租税法律主義といいます。



3 公共サービス

国や地方公共団体からのサービスには上下水道、道路、公園などの公共施設や、教育、文化の振興、警察、消防、社会保険、生活保護など多種多様なものがあり、私たちはこれらの公共サービスによって安全で快適な生活を送ることができます。

これらの公共サービスを提供するための費用の大部分は、税金によって賄われており、税金は、公共サービスの提供のために最も重要な役割を果たしています。



2 税金のいろいろな分け方

★★★

国税・地方税や直接税・間接税などに分けられる

Theme

日本には、所得税や法人税などの税金がありますが、いろいろな分け方をすることができます。

1 国税と地方税

課税主体（課税権者）によって分けると、国税と地方税の2つに分けることができます。

国税は、国が課する税金で、**所得税、法人税、相続税、贈与税、消費税**（地方消費税を除く）などがあります。

地方税は、市町村や都道府県などの地方公共団体が課する税金で、**住民税*、固定資産税、事業税、登録免許税、不動産取得税**などがあります。

*道府県民税（東京都は、都民税）と市町村民税（東京都特別区は、特別区民税）を、あわせて住民税といいます。

【国税と地方税】

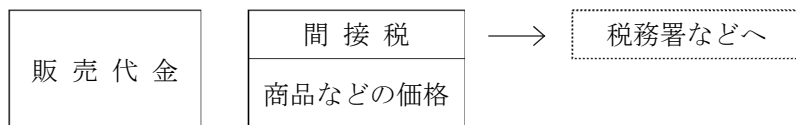
国 税	所得税、法人税、相続税、贈与税、消費税など
地方税	住民税、固定資産税、事業税、登録免許税、不動産取得税など

2 直接税と間接税

直接税とは、**所得税や法人税、相続税、贈与税、住民税**のように、税金を納める義務のある人（納税義務者）とその税金を負担する人（担税者）が同じである税金をいいます。

間接税とは、**消費税や酒税**のように、税金を納める義務のある人（納税義務者）とその税金を負担する人（担税者）が異なる税金をいいます。

間接税である消費税は商店や会社が税金を商品や製品、サービスなどの価格に上乗せするため、消費者が税金を負担することになります。



【直接税と間接税】

直接税	所得税、法人税、相続税、贈与税、住民税など
間接税	消費税、酒税など

3 申告納税方式の税金と賦課課税方式の税金

申告納税方式とは、納税者自らが納めるべき税額を計算し、申告して納税する方式で、**所得税**や**法人税**、**相続税**、**贈与税**、**消費税**など、多くの税金がこの方式となっています。

賦課課税方式とは、国や地方公共団体が納めるべき税額を計算し納税者に通知する方式で、**固定資産税**や**不動産取得税**、**(個人)住民税**、**(個人)事業税**などがあります。

【申告納税方式と賦課課税方式】

申告納税方式	所得税、法人税、相続税、贈与税、消費税など
賦課課税方式	固定資産税、不動産取得税、(個人)住民税、(個人)事業税など

【税金の分類】

主な税金の分類をまとめると以下のとおりとなります。

	直接税	間接税
国税	所得税	消費税*
	法人税	印紙税
	相続税	酒税
	贈与税	たばこ税
地方税	住民税	地方消費税*
	事業税	
	固定資産税	

* 一般的に「消費税」といわれるものは国税である消費税（標準税率7.8%）と地方税である地方消費税（標準税率2.2%）を合わせたもの（標準税率10%）となります。

ケーススタディ

次の1～4の文章の中から、誤っているものを1つ選びなさい。

1. 税金は、課税権者が国か地方公共団体かによって、国税と地方税に分けられる。
2. 国税の代表例として、所得税、法人税、相続税が挙げられる。
3. 直接税の代表例として、消費税が挙げられる。
4. 賦課課税方式の税金の代表例として、固定資産税が挙げられる。

正解 3

1. ○
2. ○ このほかに、贈与税、消費税などがある。
3. × 直接税は、税金を納める義務のある人とその税金を負担する人が同じ税金である。消費税は、消費者が税金を負担しているが、税金を納める人は商店や会社なので、間接税である。
4. ○ このほかに、自動車税、不動産取得税などがある。

第1章

所得税の計算のしくみ

CONTENTS

- ★★★ 1 所得税のあらまし
- ★★★ 2 10種類の各種所得
- ★★★ 3 所得税の計算方法

■この章のポイント

この章では、私たちにとってもっとも身近な税金である所得税が、どんな税金なのか、また、どうやって計算するのかを学習する。

1 所得税のあらまし

★★★

一暦年間の所得に対して課税される税金

Theme

1 所得税とは 頻出！

*1 所得税法では、所得税の納税義務者を**居住者**（日本国内に住所があるか又は現在まで引き続いて1年以上居所がある個人）、**非居住者**、**内国法人**、**外国法人**の4つのグループに分けてそれぞれ納税義務を定めています。

*2 法人税のように事業年度を定めることはできません。

*3 所得税の納税地は原則として住所地となります。住所とは生活の本拠をいいます。なお、住所地以外を納税地とすることもできますが、その場合には一定の届出をする必要があります。

所得税は、個人^{*1}が商店や事業を営んでもうけたり、会社に勤めて給料をもらったり、不動産を売却したりして得た利益（**所得**）に対してかかる税金で、**その年の1月1日から12月31日までの1年間（一暦年間）の所得に対して課税されます**^{*2}。

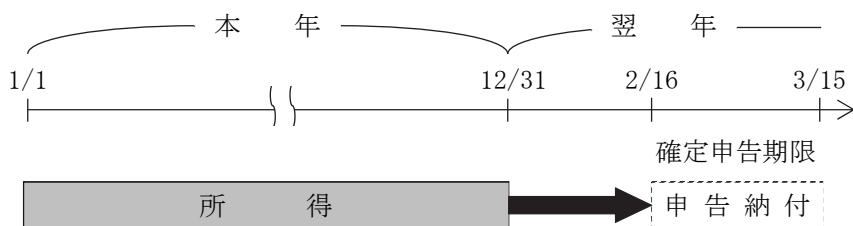
2 確定申告が必要な人 頻出！

(1) 原則

所得税は、納税者が自分自身で一暦年間の所得とその税額を計算し、それを**翌年2月16日から3月15日までの間に確定申告を行って納税**しなければならない**申告納税方式**の税金です。

納付（納税）^{*3}も**翌年3月15日までに**行わなければならないことに注意して下さい。

【確定申告期限】



(2) 給与所得者の特例

一般的な給与所得者は、毎月支給される給料の中から所得税が天引き（源泉徴収）され、年末には**年末調整**により、過不足分の還付や追徴が行われ、1年分の給与等について適正な所得税が源泉徴収されているので、**確定申告する必要はありません**。

ただし、次に該当する給与所得者は**確定申告が必要です**。

《確定申告が必要な給与所得者》

- ① 給与などの**年収が2,000万円超**の人。
- ② 給与所得、退職所得以外の所得（副業などの所得）の金額が**20万円超**の人。
- ③ **2ヵ所以上**から給与などの支払いを受けている人。

3 確定申告ができる人

今年の所得が赤字（純損失）になった人は、**確定申告義務はありません**が、その純損失を翌年以後に繰り越したり、前年の所得税の還付を受けるために、**確定申告をすることができます**。

また、給与所得者で年末調整を受けた人でも、一定額以上の医療費を支払っている場合^{*1}や、ローンで住宅を取得した場合は、**いつでも（時効は5年間^{*2}）確定申告（還付申告）をして、所得税の還付を受けることができます**。

^{*1} 年末調整で控除できない所得控除は、次のとおりです。

①雑損控除

②医療費控除

③寄附金控除

これらの控除を受ける場合には確定申告（還付申告）が必要となります。

^{*2} その年の翌年1月1日から5年間となります。したがって、2022年分の還付申告は2027年12月31日までとなります。

2 10種類の各種所得

★★★

所得をその発生形態に応じて10種類に区分する



頻出！

Theme

*所得の計算は多くの場合、「収入－必要経費＝所得」により行われます。

所得*とは、「利益」とか「もうけ」とか「稼ぎ」のことをいいます。

しかし、一口に所得といっても、個人にはいろいろな所得があります。

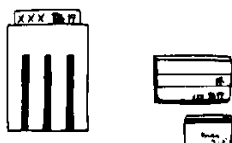
商店経営による所得、不動産の売却による所得、アパートの貸付けによる所得、クイズに当選して海外旅行に招待されたというのも所得です。

そこで、所得税では、所得を利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得、一時所得、雑所得の10種類に区分して所得計算を行うことにしています。

1 10種類の各種所得

(1) 利子所得

預金・貯金の利子など



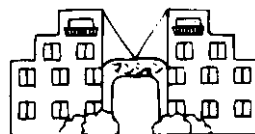
(2) 配当所得

配当金など



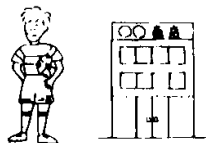
(3) 不動産所得

地代や家賃など



(4) 事業所得

商売の所得



(5) 給与所得

給料や賞与（ボーナス）など



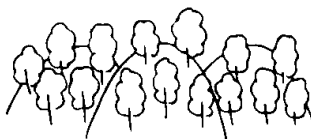
(6) 退職所得

退職金



(7) 山林所得

山林（松とか杉などの立木）の譲渡による所得



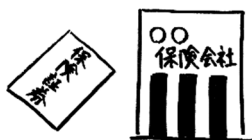
(8) 譲渡所得

書画・骨董品・ゴルフ会員権、土地・建物、株式等の資産の譲渡（売却）による所得



(9) 一時所得

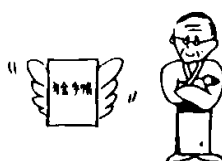
生命保険の満期保険金
など



(10) 雑所得

① 公的年金等

国民年金や厚生年金



② その他の雑所得

作家以外の原稿料など



2 総合課税・分離課税 頻出！

10種類の各種所得は、所得の種類によって、「総合課税されるもの」と「分離課税されるもの」に分けられます。

(1) 総合課税

総合課税とは、所得を合計（総合）して税額を計算する方法です。

不動産所得、事業所得、給与所得など多くの所得が、総合課税の対象になります。

これらの所得を総合して「総所得金額」を計算します。

(2) 分離課税

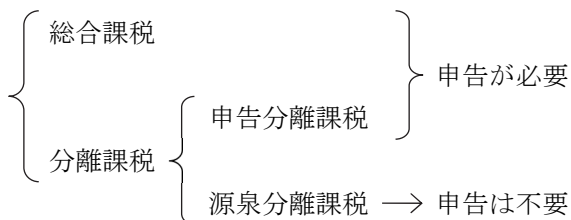
分離課税とは、一定の所得について、他の所得とは総合しないで、それぞれのやり方で税額を計算する方法です。

退職所得のように他の所得と総合すべきではない所得や、土地や建物の譲渡所得や株式等の譲渡所得などがあります。

なお、分離課税は「源泉分離課税*」と「申告分離課税」に大別されます。

*源泉徴収されたものが、すべて源泉分離課税になるわけではありません。たとえば配当金は源泉徴収の対象ですが、配当所得は原則として総合課税されます。

【総合課税と分離課税】



※ 詳細は、P87の表参照

3 所得税の計算方法

★★★

所得税は4つの計算段階を経て計算する

頻出！

Theme

所得税は次の4つの段階を経て計算します。

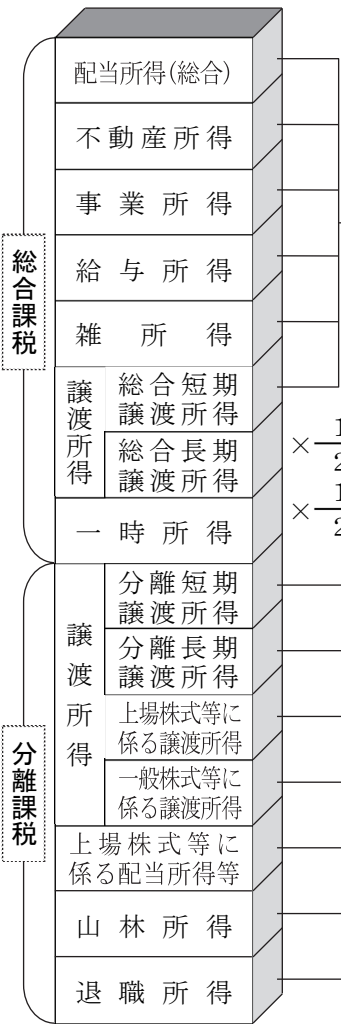
第1段階：各種所得の金額の計算

所得を10種類の各種所得に分類して、それぞれの所得ごとに所得の金額を計算します。

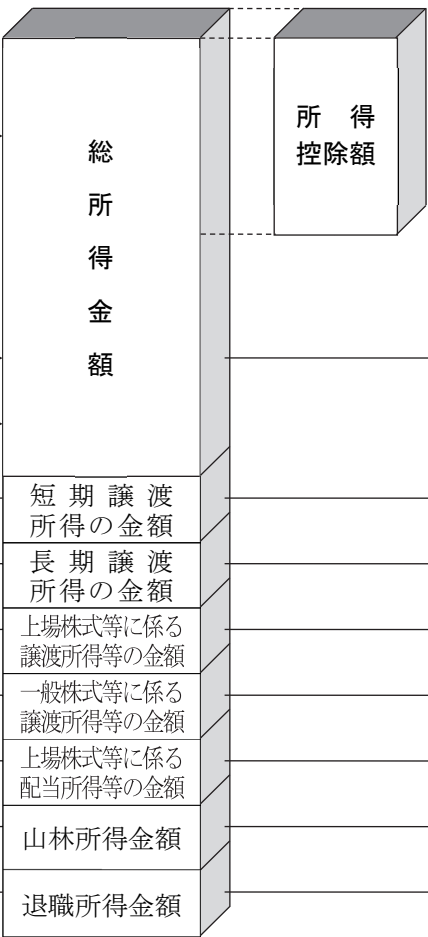
第2段階：課税標準の計算

10種類の各種所得のうち一定のものを除き総合（合計）します。

1. 各種所得の金額の計算



2. 課税標準の計算



※ 上図では、「利子所得の源泉分離課税」などを省略しています。

第3段階：課税所得金額の計算

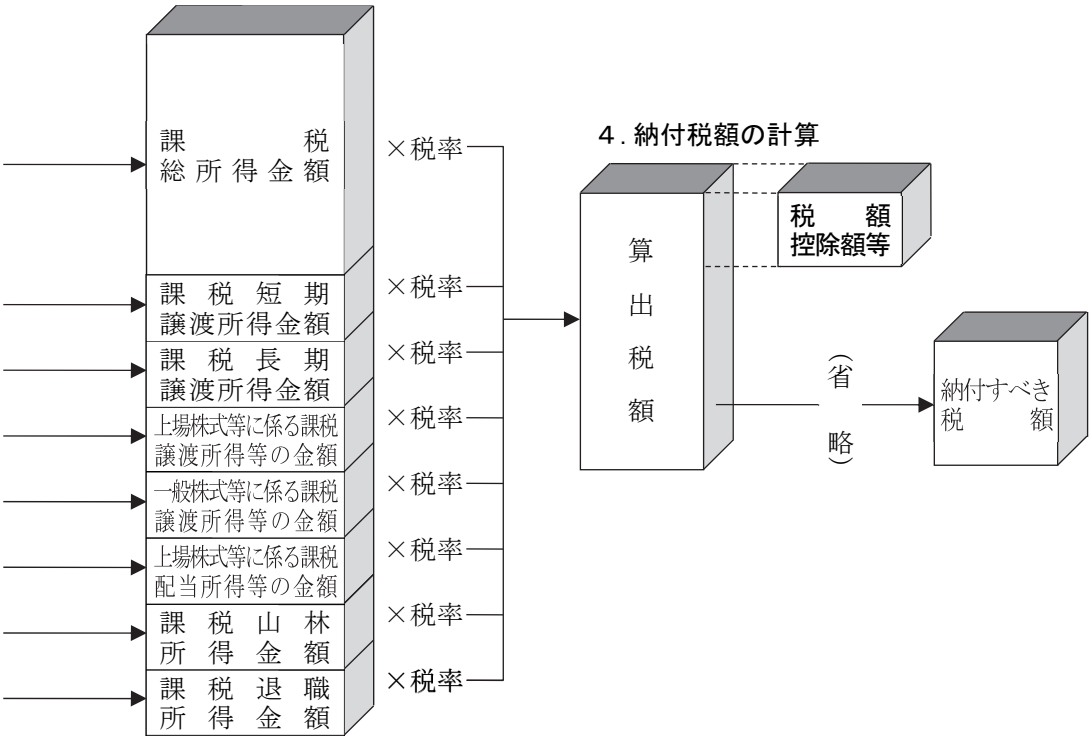
課税標準から所得控除額を控除し、課税所得金額を計算します。

第4段階：納付税額の計算

課税所得金額に税率を乗じて税額を算出し、税額控除額などを控除して、確定申告で納付すべき税額を計算します。

〈税 率〉		
課税総所得金額		超過累進税率
課税短期譲渡所得金額		30%
課税長期譲渡所得金額		15%
上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額	...	15%
一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額	...	15%
上場株式等に係る課税配当所得等の金額	...	15%
課税山林所得金額		超過累進税率 (5分5乗方式)
課税退職所得金額		超過累進税率

3. 課税所得金額の計算



(例 示)

これから学習する所得税の計算体系を示します。
それぞれの計算は第2章～第5章で学習します。

I 各種所得の金額

摘 要	金 額	計 算 過 程 (単位：円)
配 当 所 得	260,000	
不 動 産 所 得	9,320,400	
給 与 所 得	3,650,000	
譲 渡 所 得 (総合短期)	120,000	
一 時 所 得	1,940,000	
雑 所 得	429,000	

※ 10種類の各種所得に区分して、所得の金額を計算します。

II 課税標準

総 所 得 金 額	14,749,400	$260,000 + 9,320,400 + 3,650,000$ $+ 120,000 + 1,940,000 \times \frac{1}{2} + 429,000$ $= 14,749,400$
-----------	------------	---

※ 各種所得を総合します（2分の1する所得もあります）。

III 課税所得金額

課税総所得金額	12,370,000	所得控除 $14,749,400 - 2,379,000 = 12,370,000$ [千円未満切捨]
---------	------------	---

※ 課税標準から所得控除額を控除します。

IV 納付税額

算 出 税 額	2,546,100	$12,370,000 \times 33\% - 1,536,000$ $= 2,546,100$
配 当 控 除 額	△ 13,000	
源泉徴収税額	△ 350,000	
申告納税額	2,183,100	
予 定 納 税 額	△ 760,000	
納付すべき税額	1,423,100	

※ 課税総所得金額に税率を乗じて算出税額を計算し、そこから源泉徴収税額などを控除して納付すべき税額を計算します。

ケーススタディ

所得税の仕組みに関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 所得税は、原則として、個人が1月1日から12月31日までの暦年単位で得た所得に対して課される。
2. 所得税は、納税者が申告をした後に、税務署長が所得や納付すべき税額を決定する賦課課税方式を採用している。
3. 所得税の課税総所得金額に対する税率は、課税総所得金額が大きくなるにつれて税率が高くなる超過累進税率を採用している。
4. 所得税では、課税対象となる所得を10種類に区分し、それぞれの所得の種類ごとに定められた計算方法により所得の金額を計算する。

正解 2

1. ○ 所得税は1月1日～12月31日までの暦年単位で課税される。
2. × 所得税は「申告納税方式」が採用されている。「賦課課税方式」が採用されているものには、固定資産税等がある。
3. ○ 所得税の税率は所得金額が大きくなると税率が高くなる「超過累進税率」を採用している。
4. ○ 所得税は、所得を10種類の区分に分類してそれぞれを計算する。

＜理解度テスト＞

次の記述のうち、正しいものには○印を、誤っているものには×印を付けなさい。

- () (1) 給与所得者が、確定申告しなければ控除できない所得控除は、医療費控除のみである。
- () (2) 給与所得者であっても、年収が2,000万円を超えている場合には、確定申告をしなければならない。
- () (3) 所得税の計算においては、まず所得を10種類に分類する。
- () (4) その年分の所得税の確定申告期限は原則として、その年の翌年2月16日から3月15日までであるが、還付を受けるための申告書は、翌年2月16日前でも提出できる。
- () (5) 給与収入が500万円で雑所得の金額が10万円の人は、確定申告しなければならない。
- () (6) 事業所得の金額が所得控除額以下で、かつ、その他の所得がない場合であっても確定申告しなければならない。
- () (7) 給与所得者であれば、所得税が源泉徴収されているので、確定申告の義務はない。
- () (8) 給与所得者が医療費を支払った年は、確定申告により、必ず所得税が還付される。
- () (9) 退職所得は、他の所得と合算されず、分離課税となる。
- () (10) 所得税法では、所得税の納税義務者を居住者、非居住者、内国法人、外国法人に分類して、それぞれ納税義務を定めている。

<解答>

- (1) × 年末調整では控除できず確定申告しなければならないのは、**雑損控除、医療費控除および寄附金控除**の3つである。
- (2) ○ 正しい記述である。
- (3) ○ 正しい記述である。
- (4) ○ 正しい記述である。
還付申告は、2月16日前であっても提出することができる。また、3月15日後であっても、時効となる**5年以内**（その年の翌年1月1日から5年以内）であればいつでも申告することができる。
- (5) × 給与所得者で給与所得および退職所得以外の所得金額が**20万円以下**であれば、確定申告する必要はない。ただし、医療費控除などの適用を受けるために申告する場合には、20万円以下の所得も合わせて申告しなければならない。
- (6) × 事業所得が所得控除額以下でその他の所得がない場合には、所得税の算出税額がないため確定申告する必要はない。
- (7) × 給与所得者は、所得税が源泉徴収されていても年末調整を受けるなどの要件を満たさなければ確定申告しなければならない。
- (8) × 年末調整を受けている、他に所得がない、一定額以上の医療費を支払っているなどの場合でなければ、必ずしも還付されるとは限らない。
- (9) ○ 正しい記述である。
- (10) ○ 正しい記述である。

＜キーワードチェック＞

- ☐ 所得税は、その年の（ ① ）から（ ② ）までの所得に対して課税される。
- ☐ 所得税は、納税者が一暦年間の所得とその税額を自ら計算し、翌年（ ③ ）から（ ④ ）までの間に確定申告を行って納税しなければならない（ ⑤ ）方式を採用している。
- ☐ 確定申告が必要な給与所得者は、給与等の収入金額が（ ⑥ ）万円を超える者、給与所得および退職所得以外の所得の金額が（ ⑦ ）万円を超える者や（ ⑧ ）ヵ所以上から給与等の支払いを受けている者である。
- ☐ 給与所得者に係る年末調整で控除できない所得控除は、（ ⑨ ）、（ ⑩ ）および寄附金控除であり、これらの控除を受ける場合には確定申告（還付申告）が必要となる。

＜解答＞

- ① 1月1日 ② 12月31日 ③ 2月16日 ④ 3月15日 ⑤ 申告納税 ⑥ 2,000 ⑦ 20
⑧ 2 ⑨ 雑損控除 ⑩ 医療費控除

第2章

各種所得の金額の計算

CONTENTS

- ★★ 1 利子所得
- ★★★ 2 配当所得
- ★★★ 3 不動産所得
- ★★★ 4 事業所得
- ★★★ 5 給与所得
- ★★★ 6 退職所得
- 7 山林所得
- ★★★ 8 譲渡所得
- ★★★ 9 一時所得
- ★★★ 10 雑所得

■この章のポイント

個人が稼得した所得は、所得の性質（担税力）を考慮するために10種類に分類して所得の金額を計算する。

この章では、どのようにしてそれぞれの所得の性質に応じた形で所得の金額を計算し課税の公平を図っているのかを学習していく。

1 利子所得

★★

公社債や預貯金の利子などが利子所得になる

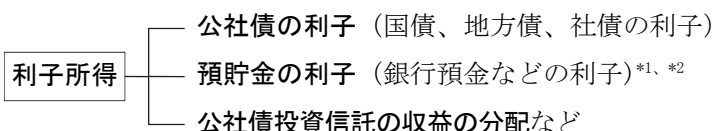
Theme

1 利子所得とは 頻出！

利子所得とは、公社債および預貯金の利子ならびに公社債投資信託の収益の分配などに係る所得をいいます。

*1 友人に対する貸付金の利子は利子所得ではなく雑所得になります。

*2 事業用資金の銀行預金の利子は事業所得ではなく利子所得になります。



2 非課税とされるもの

利子所得のうち次のものは非課税になります。

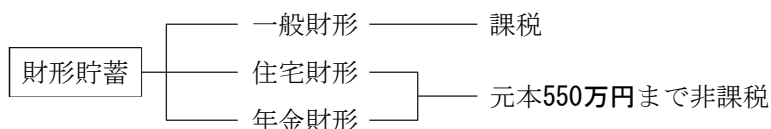
(1) 障害者等のマル優などの利子

障害者等については、元本350万円以下の少額預貯金等の利子（マル優）、元本350万円以下の公債（国債・地方債）の利子（マル特）は、非課税になります。

(2) 財形貯蓄の利子のうち一定のもの

サラリーマンの財形貯蓄のうち住宅財形貯蓄と年金財形貯蓄について、あわせて元本550万円までの利子は、非課税になります。

【財形貯蓄制度】



(3) 納税準備預金の利子

納税準備預金の利子は、原則として非課税になります。

ただし、納税準備預金を租税納付目的以外で引出した場合には、課税されます。

3 利子所得の金額

利子所得の金額は、受取った利子の金額（収入金額）をいい、控除する金額はありません。

4 源泉徴収

利子所得は、支払を受けるときに、20%（所得税15%※、住民税5%）が源泉徴収されます。

※ 所得税は、復興特別所得税2.1%増（15%→15.315%）とされます。
したがって住民税と合わせて20.315%となります。

5 課税方法 **頻出！****(1) 預貯金の利子など**

源泉徴収税額だけで、所得税や住民税の課税関係が完結します。

これを、源泉分離課税*1といい、確定申告をする必要はありません。

(2) 特定公社債の利子*2、*3、公社債投資信託の収益の分配など

次のうちいずれかを選択します。

① 申告不要*4

確定申告をしないことができます。

源泉徴収税額だけで、所得税や住民税の課税関係が完結します。

したがって、源泉分離課税と同様になります。

② 申告分離課税*4

他の所得と合算せず分離して課税されますが、確定申告は必要です。

上場株式等に係る配当所得等の金額という課税標準で課税します（P24、62参照）。

*1 源泉分離課税は、源泉徴収が行われたことで適正な税額が納税されたことになり、課税関係が完結します。確定申告を行うこともできません。

*2 一般公社債の利子は源泉分離課税の対象となります。

*3 特定公社債とは国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債などをいいます。

*4 特定公社債の利子等については、確定申告が必要ですが、すでに源泉徴収が行われているため、申告をしないこともできます。

なお、上場株式等の譲渡損失の金額などがある場合には、利子に係る源泉徴収税額の還付が行われることもありますので、このときは申告分離課税を選択して、確定申告を行うと有利です。

【例 題】

利子所得の課税方法を説明しなさい。

- (1) 定期預金の利子
- (2) 国債の利子

【解 答】

- (1) は、源泉分離課税
- (2) は、申告不要又は申告分離課税（選択適用）

ケーススタディ

所得税における利子所得に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 特定公社債の利子については、申告分離課税の対象となる。
2. 一般公社債（特定公社債以外の公社債）の利子については、源泉分離課税の対象となる。
3. 公募公社債投資信託の収益分配金については、申告分離課税の対象となる。
4. 友人への貸付金より受けた利息に係る所得は、利子所得に該当する。

正解 4

1. ○ 特定公社債の利子は、申告不要または申告分離課税となる。
2. ○ 一般公社債の利子は、源泉分離課税の対象となる。
3. ○ 公募公社債投資信託の収益分配金は、申告不要または申告分離課税となる。
4. × 友人への貸付金より受けた利息に係る所得は、雑所得に該当する。

2 配当所得

★★★

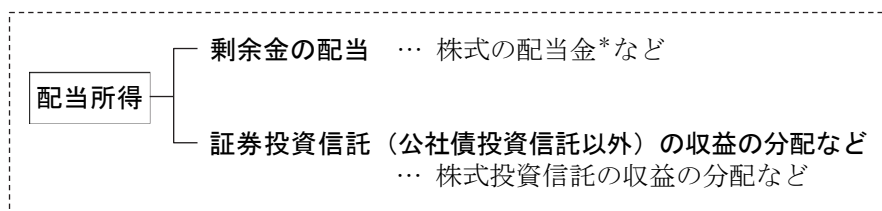
会社からの配当金などが配当所得になる

👉 頻出!

Theme

1 配当所得とは

配当所得とは、剰余金の配当および証券投資信託（公社債投資信託を除く）の収益の分配などに係る所得をいいます。



*個人事業主が事業用資金で購入した株式の配当金は事業所得ではなく、配当所得となります。

2 配当所得の金額

配当所得の金額は、受取った配当金の額（**収入金額**）から株式などを取得するための**負債の利子**（借入金の利子）の金額を控除して計算します。

$$\text{配当所得の金額} = \text{収入金額} - \text{負債の利子}$$

【例題 1】

本年中に支払いを受けた配当等（税込金額）は、次のとおりである。
配当所得の金額を計算しなさい。

- (1) A社株式の剰余金の配当 250,000円
(この株式を取得するための借入金の利子が30,000円ある)
- (2) B社株式の剰余金の配当 120,000円

【解 答】

- (1) 収入金額
A社株式 B社株式
250,000円 + 120,000円 = 370,000円
- (2) 負債の利子
30,000円
- (3) 配当所得の金額
370,000円 - 30,000円 = 340,000円

3 源泉徴収

配当所得は、支払を受けるときに、次の金額が源泉徴収されます。

【源泉徴収税率】

種 類	所得税	住民税
上場株式等（持株3%以上のものを除く）の配当	15%※	5%
証券投資信託の収益の分配		
その他（非上場、持株3%以上の上場株式等）の配当	20%※	—

※ 所得税は、復興特別所得税2.1%増（15%→15.315%、20%→20.42%）とされます。

4 課税方法 **頻出！**

*1 配当控除の適用を受けたい場合には、総合課税を選択します。

原則として**総合課税**^{*1}とされますが、下記**5**又は**6**の特例があります。
なお、総合課税とした場合は、配当控除（P129）の適用があります。

5 申告不要制度 **実技頻出****(1) 上場株式等の配当等**

上場株式等の配当等（15%源泉徴収のもの）は、金額の多寡にかかわらず申告不要（確定申告しないこと）^{*2}とすることができます。

*2 すでに源泉徴収が行われているため、申告しないこともできます。

※ 申告不要とした場合には、配当控除の適用はできません。

(2) その他（非上場株式等）の配当等

その他の配当等（20%源泉徴収のもの）は、1回の支払金額が次の金額以下であれば、申告不要とすることができます。

- ・ 計算期間1年……………10万円
- ・ 計算期間6ヶ月……………5万円

6 申告分離課税制度 **実技頻出**

上場株式等の配当等（15%源泉徴収のもの）は、15%（住民税5%）の税率で申告分離課税とすることができます。

申告分離課税は、**上場株式等の譲渡損失の金額**などがある場合に選択します^{*3}。

※ 申告分離課税とした場合には、配当控除の適用はできません。

*3 上場株式等の譲渡損失の金額などがある場合には、配当に係る源泉徴収税額の還付が行われることがあります。このときは申告分離課税を選択すると有利です。なお、この場合の課税標準は『上場株式等に係る配当所得等の金額』となり、申告分離課税とした利子所得の金額と合算します。

【課税方式と各種規定との関係】

	配当控除	上場譲渡損と 損益通算等	源泉徴収税額の精算
総 合 課 税	○	×	○
申告分離課税	×	○	○
申 告 不 要	×	×	×

(1) 上場株式等の配当等の一般的な課税方法

- ① 総合課税 …… 配当控除を適用したい場合
- ② 申告分離課税 … 上場株式等の譲渡損失と損益通算したい場合
- ③ 申告不要 …… 一般的な場合

(2) 非上場株式等の配当等の一般的な課税方法

- ① 原 則 …… 総合課税
- ② 10万円（5万円）以下の少額配当 …… 申告不要にできる
※ 高額所得者については申告不要が有利となる

【例題2】

本年中に受けた配当（税込金額）は、次のとおりである。

確定申告すべき配当所得の金額を計算しなさい。

配当の計算期間は6月とし、申告不要とできるものはすべて申告不要とする。

〔資 料〕

1. A社株式（非上場）の剰余金の配当 340,000円
2. B社株式（上 場）の剰余金の配当 150,000円
3. C社株式（非上場）の剰余金の配当 50,000円

【解 答】

- (1) A 社 340,000円
- (2) B 社 150,000円（上場であるため、申告不要）
- (3) C 社 50,000円（非上場で5万円以下のため、申告不要）
- (4) 確定申告すべき金額 340,000円（A社）

【例題3】

上場株式等に係る配当所得等の金額を計算しなさい。

- (1) 配当所得の金額〔申告分離〕 3,250,000円
 (2) 譲渡所得の金額〔上場株式等〕 △2,000,000円

【解 答】

Ⅰ 各種所得の金額

摘 要	金 額	計 算 過 程 (単位：円)
配 当 所 得 〔 申 告 分 離 〕	3,250,000	
譲 渡 所 得 〔 上 場 株 式 等 〕	△2,000,000	

Ⅱ 課税標準

上場株式等に係る 配当所得等の金額	1,250,000	損益通算^{※1} $3,250,000 - 2,000,000 = 1,250,000$
----------------------	-----------	---

※1 損益通算については、P88で学習する。

※2 上場株式等の譲渡損失と損益通算することにより、配当所得の金額について源泉徴収税額の還付を受けることができる。

- ① 源泉徴収税額（源泉徴収税率20%とする）
 $3,250,000円 \times 20\% = 650,000円$
- ② 適正税額（損益通算後）
 $(3,250,000円 - 2,000,000円) \times 20\% = 250,000円$
- ③ 還付税額
 $① - ② = 400,000円$

ケーススタディ

次の1～4の文章の中から、正しいものを1つ選びなさい。

なお、復興特別所得税は考慮しないものとする。

1. 公社債投資信託の収益の分配による所得は、配当所得となる。
2. 個人事業主が事業資金で購入した株式の配当金に係る所得は、配当所得に該当する。
3. 申告不要とした配当金についても、配当控除の適用がある。
4. 非上場株式の配当金は、所得税15%、住民税5%が源泉徴収される。

正解 2

1. × 公社債投資信託の収益の分配による所得は利子所得になる。
2. ○ 個人事業主が事業用資金で購入した株式の配当金は事業所得ではなく、配当所得となる。
3. × 確定申告しないこととした配当金は、源泉徴収だけで課税関係が完結するので、配当控除はできない。
4. × 非上場株式の配当金は、所得税20%が源泉徴収され、住民税は源泉徴収されない。

3 不動産所得

★★★

不動産等の貸し付けによる所得が不動産所得になる

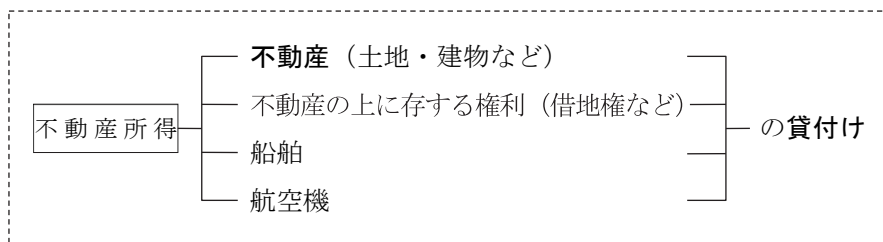


頻出！

Theme

1 不動産所得とは

不動産所得とは、**不動産**、不動産の上に存する権利、船舶または航空機の**貸付け**による所得をいいます。



2 不動産所得の金額 実技頻出

不動産所得の金額は、**総収入金額**から**必要経費**を控除して計算します。
 なお、**青色申告者**は、さらに**青色申告特別控除額**を控除します。

$$\text{不動産所得の金額} = \text{総収入金額} - \text{必要経費} - \text{青色申告特別控除額}$$

3 総収入金額 実技頻出

(1) 総収入金額となるもの

地代、家賃、礼金、権利金、更新料などがあります。

(2) 計上時期

地代や家賃などは、原則として**契約上の支払日**に計上します。

したがって、翌月分の家賃を当月末までに受け取る契約になっている場合には、**当月末に翌月分の家賃を計上***します。

ただし、前受けなどの経理をしている場合は、貸付期間に対応して計上することができます。

(3) 敷金、保証金などの取扱い

敷金、保証金などは、総収入金額に算入せず、**預り金**とします。

なお、返還不要となった金額があれば、**返還不要となった日**に、総収入金額に計上します。

*たとえば2022年の家賃収入は、2022年2月分から2023年1月分までとなります。これは、2022年1月分は2021年12月に計上され、2023年1月分は2022年12月に計上されることによりです。

4 必要経費

不動産所得の必要経費には、貸し付けた不動産の固定資産税、修繕費、損害保険料、減価償却費、借入金の利子^{*1}、管理人の給料などがあります。

※ 借入金の元本部分に係る返済額は必要経費になりません。

^{*1} 不動産所得の必要経費は、事業所得の必要経費と類似していますので『事業所得』を参照してください。

【例題1】

Aさんは賃貸用アパートの建設費用3,000万円を銀行から借入れている。本年中の返済が以下のとおりである場合に不動産所得の金額の計算上、必要経費に算入される金額を求めなさい。

借入金の元本返済額 100万円

借入金の利息支払額 60万円

【解答】

必要経費算入額 60万円（借入金の利息支払額）

5 青色申告特別控除額 実技頻出

青色申告者は、不動産所得の金額、事業所得の金額または山林所得の金額の計算をするときに、青色申告特別控除額として、55万円（電子申告等を行った場合は65万円）^{*2}または10万円を差引くことができます。

^{*2} 山林所得は55万円（65万円）の青色申告特別控除額は適用できません。

(1) 原則

青色申告特別控除額は、原則として10万円（青色申告特別控除前の不動産所得の金額、事業所得の金額および山林所得の金額の合計額を限度とする）で、①不動産所得の金額、②事業所得の金額、③山林所得の金額の順に控除します。

(2) 特例

不動産所得または事業所得を生ずべき事業^{*1}を営む青色申告者で、取引を詳細に記録している場合は、期限内申告^{*3}などを要件に55万円（青色申告特別控除前の不動産所得の金額および事業所得の金額の合計額を限度とする）を、①不動産所得の金額、②事業所得の金額の順に控除します。なお、この場合において、電子申告等の要件^{*2}を満たした場合には65万円を控除します。

^{*3} 期限後申告の場合であっても、10万円の特別控除は受けることができます。青色申告特別控除を受けられないわけではありません。

※1 不動産所得しかない場合には、不動産等の貸し付けを事業として営んでいなければなりません。

具体的には、貸家は5棟以上、アパートなどは10室以上有していなければなりません。

※2 電子申告または電子帳簿保存を行うことをいいます。

【青色申告特別控除】

	対象となる所得等			控除額
原則	不動産所得・事業所得・山林所得			10万円
特例	不動産所得（事業的規模） 事業所得	取引を詳細 に記録	—	55万円
			電子申告等	65万円

6 所得の判定で注意すべきもの

(1) 看板設置使用料など

建物の屋上や土地などに広告用看板を取り付けさせる場合の使用料も
不動産所得になります。

(2) 下宿・駐車場などの所得

単なる不動産の貸し付けではなく、サービスの提供を伴うもの*は事
業所得または雑所得になります。

*アパートや下宿にお
いて食事の提供を行
う場合や駐車場にお
いて保管責任を負う
場合などは事業所得
または雑所得になり
ます。

(3) 従業員用アパートの家賃

社宅や従業員用アパートの家賃は、**事業所得**になります。

(4) 不動産等の譲渡による所得

不動産等の譲渡による所得は、不動産所得ではなく**譲渡所得**になりま
す。

(5) 事業的規模の不動産等の貸付による所得

不動産等の貸付規模が事業的規模であっても、その所得は事業所得で
はなく、**不動産所得**になります。

【例題2】

次のうち、不動産所得に該当するものを選びなさい。

- (1) 販売業を営む者の従業員用アパートの貸付けに係る家賃収入
- (2) 広告用看板の建物の屋上使用料
- (3) 賃貸アパートを譲渡したことによる収入
- (4) 事業的規模で不動産の貸付けを行ったことによる賃貸料収入

【解 答】

(2)、(4)

※ 事業所得になるもの (1)

譲渡所得になるもの (3)

【例題3】

Aさんはアパート1棟（16室）を有しており、本年分の収入金額、必要経費は以下のとおりである。なお、期限内申告を行うものとする。
不動産所得の金額を計算しなさい。

Aさんは、青色申告者で、取引内容を詳細に記録しており、電子申告を行っている。

家賃は、翌月分を毎月末日までに受領する契約である。

(1) 収入金額

家賃	8,920,000円（翌年1月分750,000円が含まれている）
権利金	2,640,000円（うち、1,320,000円は契約満了時に全額返還するものである）

(2) 必要経費 6,044,000円

【解答】

(1) 総収入金額

$8,920,000円 + (2,640,000円 - 1,320,000円) = 10,240,000円$

翌年1月分の家賃は本年12月末日に受領する契約であるため、本年分の家賃収入となる。

(2) 必要経費

6,044,000円

(3) 青色申告特別控除額

$(1) - (2) \geq 650,000円 \quad \therefore 650,000円$

16室（10室以上）のため事業的規模となり、電子申告等の要件を満たすことから青色申告特別控除額は65万円となる。

(4) $10,240,000円 - 6,044,000円 - 650,000円 = 3,546,000円$

ケーススタディ

所得税における不動産所得の金額の計算上、総収入金額に算入される金額として、最も不適切なものはどれか。

1. 建物の貸付けにより受け取る権利金（返還を要しないもの）
2. 建物の貸付けにより受け取る賃貸料
3. 建物の賃貸借契約を仲介する際に受け取る仲介手数料
4. 建物の賃貸借契約を更新する際に貸主が受け取る更新料

正解 3

1. ○ 敷金、保証金などの権利金は預り金となり、総収入金額に算入されないが、返還を要しないものは、総収入金額に算入される。
2. ○ 賃貸料は、総収入金額に算入される。
3. × 不動産仲介業の手数料は、不動産所得ではなく事業所得となるため、不動産所得の金額の計算上、総収入金額には算入できない。
4. ○ 更新料は、総収入金額に算入される。

4 事業所得

★★★

事業（商売）から生ずる所得が事業所得になる

Theme

1 事業所得とは

事業所得とは、農業、小売業、卸売業、製造業、サービス業その他の事業から生ずる所得をいい、プロスポーツ選手、作家、俳優などの自由業の所得も事業所得になります。

《次のものも事業所得になる》^{*1}

- (1) 社宅や従業員用アパートの使用料収入
- (2) 取引先や従業員に対する貸付金の利子^{*2}
- (3) 棚卸資産の保険金等^{*3}

*1 事業用の建物、土地や車両などの譲渡による所得は、譲渡所得となります。

*2 友人に対する貸付金の利子は雑所得となります。

2 事業所得の金額 頻出！ 実技頻出

事業所得の金額は総収入金額から必要経費を控除して計算します。

なお、青色申告者は、さらに青色申告特別控除額（P29参照）を控除します。

*3 棚卸資産が運送中に損傷したり、火災で焼失した場合に受取った保険金や損害賠償金も事業所得になります。

事業所得の金額 = 総収入金額 - 必要経費 - 青色申告特別控除額

3 総収入金額の計上時期

商品などの棚卸資産の販売による収入金額は、原則として引き渡しがあった日に計上します。

【例題1】

次のうち事業所得に係る総収入金額に算入されるものを選びなさい。

- (1) 従業員に対する貸付金利子
- (2) 取引先の株式を保有していることによる配当金収入
- (3) 従業員用アパートの家賃収入
- (4) 事業用自動車の売却収入
- (5) 事業用資金の銀行預金の利息

【解答】

(1)、(3)

※ (2)は配当所得、(4)は譲渡所得、(5)は利子所得

4 必要経費

事業所得に係る必要経費については、原則として、①**売上原価等**および②その年における**販売費、一般管理費等**の費用（償却費以外の費用については債務の確定していないものを除く）の額とします。

5 売上原価**(1) 売上原価の計算**

売上原価は、次の算式により計算します。

$$\text{年初棚卸高} + \text{当年仕入高} - \text{年末棚卸高} = \text{売上原価}$$

売上原価

年初棚卸高	売上原価
当年仕入高	
	年末棚卸高

(2) 選定できる評価方法

棚卸資産の評価方法は、**原価法**（先入先出法、総平均法、移動平均法、最終仕入原価法など）によります。

なお、**青色申告者**は、**低価法**（原価と年末時価のいずれか低い方を評価額とする方法）を選定することができます。

(3) 評価方法の届出

事業を開始した場合には、事業開始年分の確定申告期限まで（**開業年の翌年3月15日まで**）に、評価方法を届出しなければなりません。

なお、評価方法を変更しようとする場合には、変更しようとする年の3月15日までに承認申請書を提出します。

(4) 法定評価方法

評価方法を届出なかった場合には、**最終仕入原価法**を選定したことになります。

6 家事関連費、租税公課など

(1) 家事関連費

店舗併用住宅の家賃や水道光熱費のように、業務上の経費と家事上の経費が含まれている経費を、家事関連費といいます。

家事関連費には、生活費部分が含まれていますので、**業務の遂行上必要であることが明らかにできる部分だけ**を必要経費にします。

(2) 租税公課 **頻出！**

① 必要経費にできないもの

イ 所得税および住民税

……所得の処分の性格

※ 利子税のうち一定のものは、必要経費にすることができます。

※ 所得税を納めるための借入金の利子は、必要経費にすることはできません。

ロ 延滞税、過少申告加算税、無申告加算税、不納付加算税および重加算税ならびに印紙税の過怠税……罰則的な性格

ハ 延滞金、過少申告加算金、不申告加算金および重加算金 ……罰則的な性格

ニ 罰金、科料および過料（交通反則金など）

……罰則として課されたもの

※ レッカー代などは、業務の遂行上必要なものであれば、必要経費にすることができます。

② 必要経費にできるもの

固定資産税、都市計画税、事業税、不動産取得税、登録免許税、印紙税などで業務に係るものは必要経費にします。

(3) 交際費など

業務の遂行上必要なものであれば、**全額必要経費**になります。

なお、法人税では必要経費（損金）にできる限度額などがあります。

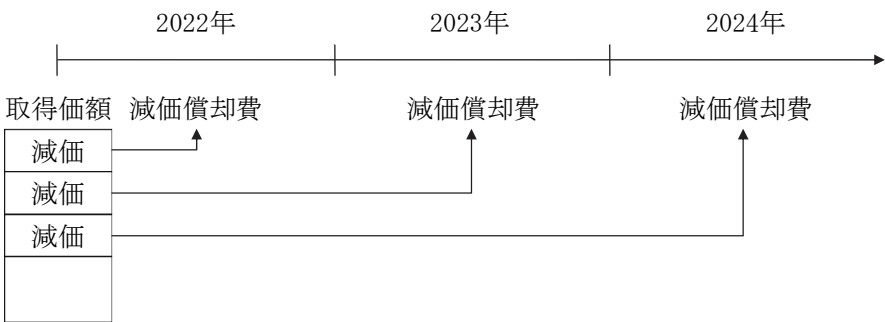
7 減価償却 **頻出！** **実技頻出**

建物、備品、車両運搬具などは、使用している間に、少しずつ価値が減少（減価）します。

そこで、決算に際して、これらの資産について本年分の減価分を計算し、それを減価償却費（必要経費）として計上し、同時にその資産の帳簿価額を減額させます。

この手続のことを、**減価償却**といいます。

【減価償却の仕組】



(1) 選定できる減価償却方法

- 建 物 等 …… 定額法
※ 建物、2016年4月1日以後取得の建物附属設備および構築物
上記以外 …… 定額法または定率法

① 定額法

取得価額 × 定額法償却率

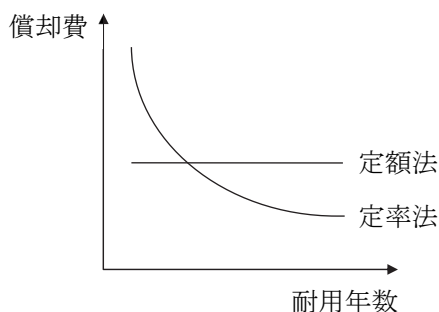
② 定率法

(取得価額－償却費の額の累積額) × 定率法償却率

(参考) 償却率

耐用年数	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年
定額法	0.500	0.334	0.250	0.200	0.167	0.143	0.125	0.112	0.100
定率法	1.000	0.667	0.500	0.400	0.333	0.286	0.250	0.222	0.200

【定額法と定率法】*1



*1 定率法は定額法に比べて耐用年数の初期において多額の償却費を計上することができますが、耐用年数が経過するごとに急速に償却費が減少します。

(2) 償却方法の届出

事業を開始した場合には、事業開始年分の確定申告期限まで（開業年の翌年3月15日まで）に、償却方法を届出しなければなりません。

なお、償却方法を変更しようとする場合には、変更しようとする年の3月15日までに承認申請書を提出します。

(3) 法定償却方法

建物等以外の減価償却資産について償却方法を届出なかった場合は、**定額法***2を選定したことになります。

*2 法人税の場合には、定率法が法定償却方法となります。

(4) 年の中で業務の用に供した場合

$$\text{年償却費} \times \frac{\text{業務供用日から年末までの月数（1月未満切上）}}{12}$$

(5) 少額減価償却資産*3の必要経費算入

取得価額が10万円未満の減価償却資産は、取得価額相当額を業務の用に供した年分の必要経費に算入します。

※ 青色申告者である中小事業者等（常時使用する従業員数が500人以下の個人）は、取得価額が30万円未満（1年間で300万円限度）のものについては、少額減価償却資産として、取得価額相当額を業務の用に供した年分の必要経費に算入することができます。

*3 貸付用（主要な事業として行われるものを除く）を除きます。

【例題2】

次の資料にもとづき、減価償却費の額を計算しなさい。

なお、青色申告者である中小事業者に該当し、償却方法の届出を行ったことはない。また、資産はすべて貸付の用に供するものではない。

資 産	取得価額	耐用年数	備 考
備 品 A	1,200,000円	8 年	本年10月11日に事業供用
備 品 B	287,000円	6 年	本年8月18日に事業供用
車 両	1,100,000円	5 年	本年3月7日に事業供用

耐用年数	5 年	6 年	7 年	8 年
定額法	0.200	0.167	0.143	0.125
定率法	0.400	0.333	0.286	0.250

【解 答】

$$(1) \text{ 備品 A } 1,200,000\text{円} \times 0.125 \times \frac{3}{12} = 37,500\text{円}$$

※ 償却方法の届出を行わなかった場合には法定償却方法である「定額法」が適用される。

$$(2) \text{ 備品 B } 287,000\text{円} < 300,000\text{円} \quad \therefore 287,000\text{円}$$

※ 青色申告者である中小事業者に該当するため、取得価額30万円未満の減価償却資産については、その取得価額相当額を業務供用年分の必要経費に算入できる。

$$(3) \text{ 車 両 } 1,100,000\text{円} \times 0.200 \times \frac{10}{12} = 183,333\text{円}$$

※ 償却方法の届出を行わなかった場合には法定償却方法である「定額法」が適用される。

$$(4) (1) + (2) + (3) = \underline{507,833\text{円}}$$

8 同一生計親族が事業から受ける対価**(1) 原則的取扱い**

事業主と同一生計^{*1}の親族が、その事業主から給料、利息、地代家賃などの支払いを受ける場合には、次のように取扱われます。

① 事業主

イ 同一生計親族に支払った給料、利息、地代家賃などは、必要経費に算入できません^{*2}。

ロ 同一生計親族が負担する必要経費を、事業主の必要経費に算入します。

② 同一生計親族

事業主から受け取った給料、利息、地代家賃などおよびそれらに係る必要経費はないものとみなされます。

^{*1} 「同一生計」とは、明らかに独立した生活をしていない限り、同居している場合をいいます。また、別居していても生活費の仕送りをしている場合なども該当します。

^{*2} 親族であっても別生計（別生計の父母など）であれば、その者に支払った給料、利息、地代家賃などは必要経費に算入できます。

【例題3】

Aさんは、物品販売業を行うにあたり、同一生計の妻の所有する建物を倉庫として使用し、その使用料を妻に支払っている。以下の資料のうち、Aさんの本年分の所得税における事業所得の金額の計算上、必要経費となる金額はいくらか。

（倉庫用建物に係る費用）

① 妻に支払った賃借料	36万円
② 妻が負担した固定資産税	10万円
③ 減価償却費	20万円

【解答】

Aさんが妻に支払った賃借料は、Aさんの必要経費と認められない。

Aさんの妻が負担した固定資産税および妻の所有する建物の減価償却費は、Aさんの必要経費として認められる。

$$\therefore \frac{10\text{万円}}{\text{固定資産税}} + \frac{20\text{万円}}{\text{減価償却費}} = 30\text{万円}$$

(2) 青色事業専従者給与 **頻出！**

法人税では、役員報酬は不相当に高額な部分を除き、原則として損金に算入されます。

そこで、法人税とのバランスを図る上から、所得税においても、この取扱いが設けられました。

① 内 容

イ 事業主

青色申告者と同一生計の親族（年齢15歳未満の者を除く）で、その青色申告者の営む事業に専ら従事するもの（青色事業専従者）が、「青色事業専従者給与に関する届出書」の記載額の範囲内において給与^{*1}の支払いを受けた場合には、その給与のうち、**労務の対価として相当な金額**は、事業主の**必要経費**に算入します。

ロ 青色事業専従者

事業主の所得の金額の計算上、必要経費に算入された金額は、青色事業専従者の**給与所得に係る収入金額**とします。

② 手 続

この特例を受けようとする年の**3月15日まで**^{*2}（その年1月16日以降新規開業などの場合には、新規開業日などから**2ヶ月以内**）に「青色事業専従者給与に関する届出書」を提出しなければなりません。

③ その他

イ 青色事業専従者

青色事業専従者は、事業主の事業に専従しなければなりません、次に該当する人は、その期間は原則として専従期間にはなりません。

- ・ 高校、大学、専修学校などの学生または生徒である人
- ・ 他に職業のある人など

ロ 退職金の取り扱い

青色事業専従者に支払った**退職金は必要経費に算入できません**。
必要経費にできるのは、毎月の**給与と賞与**（ボーナス）に限られています。

*1 必要経費に算入できるのは「給与」のみであり、利息や地代は対象となりません。

なお、必要経費に算入できる給与は「実際に支給」されたものであることが必要です。

*2 「青色事業専従者給与に関する届出書」の提出期限は「特例を受けようとする年の翌年3月15日まで」ではないことに注意してください。

【例題 4】

青色申告者であるAさんは、物品販売業を行うにあたり、同一生計の妻を青色事業専従者として「青色事業専従者給与に関する届出書」を期日までに提出し、給与の支払いを行っている。以下の資料のうち、Aさんの本年分の所得税における事業所得の金額の計算上、必要経費となる金額はいくらか。

(妻に支払った給与)

300万円

※ Aさんは妻を青色事業専従者とする所定の届出を行い、その他の要件を満たしている。なお、支払った給与は「青色事業専従者給与に関する届出書」に記載された範囲内であり、労務の対価として相当な金額である。

【解 答】

Aさんが妻に支払った給与は「青色事業専従者給与」であるためAさんの必要経費として認められる。

∴ $\frac{300\text{万円}}{\text{青色事業専従者給与}}$

(3) 事業専従者控除

青色申告者以外の事業主と同一生計の親族（年齢15歳未満の者を除く）で、その事業主の営む事業に専ら従事するもの（事業専従者）がある場合には、事業専従者1人につき、次のうち**いずれか少ない金額**（事業専従者控除額）は、事業主の必要経費とみなされます。

① 年間500,000円（配偶者の場合860,000円）

② $\frac{\text{この規定適用前の事業所得などの金額}}{\text{事業専従者の数} + 1}$

なお、必要経費とみなされた金額は、各事業専従者の給与所得に係る収入金額とみなされます。

(4) 所得控除との関係 頻出！

青色事業専従者や事業専従者は、所得要件を満たしていても、事業主又はその同一生計親族の配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除および障害者控除の対象となりません。

ケーススタディ

所得税における事業所得の金額の計算における必要経費に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 減価償却資産の償却方法は、「所得税の減価償却資産の償却方法の届出書」を提出していない場合、原則として定率法により計算する。
2. 「青色事業専従者給与に関する届出書」を提出した場合、青色事業専従者に実際に給与を支給したかどうかにかかわらず、その届出額を必要経費に算入することができる。
3. 個人事業主が自己を被保険者とする所得補償保険の保険料を支払った場合、その全額を必要経費に算入することができる。
4. 個人事業主が事業所得に係る個人事業税を納付した場合、その全額を必要経費に算入することができる。

正解 4

1. × 所得税法における法定償却方法は、定額法となる。そのため、届出をしなかった場合は、定額法で減価償却を行う。
2. × 事業所得の必要経費に算入できるのは、届出書に記載した金額の範囲内で実際に支給した額となる。
3. × 個人事業主が自己を被保険者とする所得補償保険の保険金は非課税であることから、その保険料は、必要経費に算入できない。
4. ○ 事業税は必要経費に算入できる。

5 給与所得

★★★

給料や賞与（ボーナス）などが給与所得になる

Theme

1 給与所得とは

給与所得とは、俸給、給料、賃金、歳費および賞与（ボーナス）など^{*1}の所得をいいます。

^{*1} 住宅手当、扶養手当なども給与所得となります。

2 非課税とされるもの

次のものは、非課税^{*2}とされます。

- (1) 出張旅費等
- (2) 通勤手当（運賃、時間、距離などの事情により経済的、かつ、合理的と認められる部分の金額で、非課税限度額は、月150,000円）など

^{*2} 雇用保険の基本手当（失業手当）や高齢年齢雇用継続給付金、健康保険の傷病手当金なども非課税となります。

3 給与所得の金額 頻出！ 実技頻出

給与所得の金額は、受取った給料などの金額（収入金額）から給与所得控除額を控除した残額とします。

$$\text{給与所得の金額} = \text{収入金額} - \text{給与所得控除額}$$

<給与所得控除額>

給与所得控除額は、収入金額に応じて、次のように決められています^{*3}。

給与の収入金額		給与所得控除額
162.5万円以下		55万円
162.5万円超	180万円以下	収入金額×40%－10万円
180万円超	360万円以下	収入金額×30%＋8万円
360万円超	660万円以下	収入金額×20%＋44万円
660万円超	850万円以下	収入金額×10%＋110万円
850万円超		195万円

^{*3} 2020年分より、給与所得控除額が一律10万円引き下げられ、限度額が適用される給与収入が1,000万円超から850万円超に、その限度額も220万円から195万円に引き下げられました。

(例 示)

(1) 給与収入が100万円の場合

- ① 収入金額 1,000,000円
- ② 給与所得控除額
 $1,000,000円 \leq 1,625,000円 \quad \therefore 550,000円$
- ③ $1,000,000円 - 550,000円 = 450,000円$

(2) 給与収入が300万円の場合

- ① 収入金額 3,000,000円
- ② 給与所得控除額
 $3,000,000円 \times 30\% + 80,000円 = 980,000円$
- ③ $3,000,000円 - 980,000円 = 2,020,000円$

■ 給与所得の金額

収入金額	給与所得控除額	給与所得の金額
55万円	55万円	0円
100万円	55万円	45万円
200万円	68万円	132万円
300万円	98万円	202万円
400万円	124万円	276万円
500万円	144万円	356万円
1,000万円	195万円	805万円

控除額の最低額は55万円なので、収入金額が55万円以下であれば、給与所得の金額がゼロ、つまり無税ということになります。

なお、上記の表のように一般的なサラリーマンであれば、おおむね年収の6～8割程度の金額が給与所得の金額になります。

4 給与所得者の特定支出控除額

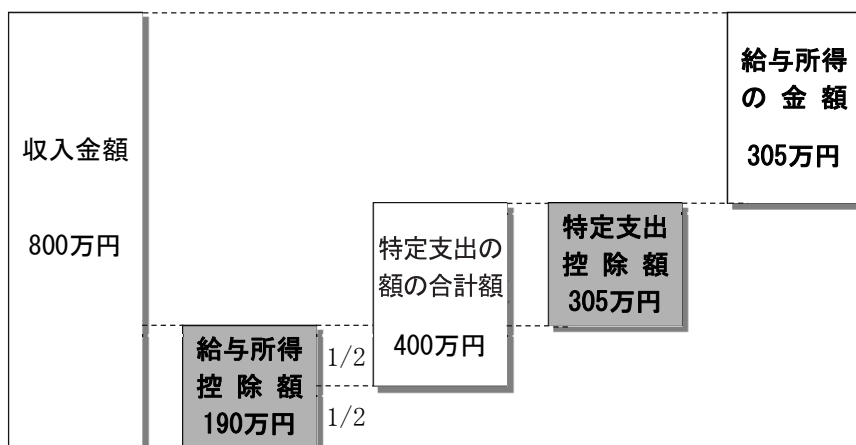
特定支出の額の合計額が給与所得控除額の2分の1を超える場合には、確定申告により、その超える部分の金額を控除することができます。

特定支出とは、次の支出（勤務先から支払われる金額のうち、非課税とされる部分の金額等を除く）をいいます。

なお、特定支出控除を受けるためには、確定申告を行う必要があります。

- ① 通勤のための支出
- ② 転任にともなう転居のための支出
- ③ 職務上の研修のための支出
- ④ 資格取得のための支出
- ⑤ 配偶者と別居をとまなう単身赴任者の帰郷等のための支出
- ⑥ 書籍・衣服等の購入又は交際費等の支出（65万円限度）
- ⑦ 職務上の旅費

◆ 特定支出控除の特例を受ける場合の給与所得の金額



5 所得金額調整控除

*2020年分以降、子育て等に対して配慮する観点から、23歳未満の扶養親族を有する者や特別障害者控除の対象である扶養親族等を有する者等については、給与所得控除の引き下げによる負担増が生じないようにするため、所得金額調整控除が創設されました。

(1) 子育て・介護世帯*

給与等の収入金額が850万円を超える者で、次のいずれかに該当する場合には、総所得金額を計算する段階（第2段階）で、給与所得の金額から次の算式で計算した「所得金額調整控除」を控除します。なお、控除額は最大15万円となります。

- ① 本人が特別障害者に該当する場合
- ② 年齢23歳未満の扶養親族を有する場合
- ③ 特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する場合

所得金額調整控除 = (給与等の収入金額※ - 850万円) × 10%

※ 1,000万円を限度

(例 示)

(1) 給与収入が900万円の場合

- ① 収入金額
9,000,000円
- ② 給与所得控除額
1,950,000円
- ③ 給与所得の金額
9,000,000円 - 1,950,000円 = 7,050,000円
- ④ 所得金額調整控除額
(① - 8,500,000円) × 10% = 50,000円
- ⑤ 所得金額調整控除額を控除した後の給与所得の金額
③ - ④ = 7,000,000円

(2) 給与収入が1,100万円の場合

- ① 収入金額
11,000,000円
- ② 給与所得控除額
1,950,000円
- ③ 給与所得の金額
11,000,000円 - 1,950,000円 = 9,050,000円
- ④ 所得金額調整控除額
(10,000,000円※ - 8,500,000円) × 10% = 150,000円
※ 11,000,000円 > 10,000,000円 ∴ 10,000,000円
- ⑤ 所得金額調整控除額を控除した後の給与所得の金額
③ - ④ = 8,900,000円

(2) 給与収入と公的年金等の受給がある場合*

給与所得控除後の給与等の金額および公的年金等に係る雑所得の金額があり、かつ、これらの合計額が10万円を超える場合には、総所得金額を計算する段階で、給与所得の金額から、次の算式で計算した金額を控除します。なお、控除額は**最大10万円**となります。

$$\text{所得金額調整控除} = \text{給与所得控除後の給与等の金額}^{\ast} + \text{公的年金等に係る雑所得の金額}^{\ast} - 10\text{万円}$$

※ それぞれ10万円を限度

* 2020年分以降、給与所得、年金所得の両方を有する者については、給与所得控除額及び公的年金等控除額の両方が10万円引き下げられることから、基礎控除の額が10万円引き上げられたとしても、給与所得控除額及び公的年金等控除額の合計額が10万円を超えて減額となるケースがあり得るため、給与所得と年金所得の双方を有する者に対する所得金額調整控除が創設されました。

ケーススタディ

次の1～4の文章の中から、誤っているものを1つ選びなさい。

1. 出張旅費等で通常必要と認められる範囲内の金額は非課税になる。
2. 通勤手当は、交通機関利用の場合、月額15万円まで（運賃、時間などの事情により経済的、かつ、合理的と認められる金額）は非課税とされる。
3. 住宅手当、扶養手当などは非課税になる。
4. 給与所得の金額の計算上、特定支出の額の合計額が給与所得控除額の2分の1を超える場合には、確定申告により、その超える部分の金額を控除することができる。

正解 3

1. ○ 出張旅費等は、非課税になる。
2. ○ 通勤手当（月額15万円まで）は、非課税になる。
3. × 住宅手当や扶養手当は、給与所得として課税される。
4. ○ 特定支出の額の合計額が給与所得控除額の2分の1を超える場合には、確定申告により、その超える部分の金額を控除することができる。

6 退職所得

★★★

退職一時金が退職所得になる

Theme

1 退職所得とは

退職所得とは、退職手当、一時恩給など退職により一時に受ける給与に係る所得をいいます。

なお、次のものも退職所得として課税されます。

(注) みなし退職手当等^{*1}

- (1) 厚生年金保険法などに基づく一時金
- (2) 確定給付企業年金法に基づく一時金など
- (3) 小規模企業共済契約に基づく一括受取の共済金（解約手当金）

^{*1} 年金形式で受け取った場合には、雑所得（公的年金等）に分類されます。

2 非課税とされるもの

死亡退職金などで、死亡後3年以内に支給が確定したものは、相続税の課税対象とされるため、所得税は非課税とされます。

3 退職所得の金額 頻出！ 実技頻出

(1) 原則

退職所得の金額は、受け取った退職金の金額（収入金額）から退職所得控除額を控除し、その残額を2分の1して計算^{*2}します。

$$\text{退職所得の金額} = (\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times \frac{1}{2}$$

^{*2} 各種所得の金額（第1段階）の計算上、 $\frac{1}{2}$ する所得は退職所得のみとなります。総合長期譲渡所得や一時所得と区別してください。

退職所得控除額は、勤続年数に応じて、次のように決められています。

勤続年数	退職所得控除額
20年以下	40万円×勤続年数（最低80万円）
20年超	800万円＋70万円×（勤続年数－20年）

※ 勤続年数の1年未満の端数は切り上げます。

(2) 特例

① 特定役員退職手当等

特定役員退職手当等（法人の役員、国会議員、公務員などで、勤続年数が5年以下であるものの退職手当等）に係る退職所得の金額^{*1}は、2分の1しない金額とされます。

*1 退職所得控除額を控除した後の金額です。

② 短期退職手当等

短期退職手当等（役員等以外の者としての勤続年数が5年以下であるものの退職手当等のうち、特定役員退職手当等に該当しないもの）に係る退職所得の金額^{*1}で、300万円超の部分は、2分の1しない金額とされます^{*2}。なお、300万円以下の部分については、2分の1されます。

*2 短期退職手当等に該当した場合には、退職所得控除額を控除した残額に応じて、次のように計算が行われます。

- ① 300万円以下の場合…2分の1に相当する金額
- ② 300万円超の場合…150万円＋{収入金額－(300万円＋退職所得控除額)}

【例題1】

Aさんは本年B社を退職し、退職金 15,000,000円（税引前の金額）を取得した。
B社の勤続期間は、25年2ヶ月である。
Aさんの本年分の退職所得の金額を計算しなさい。

【解答】

(1) 収入金額 15,000,000円

(2) 退職所得控除額

8,000,000円＋700,000円×(26年^{*}－20年)＝12,200,000円

※ 25年2ヶ月→26年（1年未満切上）

(3) (15,000,000円－12,200,000円) × $\frac{1}{2}$ ＝1,400,000円

4 課税方法 頻出！

老後の生活保障等の性格から、金額の多寡にかかわらず、他の所得と区別する分離課税制度を採り、超過累進税率を適用します。

5 源泉徴収

退職する際は、「退職所得の受給に関する申告書」を提出*します。提出する場合は、次の金額（復興特別所得税2.1%増の金額）が源泉徴収されます。

この場合、退職所得については、確定申告をする必要はありません。

* 「退職所得の受給に関する申告書」を提出しない場合には、所得税20%（復興特別所得税を含めて20.42%）が源泉徴収されます。この場合においても確定申告により精算されるため適正税額となります。

(1) 所得税の額

$$\text{所得税の額} = \text{退職所得の金額}^* \times \text{税率(A)} - \text{控除額(B)}$$

※ 千円未満切捨

<退職所得の源泉徴収税額の速算表>

退職所得の金額	税 率 (A)	控除額 (B)
195万円以下	5 %	0
195万円超 ～ 330万円以下	10%	97,500円
330万円超 ～ 695万円以下	20%	427,500円
695万円超 ～ 900万円以下	23%	636,000円
900万円超 ～ 1,800万円以下	33%	1,536,000円
1,800万円超 ～ 4,000万円以下	40%	2,796,000円
4,000万円超	45%	4,796,000円

(2) 住民税の額

$$\text{住民税の額} = \text{退職所得の金額}^* \times 10\%$$

※ 千円未満切捨

【例題2】

会社員のAさんが、勤続年数37年4ヵ月でD社を退職し、退職金3,000万円（支給総額）を受け取ることとなった場合において、退職金の手取額を求めなさい。

Aさんは、D社に、「退職所得の受給に関する申告書」を提出する。
なお、復興特別所得税も考慮すること。

<退職所得の源泉徴収税額の速算表>

退職所得の金額	税 率	控除額
195万円以下	5 %	0
195万円超 ～ 330万円以下	10%	97,500円
330万円超 ～ 695万円以下	20%	427,500円
695万円超 ～ 900万円以下	23%	636,000円
900万円超 ～ 1,800万円以下	33%	1,536,000円
1,800万円超 ～ 4,000万円以下	40%	2,796,000円
4,000万円超	45%	4,796,000円

【解 答】

(1) 退職所得の金額

① 収入金額 3,000万円

② 退職所得控除額

$$800\text{万円} + 70\text{万円} \times (38\text{年}^* - 20\text{年}) = 2,060\text{万円}$$

※ 37年4ヵ月→38年（1年未満切上）

③ $(3,000\text{万円} - 2,060\text{万円}) \times \frac{1}{2} = 470\text{万円}$

(2) 所得税の額（復興特別所得税を含む）

$$470\text{万円} \times 20\% - 427,500\text{円} = 512,500\text{円}$$

$$512,500\text{円} \times 102.1\% = 523,262\text{円（円未満切捨）}$$

(3) 住民税の額

$$470\text{万円} \times 10\% = 470,000\text{円}$$

(4) 退職金の手取額

$$3,000\text{万円} - (523,262\text{円} + 470,000\text{円}) = 29,006,738\text{円}$$

ケーススタディ

所得税における退職所得に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 勤続年数が5年を超える者の退職所得の金額は、「(その年中の退職手当等の収入金額－退職所得控除額) × 1/2」の算式により計算される。
2. 勤続年数が20年を超える者の退職所得控除額は、「800万円＋40万円 × (勤続年数－20年)」の算式により計算される。
3. 退職所得控除額における勤続年数を計算する際、その計算した期間に1年未満の端数が生じたときは、これを1年として勤続年数を計算する。
4. 退職手当等の支払いの際に「退職所得の受給に関する申告書」を提出した者は、退職手当等の金額の多寡にかかわらず、原則として、当該退職所得に係る所得税の確定申告は不要である。

正解 2

1. ○
2. × 勤続年数が20年を超える者の退職所得控除額は、「800万円＋70万円 × (勤続年数－20年)」の算式で計算する。
3. ○
4. ○

7 山林所得

保有期間5年超の山林の譲渡による所得が山林所得になる

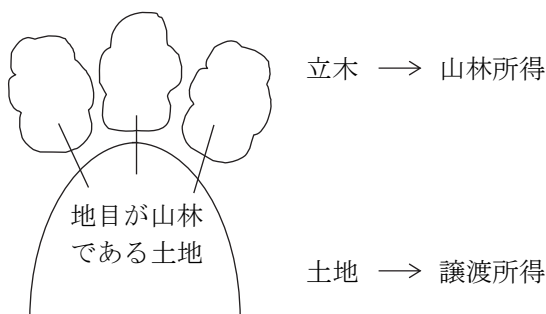
Theme

1 山林所得とは

山林所得とは、山林（松、杉など）の譲渡による所得をいいます。

なお、保有期間5年以内のものは、事業所得または雑所得になります。

※ 土地付きで山林を譲渡した場合、土地部分は譲渡所得とされます。



2 山林所得の金額

山林所得の金額は、総収入金額から必要経費を控除し、その残額から50万円の特別控除額を控除します。

なお、青色申告者は、さらに、青色申告特別控除額（最高10万円）*を控除します。

* 山林所得については、55万円（65万円）の青色申告特別控除額は適用できません。

$$\text{山林所得の金額} = \text{総収入金額} - \text{必要経費} - \text{特別控除額 (50万円限度)} - \text{青色申告特別控除額}$$

(1) 総収入金額

山林所得の総収入金額は、山林の譲渡金額をいいます。

(2) 必要経費

譲渡した山林についてかかった植林費、管理費、伐採費などその山林の育成または譲渡にかかった費用の累積額が必要経費となります。

(3) 特別控除額

特別控除前の残額と50万円のいずれか低い金額とします。

(4) 青色申告特別控除額

P 29参照

3 課税方法

長年の育成の成果が一時的に実現するところから、他の所得と区別する分離課税制度を採り、いわゆる5分5乗方式により税額計算を行います。

【例 題】

Aさん（青色申告者ではない）は、12年前に取得した山林を本年3月に8,000,000円で譲渡した。その山林の植林・育成費等は900,000円で、伐採費用は700,000円である。

Aさんの本年分の山林所得の金額を求めなさい。

【解 答】

- (1) 総収入金額
8,000,000円
- (2) 必要経費
 $900,000円 + 700,000円 = 1,600,000円$
- (3) 特別控除額
 $8,000,000円 - 1,600,000円 = 6,400,000円 \geq 500,000円$
 $\therefore 500,000円$
- (4) $8,000,000円 - 1,600,000円 - 500,000円 = 5,900,000円$

8 譲渡所得

★★★

資産の譲渡による所得が譲渡所得になる

Theme

1 譲渡所得とは

譲渡所得とは、土地、建物や書画、骨とう品、株式などの資産の譲渡による所得をいいます。

2 非課税とされるもの

次のような資産の譲渡による所得は**非課税**になります。

(1) 生活に通常必要な動産の譲渡 **頻出！**

生活用の家具、衣類などをいいますが、宝石、書画、骨とう品などは、1個（1組）の時価が30万円を超えるものは除かれます。なお、生活に通常必要な動産の**譲渡損失はなかったものとみなします**。したがって、その譲渡損失は**内部通算することができません**（P60）。

- (2) 強制換価手続による資産の譲渡
- (3) 国や地方公共団体などに対する贈与（寄附）
- (4) 国や地方公共団体に対する重要文化財の譲渡
- (5) 相続税の物納

※ 所得の判定で注意すべきもの

- (1) 居住用家屋の売却収入
……資産の譲渡のため**譲渡所得**
- (2) 生活用の動産である家具の売却収入
……生活に通常必要な動産のため**非課税**
- (3) 棚卸資産の売却収入
……商品の売上のため**事業所得**
- (4) 事業用固定資産の売却収入
……資産の譲渡のため**譲渡所得**
- (5) 賃貸物件の売却収入
……資産の譲渡のため**譲渡所得**

3 6区分の譲渡所得

譲渡所得は、次の6つに区分して、それぞれ別々に譲渡所得の金額を計算します。

■ 6つの譲渡所得

	区 分	内 容	課税方法
土地・建物	分離短期譲渡所得 (分離課税)	土地、建物などの譲渡で、譲渡年の1月1日における所有期間が5年以内のもの	分離課税
	分離長期譲渡所得 (分離課税)	土地、建物などの譲渡で、譲渡年の1月1日における所有期間が5年超のもの	
株式等	上場株式等に係る譲渡所得(分離課税)	上場株式等の譲渡による所得	分離課税
	一般株式等に係る譲渡所得(分離課税)	非上場株式等の譲渡による所得	
その他	総合短期譲渡所得 (総合課税)	上記以外の資産の譲渡で、保有期間5年以内のもの	総合課税
	総合長期譲渡所得 (総合課税)	上記以外の資産の譲渡で、保有期間5年超のもの	

■ 6区分の譲渡所得の課税のしかた

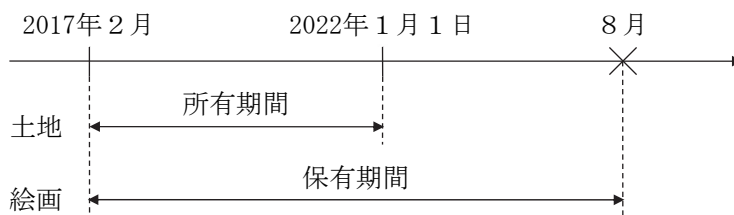
(2022年中に譲渡した場合)

土地建物等	株 式 等	左記以外
2017. 1. 1 以後取得 (分離短期)	上場株式等 (上場株式等)	保有期間5年以内 (総合短期)
2016. 12. 31 以前取得 (分離長期)	非上場株式等 (一般株式等)	保有期間5年超 (総合長期)

(例 示)

2022年8月に譲渡(2017年2月に取得)

{ 土地 …… 分離短期(2017年1月1日以後取得)
絵画 …… 総合長期(保有期間5年超)



4 所得の金額の計算 **頻出！** **実技頻出**

譲渡所得の金額は、**総収入金額**（譲渡金額）から**取得費**（譲渡原価）と**譲渡費用**（仲介手数料など）を控除して計算します。

なお、総合短期譲渡所得と総合長期譲渡所得からは**50万円の特別控除額**が控除できます。

■ 譲渡所得の金額（株式等に係る譲渡所得は、9）

区 分	算 式
分離短期譲渡所得	総収入金額－（取得費＋譲渡費用）
分離長期譲渡所得	総収入金額－（取得費＋譲渡費用）
総合短期譲渡所得	総収入金額－（取得費＋譲渡費用）－ 特別控除額 (50万円)※
総合長期譲渡所得	総収入金額－（取得費＋譲渡費用）－ 特別控除額 (50万円)※

※ 特別控除額は総合短期譲渡所得および総合長期譲渡所得について合わせて50万円となります。なお、**総合短期譲渡所得**から先に控除します。

※ 総合長期譲渡所得は、**課税標準**（総所得金額に算入すべき金額）を計算するときに**所得金額の2分の1**を総合します。

（例 示）

総合短期譲渡益	400,000円
総合長期譲渡益	800,000円

〈譲渡所得の金額〉

① 総合短期

50万円特別控除は、まず総合短期から控除する。

$$400,000円 - \frac{400,000円}{\text{特別控除}} = 0円$$

② 総合長期

50万円特別控除のうち総合短期から控除し切れなかった残額を総合長期から控除する。

$$800,000円 - \frac{(500,000円 - 400,000円)}{\text{特別控除の残額}} = 700,000円 \text{（総合長期）}$$

③ 総所得金額に算入すべき金額

総合長期は課税標準（第2段階）で $\frac{1}{2}$ する。

$$700,000円 \times \frac{1}{2} = 350,000円$$

5 総収入金額の計上時期

譲渡所得は、その資産の引渡しの日計上します。

ただし、契約の効力発生の日（契約日）とすることも認められます。

6 取得費（譲渡原価）**(1) 原則**

土地などのように価値が減少（減価）しない資産である場合には、その資産の**取得価額**が取得費になります。

建物や自動車などのように価値が減少（減価）する資産である場合には、その資産の取得価額から価値の減少分（減価の額）を控除した金額が取得費になります。

$$\text{取得費} = \text{取得価額} - (\text{減価の額})$$

(2) 5%基準 **実技頻出**

取得費が不明な場合や取得費（実額）が収入金額の5%に満たない場合には、取得費を**収入金額の5%（概算取得費）**とすることができます。

$$\text{取得費} = \text{収入金額} \times 5\% \quad (\text{実際の取得費との有利選択あり})$$

7 譲渡費用 **頻出！**

譲渡費用には、次のようなものがあります。

- (1) 譲渡に際して支出した**仲介手数料、立退料**など
- (2) 土地を譲渡するために支出する建物の**取壊費用**など

【例題1】

次の資料に基づき、譲渡所得の金額を計算しなさい。

Aさんは、1970年9月に300万円で取得した土地を2022年6月に9,000万円で譲渡し、譲渡費用 200万円を要している。

【解答】

分離長期譲渡所得の金額

$$\frac{9,000\text{万円}}{\text{総収入金額}} - \frac{(450\text{万円})^{(\text{注})}}{\text{取得費}} + \frac{200\text{万円}}{\text{譲渡費用}} = 8,350\text{万円}$$

(注) $300\text{万円} \leq 9,000\text{万円} \times 5\% = 450\text{万円} \quad \therefore 450\text{万円}$

実際の取得費が判明している場合でも、5%概算取得費が有利な（多い）ときは、5%概算取得費を選択することができる。

8 内部通算

譲渡所得のいずれかが赤字となった場合には、株式等の譲渡損失を除き、次のように他の譲渡益から控除します。これを内部通算といいます。

(1) 総合短期・総合長期の譲渡損失

総合短期の譲渡損失は、総合長期の譲渡益から控除します。反対に、総合長期が譲渡損失の場合には、総合短期の譲渡益から控除します。

※ (2)や(3)の他の譲渡益からは控除できません。

※ 生活に通常必要な動産の譲渡損失はないものとみなされるため、内部通算できません。

※ 生活に通常必要でない資産の譲渡損失は内部通算ができます。

(2) 分離短期・分離長期の譲渡損失

分離短期の譲渡損失は、分離長期の譲渡益から控除します。反対に、分離長期が譲渡損失の場合には、分離短期の譲渡益から控除します。

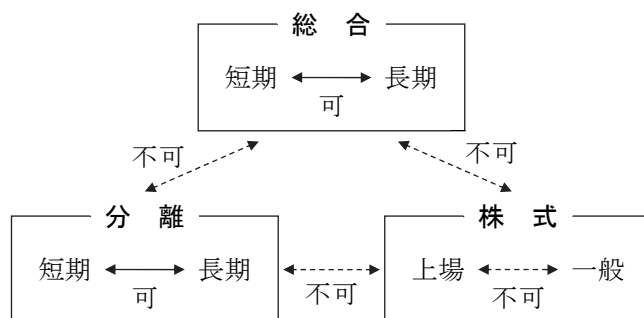
※ (1)や(3)の他の譲渡益からは控除できません。

(3) 株式等の譲渡損失

上場株式等の譲渡損失は、一般株式等の譲渡益から控除できません。

一般株式等の譲渡損失は、上場株式等の譲渡益から控除できません。

※ (1)や(2)の他の譲渡益からも控除できません。

【内部通算】**(例 示)**

譲渡損益			
総合短期	3,700,000円	└ 2,800,000円 →	50万円の 特別控除へ
総合長期	△ 900,000円		
分離短期	△8,000,000円	└ △2,000,000円 →	打切り
分離長期	6,000,000円		

(例 示)

総合短期譲渡損 ▲ 300,000円
 総合長期譲渡益 1,000,000円

〈譲渡所得の金額〉

① 内部通算

$$1,000,000円 - 300,000円 = 700,000円 \text{ (総合長期)}$$

② 特別控除

$$700,000円 - 500,000円 = 200,000円 \text{ (総合長期)}$$

③ 総所得金額に算入すべき金額

$$200,000円 \times \frac{1}{2} = 100,000円$$

【例題2】

本年分の総所得金額を計算しなさい。

1. 本年中に次の資産を譲渡した。

譲渡資産	譲渡価額	取得費	譲渡費用	取得時期
骨董品	250万円	240万円	50万円	3年前
絵画	300万円	100万円	20万円	15年前
家具	20万円	35万円	1万円	4年前

2. 給与所得の金額 400万円

【解答】

1. 譲渡所得の金額

(1) 譲渡損益

① 総合短期

$$\text{(骨董品)} \quad 250万円 - (240万円 + 50万円) = \triangle 40万円$$

$$\text{(家具)} \quad 20万円 - (35万円 + 1万円) = \triangle 16万円 \rightarrow 0$$

※ 家具（生活に通常必要な動産）の譲渡損失はないものとみなす。

② 総合長期

$$\text{(絵画)} \quad 300万円 - (100万円 + 20万円) = 180万円$$

(2) 内部通算

$$\frac{180万円 - 40万円}{\text{絵画 骨董品}} = 140万円 \text{ (総合長期)}$$

(3) 特別控除

$$140万円 - 50万円 = 90万円 \text{ (総合長期譲渡所得の金額)}$$

2. 総所得金額

$$400万円 + 90万円 \times \frac{1}{2} = \underline{445万円}$$

9 株式等の譲渡による所得

(1) 取扱い

株式等の譲渡所得は、**申告分離課税**となり、次の2つに区分して、それぞれ20%（所得税15%および住民税5%）の税率で課税されます。

なお、所得税は、復興特別所得税2.1%増（15%→15.315%）とされるため、住民税と合わせて20.315%となります。

① 上場株式等

課税所得金額 … **上場株式等**に係る課税譲渡所得等の金額

② その他の株式等

課税所得金額 … **一般株式等**に係る課税譲渡所得等の金額

(2) 株式等の範囲

株式等とは、次に掲げるものをいいます。

- ① 株式（新株予約権を含む）
- ② 投資信託の受益証券
- ③ 公社債 など

*一般株式等とされる株式等は、非上場の株式等と割り切っても構いません。

(3) 上場株式等の範囲

上場株式等とは、次の株式等をいいます。

- ① 上場されている株式等
- ② 公募の投資信託の受益証券
- ③ 特定公社債など

(4) 所得の金額の計算

$$\text{総収入金額} - (\text{取得費} + \text{譲渡費用} + \text{負債の利子})$$

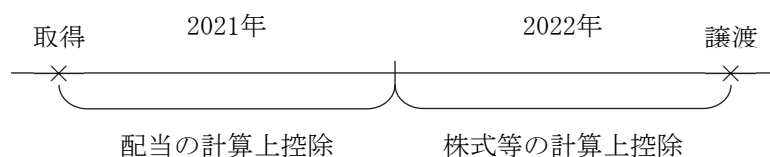
- ① **取得費** …… 購入価額（購入手数料を含む）

※ **概算取得費（5%）の適用ができます。**

- ② **譲渡費用** …… 譲渡手数料等

- ③ **負債の利子**

譲渡した株式等の借入金の利子は、株式等に係る譲渡所得の金額の計算上控除します。



(5) 内部通算

「上場株式等」と「一般株式等」との**内部通算はできません**。

【例題3】

本年中に、次の株式等を譲渡した。
 本年分の譲渡所得の金額を計算しなさい。

種 類	譲 渡 対 価	取 得 費	譲 渡 費 用	備 考
A 非上場株式	4,870,000円	3,170,000円	92,000円	
B 上 場 株 式	8,890,000円	360,000円	178,500円	(※)

(※) 本年10月に上場したことで、同月中に譲渡したものである。

【解 答】

I 各種所得の金額

摘 要	金 額	計 算 過 程 (単位：円)
譲 渡 所 得		(1) 一般 (A株式)
(一般株式等)	1,608,000	$4,870,000 - (3,170,000 + 92,000) = 1,608,000$
(上場株式等)	8,267,000	(2) 上場 (B株式)
		$8,890,000 - (\overset{※}{444,500} + 178,500) = 8,267,000$
		※ $8,890,000 \times 5\% = 444,500 > 360,000$
		$\therefore 444,500$

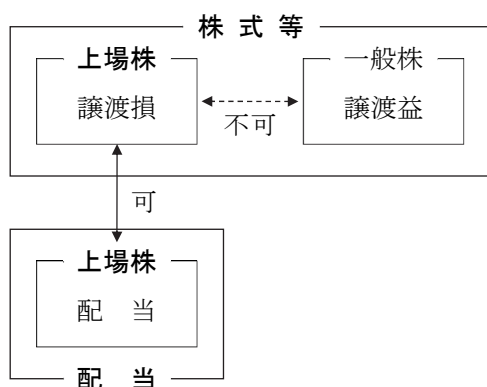
10 上場株式等の特例

(1) 損益通算の特例

上場株式等の譲渡損失の金額は、上場株式等に係る配当所得等の金額（申告分離課税を選択したもの）と損益通算することができます。

…… P26【例題3】参照

【損益通算の特例】

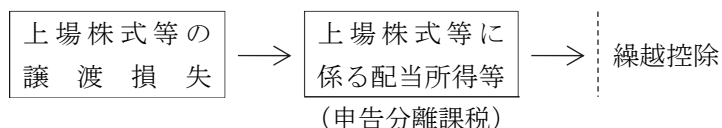


(2) 繰越控除の特例

上場株式等の譲渡損失の金額（上場株式等に係る配当所得等の金額との損益通算後）は、翌年以後3年間の繰越控除ができます。

※ 繰越控除の順序

- ① 上場株式等に係る譲渡所得等の金額
- ② 上場株式等に係る配当所得等の金額



11 上場株式等の特定口座の特例

特定口座制度とは、上場株式等に係る譲渡所得の申告や納税手続きを簡便にするために作られた制度で、証券業者等が納税者に代わって譲渡損益等の計算を行います。また、源泉徴収を選択した特定口座については、譲渡益に対して20%（所得税15%、住民税5%）の源泉徴収税額だけで、確定申告せずに納税手続きを済ませることができます。

(1) 所得計算の特例

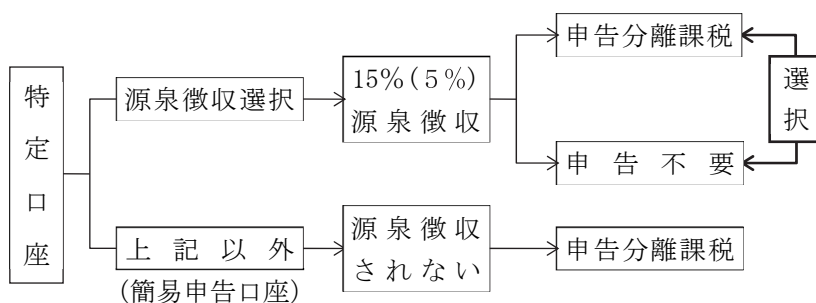
特定口座における上場株式等の譲渡所得の金額は、証券業者等が計算し、翌年1月中に「特定口座年間取引報告書」により納税者に報告されます。

なお、特定口座は、証券会社ごとに1口座開設できますので、納税者1人につき複数の口座を開設することができます。

(2) 申告不要制度

源泉徴収を選択した特定口座における上場株式等の取引は、証券業者等により、譲渡益であれば源泉徴収が行われ、譲渡損であれば源泉徴収税額が還付される仕組みであることから、適正税額が納税されます。このため、上場株式等の譲渡所得の金額は確定申告をしないことができます。

【特定口座制度】



12 源泉徴収選択口座内配当等の特例

上場株式等の配当等を、特定口座（源泉徴収選択口座）に受け入れることができます。

(1) 上場株式等の譲渡損失の金額がある場合

特定口座内で、上場株式等の譲渡損失の金額と上場株式等の配当等の金額との損益通算をします。

また、通算後の過大となった配当等の源泉徴収税額は還付されます。

(2) 申告不要制度

上場株式等の譲渡損失の金額と源泉徴収選択口座内配当等は、申告不要とすることができます。

ケーススタディ

次の1～4の文章の中から、誤っているものを1つ選びなさい。

1. 営業用車両の譲渡による所得は、譲渡所得として課税される。
2. 土地、建物等の譲渡で、譲渡年の1月1日における所有期間が5年を超えるものは、長期譲渡所得となる。
3. 上場株式等の譲渡損失の金額（これ以外に株式等の譲渡はないものとする）は、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得等の金額と損益通算できる。
4. 非課税口座の上場株式等の譲渡損失の金額は、他の上場株式等の譲渡所得の金額と通算することができる。

正解 4

1. ○ 事業用（営業用）の車両、建物、土地などの譲渡による所得は、譲渡所得になる。なお、商品などの棚卸資産の売却による所得は、事業所得となる。
2. ○
3. ○ 上場株式等の譲渡損失の金額は、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得等の金額と損益通算できる。
4. × 非課税口座の上場株式等の譲渡所得は非課税とされ、その譲渡損失は、何ら考慮されない。
なお、非課税口座とはNISA口座などの証券口座をいう。

9 一時所得

★★★

8種類以外の所得のうち一時的なものが一時所得になる

Theme

1 一時所得とは

一時所得とは、前記8種類以外の所得のうち一時的なものをいい、次のようなものがあります。

- (1) 懸賞の賞金品、福引の当せん金品等
- (2) 生命保険契約等にもとづく一時金
- (3) 損害保険契約等にもとづく満期返戻金等
- (4) 法人からの贈与により取得する金品
- (5) 遺失物拾得者報労金等

2 非課税とされるもの 頻出！

次のものは、非課税になります。

- (1) 宝くじの当せん金
- (2) 相続、遺贈または個人からの贈与による所得
- (3) 心身に加えられた損害または突発的な事故により資産に加えられた損害に基因して受ける損害保険金、損害賠償金、見舞金等（火災保険金、**所得補償保険金***、生前給付金、手術給付金、入院給付金など）

* 所得補償保険金とは、病気やケガにより勤務等ができなくなった場合に収入等の補填として受ける損害保険金をいいます。

【例題 1】

次のうち、一時所得として課税されるものを選びなさい。

- (1) 自動車事故の加害者から受け取った損害賠償金
- (2) 生命保険契約にもとづく一時金
- (3) 個人からの贈与による所得
- (4) 法人から贈与により取得する金品
- (5) 退職一時金

【解 答】

(2)、(4)

※ 非課税とされるもの (1)、(3)
退職所得に該当するもの (5)

3 一時所得の金額 **頻出！** **実技頻出**

一時所得の金額は、総収入金額から支出した金額を控除し、その残額から50万円の特別控除額を控除して計算します。

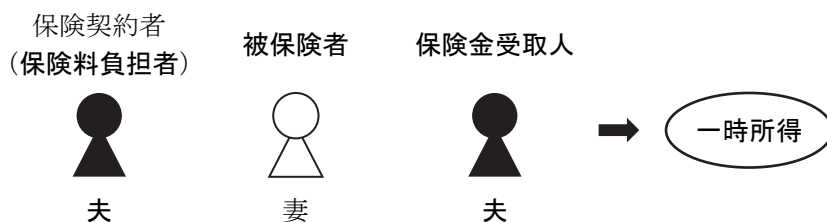
$$\text{一時所得の金額} = \text{総収入金額} - \text{支出した金額} - \text{特別控除額}^*$$

※ 特別控除額は、その特別控除前の残額と50万円のいずれか低い金額とします。

4 総収入金額 **頻出！**

生命保険契約等にもとづく一時金のうち**所得税の課税関係**が生じるものは、**保険金受取人が保険料負担者**の場合だけで、それ以外の場合は相続税または贈与税の課税関係となります。

【所得税の課税関係が生じる保険契約】



保険料負担者	課 税 関 係
保 険 金 受 取 人	所得税 (一時所得)
死 亡 し た 者	} 所得税は非課税
上 記 以 外 の 者	

5 支出した金額

支出するものについては、本来、収入金額との因果関係が薄いため、あくまでも、その収入を生じさせた行為をするため、またはその収入を生じさせた原因の発生にともない**直接要した金額に限定**されています。

6 課税方法 **頻出！** **実技頻出**

一時所得の金額の**2分の1**を総合し、超過累進税率により**所得税が課税**されます。

* 一時払養老保険等の差益は、一時所得とされ、次のように課税されます。

- ① 保険期間5年以内、または5年以内解約
…源泉分離課税
- ② 上記以外 (5年超の解約、満期)
…総合課税

(例 示)

生命保険契約にもとづく一時金	2,000,000円
支払った保険料の総額	1,200,000円

① 一時所得の金額

$$2,000,000円 - 1,200,000円 - \frac{500,000円}{\text{特別控除}} = 300,000円$$

② 総所得金額に算入すべき金額

$$300,000円 \times \frac{1}{2} = 150,000円$$

【例題2】

次の資料に基づき、総所得金額を計算しなさい。

- (1) 懸賞に当せんし、賞金600,000円を取得した。
- (2) 宝くじを3,000円買い、1,000,000円が当たった。
- (3) 生命保険契約（保険料負担者および保険金受取人ともに本人である）にもとづく一時金2,400,000円を受け取った。
なお、支払った保険料の総額は1,800,000円である。
- (4) 事業所得の金額 5,000,000円

【解 答】

1. 一時所得の金額

(1) 総収入金額

$$600,000円 + 2,400,000円 = 3,000,000円$$

※ 宝くじの当せん金は、非課税

(2) 支出した金額

$$1,800,000円$$

(3) 特別控除額

$$(1) - (2) \geq 500,000円 \quad \therefore 500,000円$$

(4) $3,000,000円 - 1,800,000円 - 500,000円 = 700,000円$

2. 総所得金額

$$5,000,000円 + 700,000円 \times \frac{1}{2} = 5,350,000円$$

ケーススタディ

次の1～4の文章の中から、誤っているものを1つ選びなさい。

1. 所得補償保険金は、所得税の非課税所得となる。
2. 一時所得の金額は総収入金額から支出した金額を控除して計算する。
3. 一時所得は、営利を目的としない一時的な所得なので、一時所得の金額の2分の1が総所得金額となる。
4. 保険金受取人が保険料を負担している生命保険の満期保険金は、一時所得として課税される。

正解 2

1. ○ 所得補償保険金は、身体の傷害に起因して支払いを受ける保険金に該当するため非課税である。
2. × 一時所得の金額は総収入金額から支出した金額を控除し、その残額から50万円の特別控除額を控除して計算する。
3. ○ 第1段階（各種所得の金額の計算）では、2分の1しないことに留意する。
4. ○

10 雑所得

★★★

9種類以外の所得が雑所得になる

Theme

1 雑所得とは 頻出！

雑所得とは、前記9種類以外の所得をいい、次のようなものがあります。

なお、雑所得の金額は、**公的年金等**と**その他の雑所得**に分けて計算が行われます。

(1) 公的年金等

- ① 老齢基礎年金や老齢厚生年金
- ② 勤務先からの退職年金
- ③ 確定給付企業年金、確定拠出年金など

* 確定申告書上は①公的年金等②業務③その他の3つに区分されています。

なお、会社員の副業は一般的に雑所得に分類されますが、事業所得に分類される可能性もあります。

(2) その他の雑所得*

- ① 会社員などの副業による一定の収入
- ② 友人に対する貸付金の利子
- ③ 所得税の還付加算金
- ④ 生命保険の年金（個人年金など）
- ⑤ 株主優待券など

2 非課税とされるもの 頻出！

次のものは、非課税になります。

- (1) 遺族年金等
- (2) 障害年金等

3 雑所得の金額 実技頻出

雑所得の金額は、公的年金等とその他の雑所得に分けて、それぞれ次の算式により計算した金額の合計額とします。

- ① 公 的 年 金 等 = 収 入 金 額 - 公 的 年 金 等 控 除 額
- ② その他の雑所得 = 総収入金額 - 必 要 経 費

＜公的年金等控除額＞

公的年金等控除額は、年齢と収入金額に応じて、次のように決められています。

年 齢	公的年金等の 収入金額(A)	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
65歳未満	130万円以下	60万円	50万円	40万円
	130万円超 410万円以下	(A) × 25% + 27.5万円	(A) × 25% + 17.5万円	(A) × 25% + 7.5万円
	410万円超 770万円以下	(A) × 15% + 68.5万円	(A) × 15% + 58.5万円	(A) × 15% + 48.5万円
	770万円超 1,000万円以下	(A) × 5% + 145.5万円	(A) × 5% + 135.5万円	(A) × 5% + 125.5万円
	1,000万円超	195.5万円	185.5万円	175.5万円
65歳以上	330万円以下	110万円	100万円	90万円
	330万円超 410万円以下	(A) × 25% + 27.5万円	(A) × 25% + 17.5万円	(A) × 25% + 7.5万円
	410万円超 770万円以下	(A) × 15% + 68.5万円	(A) × 15% + 58.5万円	(A) × 15% + 48.5万円
	770万円超 1,000万円以下	(A) × 5% + 145.5万円	(A) × 5% + 135.5万円	(A) × 5% + 125.5万円
	1,000万円超	195.5万円	185.5万円	175.5万円

【例 題】

次の資料に基づき、Aさん（年齢66才）の雑所得の金額を計算しなさい。なお、この他の所得はないものとする。

- | | |
|------------------|------------|
| (1) 老齢厚生年金 | 5,600,000円 |
| (2) 友人に対する貸付金の利子 | 300,000円 |
| (3) B生命保険の年金 | 900,000円 |
- この年金の必要経費は261,000円である。

【解 答】

- (1) 公的年金等
- ① 収入金額 5,600,000円
 - ② 公的年金等控除額
 $\therefore 5,600,000\text{円} \times 15\% + 685,000\text{円} = 1,525,000\text{円}$
 - ③ $5,600,000\text{円} - 1,525,000\text{円} = 4,075,000\text{円}$
- (2) その他の雑所得
- ① 総収入金額
 $300,000\text{円} + 900,000\text{円} = 1,200,000\text{円}$
 - ② 必要経費 261,000円
 - ③ $1,200,000\text{円} - 261,000\text{円} = 939,000\text{円}$
- (3) $4,075,000\text{円} + 939,000\text{円} = \underline{5,014,000\text{円}}$

ケーススタディ

次の1～4の文章の中から、誤っているものを1つ選びなさい。

1. 雑所得の金額は、公的年金等とその他の雑所得に分けて計算する。
2. 所得税の還付加算金は、雑所得になる。
3. 勤務先からの退職年金は、退職所得となる。
4. 老齢基礎年金や老齢厚生年金は、雑所得として課税される。

正解 3

1. ○
2. ○
3. × 勤務先から退職により受けるもののうち、一時に受ける退職手当は退職所得となり、年金で受けるものは公的年金等として雑所得になる。
4. ○

＜理解度テスト1＞

次の記述のうち、正しいものには○印を、誤っているものには×印を付けなさい。
なお、復興特別所得税は考慮しないものとする。

- () (1) 個人の事業税は事業所得の金額の計算上、必要経費として認められない。
- () (2) 障害者等の少額預貯金（公債）の利子は非課税であるが、元本500万円以下の利子等に限られる。
- () (3) 預金の利子は源泉分離課税であり、所得税率20%の課税が行われ、確定申告をする必要はない。
- () (4) 公社債投資信託の収益の分配は、利子所得となる。
- () (5) 更新料は、不動産所得の総収入金額に算入しない。
- () (6) 預り敷金（返還不要部分を除く）は、不動産所得の総収入金額に算入しなくてよい。
- () (7) 事業所得の基因となる減価償却資産の減価償却方法は、建物等一定のものを除き、定額法を選択しなければならない。
- () (8) 食事付の下宿の経営による所得は事業所得等となり、部屋のための賃貸による所得は不動産所得となる。
- () (9) 青色申告特別控除額は、事業所得の他に不動産所得がある場合、まず事業所得の金額から控除される。
- () (10) 退職手当の支給を受けた場合には、必ず退職所得について確定申告書を提出しなければならない。
- () (11) 土地の譲渡につき、その土地の取得後5年以内に行われた譲渡による所得は短期譲渡所得、それ以外は長期譲渡所得になる。
- () (12) 取得費の額が不明のときは、譲渡資産の収入金額の5%相当額を取得費の額とすることができる。
- () (13) 土地建物等の譲渡損失は、原則として損益通算することができない。
- () (14) 源泉分離課税の利子所得は、総合課税を選択することができる。
- () (15) 公社債投資信託以外の証券投資信託の収益の分配による所得は、配当所得となる。
- () (16) 必要経費とみなされた事業専従者控除額は、事業専従者（親族）の給与所得とはならない。
- () (17) 年末現在所有する株式を取得するための借入金利子は、配当所得の収入金額から控除する。
- () (18) 非上場株式の1回に支払を受ける配当金額が10万円（年1回配当の場合）以下であるものについては、確定申告しないことができる。
- () (19) 退職所得とは、退職手当、その他の退職によって受けるすべての給与をいい、その支払方法が年金として支給されるものも含まれる。

＜解答＞

- (1) × 事業税は必要経費として認められるが、所得税、住民税などは必要経費として認められない。
- (2) × 障害者等の非課税制度は、それぞれの制度ごとに元本350万円以下の利子等に限られる。
- (3) × 預金の利子は源泉分離課税であるが、所得税15%（復興特別所得税を含めて15.315%）、住民税5%とされる。
- (4) ○ 正しい記述である。
- (5) × 更新料も不動産の貸し付けの対価であるため、不動産所得の総収入金額に算入する。
- (6) ○ 正しい記述である。
- (7) × 建物等以外の減価償却資産の償却方法は、定額法または定率法のいずれを選択してもよいが、建物等の償却方法については、定額法しか認められない。
- (8) ○ 正しい記述である。
 食事の提供などサービスの提供をとまなうものは不動産所得にはならない。
 青空駐車場のよう、場所だけを提供し管理責任を負わないものが不動産所得とされる。
- (9) × 青色申告特別控除額は、①不動産所得の金額、②事業所得の金額、③山林所得の金額の順に控除する。
- (10) × 退職するときに「退職所得の受給に関する申告書」を提出して適正税額が源泉徴収されている場合には、退職所得について確定申告する必要はない。
- (11) × 土地や建物は、譲渡をした年の1月1日における所有期間が5年以内の譲渡は短期譲渡所得、5年超の譲渡は長期譲渡所得となる。
- (12) ○ 正しい記述である。
- (13) ○ 正しい記述である。
- (14) × 源泉分離課税は、源泉徴収だけで課税関係が完結するものであり、総合課税を選択することはできない。
- (15) ○ 正しい記述である。
- (16) × 必要経費とみなされた事業専従者控除額は、事業専従者の給与所得に係る収入金額とみなされる。
- (17) ○ 正しい記述である。
 なお、その年中に譲渡した株式にかかるものは、譲渡所得の計算上控除するため、配当所得の計算上控除できない。
- (18) ○ 正しい記述である。
- (19) × 退職所得となるものは、「退職」により「一時」に受ける「給与」なので、年金として支払われるものは雑所得（公的年金等）となる。

＜キーワードチェック1＞

- ☐ 友人に対する貸付金の利子は（ ① ）所得、事業用資金の銀行預金の利子は（ ② ）所得になる。
- ☐ 利子所得に該当するもののうち、預貯金の利子等には（ ③ ）課税、特定公社債の利子や公社債投資信託の収益の分配などには申告不要または（ ④ ）課税が適用される。
- ☐ 個人事業主が事業用資金で購入した株式の配当金は（ ⑤ ）所得となる。
- ☐ 配当所得に該当するもののうち、上場株式等の配当等には申告不要、（ ⑥ ）課税または（ ⑦ ）課税が適用される。
- ☐ 不動産、不動産の上に存する権利、船舶または航空機の貸付けによる所得は（ ⑧ ）所得となるが、不動産の譲渡による所得は（ ⑨ ）所得となる。
- ☐ 不動産所得または事業所得を生ずべき事業を営む青色申告者で、取引を詳細に記録している場合は、期限内申告などを要件に青色申告特別控除額として（ ⑩ ）万円を控除する。なお、この場合において、電子申告等の要件を満たした場合には（ ⑪ ）万円を控除する。
- ☐ 新たに事業を開始した場合において、減価償却資産の償却方法を選定したいときは、開業年の（ ⑫ ）までに、評価方法を届出しなければならない。なお、選定可能な償却方法は建物、一定の建物付属設備および構築物などは（ ⑬ ）法、それ以外は（ ⑬ ）法または（ ⑭ ）法となる。
- ☐ 減価償却資産のうち、取得価額が（ ⑮ ）万円未満のものは、取得価額相当額を業務の用に供した年分の必要経費に算入する。また、青色申告者である中小事業者等は、取得価額が（ ⑯ ）万円未満（1年間で300万円限度）のものについて、少額減価償却資産（貸付用のものを除く）として、取得価額相当額を業務の用に供した年分の必要経費に算入することができる。
- ☐ 給与所得者の通勤手当（運賃、時間、距離などの事情により経済的、かつ、合理的と認められる部分の金額）で月額（ ⑰ ）円までは非課税である。
- ☐ 退職所得の金額（特定役員退職手当等および短期退職手当等を除く）は、退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除し、その残額を（ ⑱ ）として計算する。
- ☐ 勤続年数20年超の場合の退職所得控除額の計算は「（ ⑲ ）万円＋（ ⑳ ）万円×（勤続年数－20年）」で行う。

＜解答＞

- ①雑 ②利子 ③源泉分離 ④申告分離 ⑤配当 ⑥総合 ⑦申告分離 ⑧不動産
 ⑨譲渡 ⑩55 ⑪65 ⑫翌年3月15日 ⑬定額 ⑭定率 ⑮10 ⑯30 ⑰150,000
 ⑱2分の1 ⑲800 ⑳70

＜理解度テスト2＞

次の記述のうち、正しいものには○印を、誤っているものには×印を付けなさい。

- () (1) 死亡退職を原因として支給された退職金には、原則として、所得税は課税されない。
- () (2) 譲渡所得で総合課税されるもののうち、長期譲渡所得となるものは、譲渡した年の1月1日における所有期間が5年を超えるものである。
- () (3) 給与所得者の通勤手当のうち、運賃、時間、距離などの事情により経済的、かつ、合理的と認められる部分（最高15万円）は、給与課税されない。
- () (4) 上場株式等の配当等を特定口座に受け入れ、特定口座内で上場株式等の譲渡損失と損益通算をし、課税関係を完結することができる。
- () (5) 生命保険の満期金が1年間に複数ある場合には、個々に一時所得の特別控除（50万円）が適用できる。
- () (6) 所得補償保険金は、一時所得として課税される。
- () (7) 一時所得の金額は、「総収入金額－支出した金額－特別控除額」であり、課税対象はその2分の1である。
- () (8) 宝くじの当せん金は、原則として、一時所得として課税される。
- () (9) 給与所得者の出張旅費等で通常必要であるものは、非課税所得に該当する。
- () (10) 相続、遺贈または個人からの贈与による所得は、所得税法上非課税所得である。
- () (11) 不動産所得の基となる不動産を譲渡した収入は、不動産所得に該当する。
- () (12) 昨年の不動産所得に係る所得税を納税するための借入金の支払利息は、本年の不動産所得の必要経費になる。
- () (13) 賃貸用不動産の取得に係る登録免許税、不動産取得税は、不動産所得の必要経費とすることができる。
- () (14) 減価償却費は、償却限度額の範囲内であれば、任意の金額を計上することができる。
- () (15) 事業を営む個人が、その事業のために支出した交際費は、全額必要経費になる。
- () (16) 所得税の還付加算金は、雑所得とされる。
- () (17) 生活に通常必要な動産の譲渡による所得は、非課税である。
- () (18) 不動産所得について、減価償却費は賃貸期間中の現金支出をとみなわないものであるが、不動産所得の金額の計算上必要経費となる。
- () (19) 給与所得者の特定支出の控除の特例は、その年中の特定支出の額の合計額が給与所得控除額の2分の1を超えるときは、必ず適用しなければならない。

<解答>

- (1) ○ 正しい記述である。

死亡後3年以内に支給が確定するものは相続税が課税されるため、所得税は課税されない。なお、3年を超えて支給が確定したものは、遺族の一時所得とされる。

- (2) × 総合課税の長期譲渡所得となるのは譲渡時の保有期間が5年超のものである。

譲渡した年の1月1日の所有期間で判定するものは、土地や建物などの分離課税の譲渡所得である。

- (3) ○ 正しい記述である。

- (4) ○ 正しい記述である。

- (5) × 個々に特別控除の適用はできない。一時所得の金額は、1年間の収入金額の合計額から支出金額の合計額を控除し、その残額から特別控除額を控除して計算する。

- (6) × 所得補償保険金は、心身に加えられた損害に基因して受けるものであるため、非課税とされる。

- (7) ○ 正しい記述である。

- (8) × 宝くじの当せん金は非課税である。

- (9) ○ 正しい記述である。

- (10) ○ 正しい記述である。

相続、遺贈または個人からの贈与による所得は、相続税または贈与税が課税されるので、二重課税を排除するために所得税は非課税とされる。

- (11) × 不動産所得の基因となるものであっても、不動産の譲渡は譲渡所得となる。

- (12) × 所得税が必要経費にならないので、その納税資金の借入金に係る利息も必要経費とは認められない。

なお、所得税の延納による利子税は、一定の場合には必要経費に算入できる特例がある。

- (13) ○ 正しい記述である。

- (14) × 法人税では償却限度額の範囲内で任意に償却することができるが、所得税では任意の金額を計上することは認められない。

- (15) ○ 正しい記述である。

- (16) ○ 正しい記述である。

- (17) ○ 正しい記述である。

- (18) ○ 正しい記述である。

- (19) × 必ずではなく、確定申告をすることで適用することができる。

＜キーワードチェック2＞

- ☐ 分離長期譲渡所得は、土地、建物などの譲渡で、譲渡年の（ ㉑ ）における所有期間が（ ㉒ ）年超のものが該当する。
- ☐ 総合短期譲渡所得と総合長期譲渡所得からは（ ㉓ ）万円の特別控除額が控除される。なお、総合短期譲渡所得と総合長期譲渡所得の2つがある場合には（ ㉔ ）から先に控除する。
- ☐ 総合長期譲渡所得は、課税標準（総所得金額に算入すべき金額）の計算上、（ ㉕ ）する。
- ☐ 譲渡所得の金額の計算上、取得費が不明な場合や取得費（実額）が収入金額の（ ㉖ ）％に満たない場合には、収入金額の（ ㉖ ）％を概算取得費として控除することができる。
- ☐ 上場株式等の譲渡損失の金額（上場株式等に係る配当所得等の金額との損益通算後）は、翌年以後（ ㉗ ）年間の繰越控除ができる。
- ☐ 一時所得の金額は、「一時所得に係る総収入金額－その収入を得るために支出した金額の合計額－（ ㉘ ）万円特別控除額」の算式により計算される。
- ☐ 老齢厚生年金を受給したことによる所得は（ ㉙ ）所得となる。

＜解答＞

㉑ 1月1日 ㉒ 5 ㉓ 50 ㉔ 総合短期譲渡所得 ㉕ 2分の1 ㉖ 5 ㉗ 3 ㉘ 50 ㉙ 雑

＜まとめ＞ 各種所得の金額の計算方法

各種所得	所得の金額の計算方法
利子所得	収入金額
配当所得	収入金額－負債の利子
不動産所得	総収入金額－必要経費－青色申告特別控除額
事業所得	総収入金額－必要経費－青色申告特別控除額
給与所得	収入金額－給与所得控除額
退職所得	$(\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times \frac{1}{2}$ (一定のものを除く)
山林所得	総収入金額－必要経費－特別控除額－青色申告特別控除額
譲渡所得	総収入金額－(取得費＋譲渡費用)－特別控除額
一時所得	総収入金額－支出した金額－特別控除額
雑所得	(1) 公的年金等 収入金額－公的年金等控除額 (2) その他の雑所得 総収入金額－必要経費 (3) (1)＋(2)

(例 示)

〔甲（青色申告者ではない）の本年中の所得の状況〕

1	アパートの家賃収入	3,000,000円	（必要経費	1,000,000円）
2	給料収入	4,000,000円	（給与所得控除額	1,240,000円）
3	退職金収入（勤続20年）	10,000,000円	（退職所得控除額	8,000,000円）
4	10年前取得の絵画の譲渡収入	3,500,000円	（取得費等	2,000,000円）
5	クイズの賞金収入	900,000円	（支出した金額	0円）

Ⅰ 各種所得の金額

摘 要	金 額	計 算 過 程 (単位：円)
不動産所得	2,000,000	総収入金額 必要経費 3,000,000 - 1,000,000 = 2,000,000
給 与 所 得	2,760,000	収入金額 給与所得控除 4,000,000 - 1,240,000 = 2,760,000
退 職 所 得	1,000,000	収入金額 退職所得控除 (10,000,000 - 8,000,000) $\times \frac{1}{2}$ = 1,000,000
譲 渡 所 得 (総合長期)	1,000,000	総収入金額 取得費等 特別控除 $\frac{3,500,000 - 2,000,000}{\text{譲渡益 } 1,500,000} - 500,000 = 1,000,000$
一 時 所 得	400,000	総収入金額 支出した金額 特別控除 900,000 - 0 - 500,000 = 400,000

Ⅱ 課税標準

摘 要	金 額	計 算 過 程 (単位：円)
総所得金額	5,460,000	不動産 給与 総合長期 一時 2,000,000 + 2,760,000 + (1,000,000 + 400,000) $\times \frac{1}{2}$ = 5,460,000
退職所得金額	1,000,000	
合 計	6,460,000	

- (1) 退職所得の金額は、各種所得の金額の計算（第1段階）上2分の1する。
- (2) 譲渡所得の金額は、譲渡益から50万円特別控除を控除した後の金額である。
- (3) 総合長期譲渡所得の金額と一時所得の金額は、課税標準（総所得金額（第2段階））の計算上2分の1する。

第3章

課税標準の計算

CONTENTS

- ★★★ 1 課税標準の計算
- ★★★ 2 損益通算
 - ★ 3 損失の繰越控除

■この章のポイント

この章では、10種類に分類して計算した各種所得の金額をどのようにしてまとめるのかを学習する。なお、赤字が生じた所得がある場合や前年以前からの繰越損失がある場合の取扱いについてもあわせて学習していく。

1 課税標準の計算

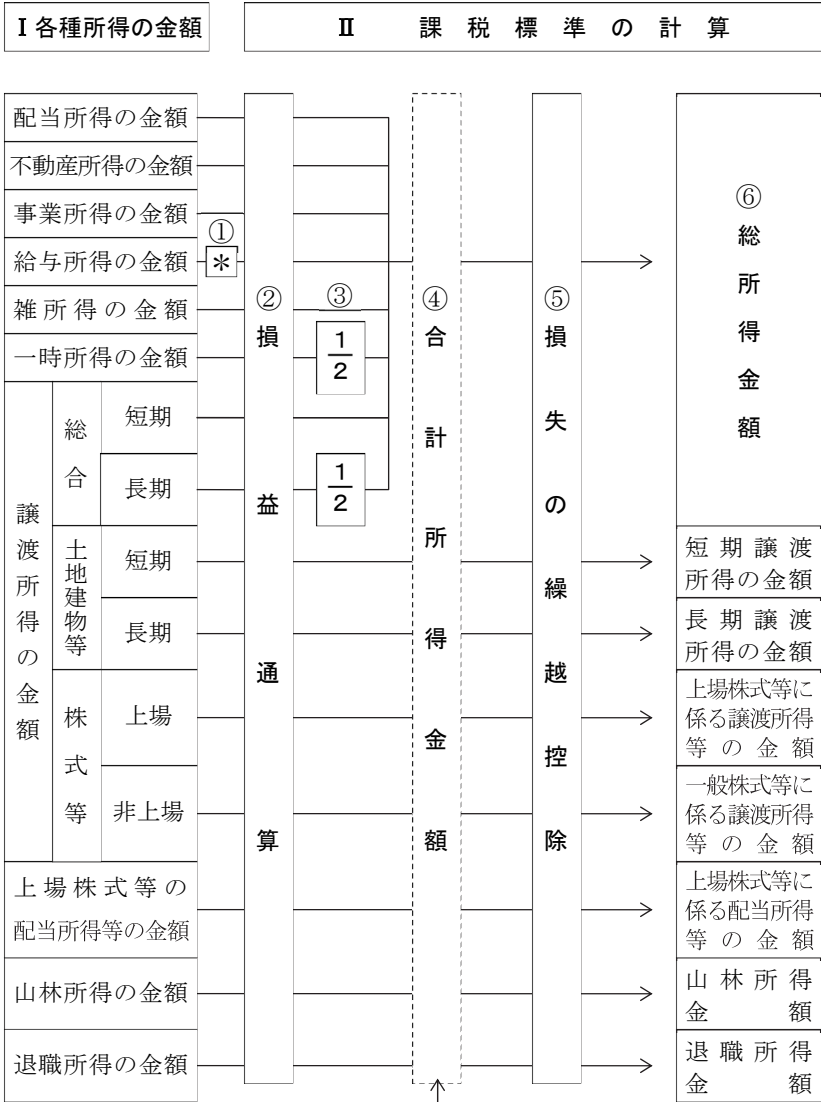
★★★

一定の所得を除く各種の所得を総合する

頻出！

Theme

課税標準の計算では、各計算の順序が重要となります。特に、「損益通算」をした後に「総合長期」と「一時」を $\frac{1}{2}$ することに注意してください。



損失の繰越控除前の課税標準の合計額
(純粋な本年の課税標準の合計額)

* 所得金額調整控除がある場合には、この段階で控除します。

■ 総合課税と分離課税



頻出！

実技頻出

	課税標準の名称	計 算 式
総合課税	総所得金額	配当所得＋不動産所得＋事業所得＋給与所得 ＋雑所得＋総合短期譲渡所得＋（総合長期 譲渡所得＋一時所得） $\times \frac{1}{2}$ ※ 給与所得は所得金額調整控除後の金額
分離課税	短期譲渡所得の金額	分離短期譲渡所得
	長期譲渡所得の金額	分離長期譲渡所得
	一般株式等に係る譲渡所得等の金額	非上場株式等の譲渡所得
	上場株式等に係る譲渡所得等の金額	上場株式等の譲渡所得
	上場株式等に係る配当所得等の金額	上場株式等の配当所得等
	山林所得金額	山林所得
	退職所得金額	退職所得

(例 示)

(1) 不動産所得の金額	3,000,000円
(2) 事業所得の金額	9,230,000円
(3) 給与所得の金額	3,600,000円
(4) 譲渡所得の金額	
(総合短期)	800,000円
(総合長期)	700,000円
(分離長期)	2,800,000円
(5) 一時所得の金額	400,000円

<総所得金額>

$$\begin{aligned}
 &3,000,000\text{円} + 9,230,000\text{円} + 3,600,000\text{円} + 800,000\text{円} \\
 &+ \frac{(700,000\text{円} + 400,000\text{円})}{\text{総合長期} \quad \text{一時}} \times \frac{1}{2} = 17,180,000\text{円}
 \end{aligned}$$

<長期譲渡所得の金額>

2,800,000円

2 損益通算

★★★

赤字の所得がある場合、他の各種所得の金額から控除する 頻出！

Theme

1 損益通算 頻出！

10種類の各種所得の金額は赤字（損失）になることもあります。

所得税では、赤字になった所得のうち**不動産所得、事業所得、山林所得、譲渡所得**の4つの所得に限って、これを他の所得の金額（黒字）から控除します。

このことを「**損益通算**」といいます。

（注）配当所得、給与所得^{*1}、一時所得、雑所得の損失は**損益通算の対象**となりません。利子所得および退職所得は損失になりません。

*1 給与所得はおおむね赤字になることはありませんが、特定支出控除が多額である場合には、赤字になる可能性があります。

2 不動産所得や譲渡所得の損失で損益通算できないもの 頻出！

（1）分離短期・分離長期・株式等の譲渡損失

（2）生活に通常必要でない資産の譲渡損失^{*2}など

別荘等、クルーザー、ゴルフ会員権、高価な宝石などの譲渡損失が該当します。

（3）不動産所得の損失のうち、必要経費に算入した土地取得のための借入金の利子部分の金額など

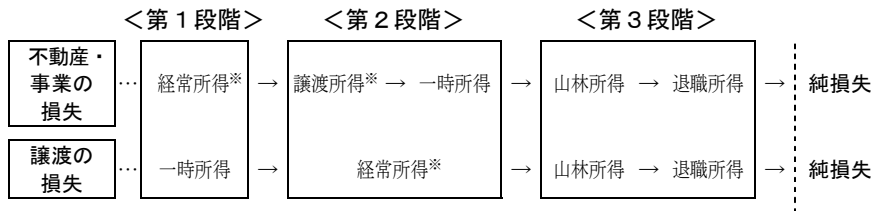
（例 示）

不動産所得にかかる総収入金額が100万円、必要経費（土地負債利子20万円を含む）400万円とした場合

必要経費 400万円			
総収入金額 100万円	土地負債利子 20万円	損失の金額 300万円	損益通算の対象外 20万円
			損益通算の対象 280万円*

* 100万円－400万円＝▲300万円
300万円－20万円＝280万円

3 損益通算のしかた



＜第4段階＞ 山林の損失は省略

※ 経常所得とは、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、雑所得をいいます。

※ 譲渡所得は、まず総合短期譲渡所得から控除します。

損益通算の適用がある場合には、総合長期譲渡所得の金額と一時所得の金額は、損益通算をしてから2分の1します。

【例題】

次の資料に基づき、本年分の総所得金額を計算しなさい。

不動産所得の金額	△5,000,000円
事業所得の金額	3,000,000円
譲渡所得の金額	7,000,000円（総合長期）

【解答】

(1) 損益通算

経常(事業) 不動産の損失

$$\textcircled{1} \quad 3,000,000\text{円} - 5,000,000\text{円} = \triangle 2,000,000\text{円}$$

総合長期 ①の金額 総合長期

$$\textcircled{2} \quad 7,000,000\text{円} - 2,000,000\text{円} = 5,000,000\text{円}$$

(2) 総所得金額

$$5,000,000\text{円} \times \frac{1}{2} = 2,500,000\text{円}$$

※ 損益通算後に2分の1することに留意する。

3 損失の繰越控除



繰り越された前年以前3年内の損失を控除する

Theme

課税標準の計算上、前年以前に発生した損失を本年に繰り越して控除することができます。

損失の繰越控除には、純損失の繰越控除、雑損失の繰越控除などがあり、いずれも最長で**3年間**繰り越すことができます。

* 青色申告者については、純損失の繰越控除に代えて、純損失の繰戻還付（前年分の所得税の還付）を適用することもできます。

1 純損失の繰越控除*

損益通算してもなお控除しきれなかった損失の金額を、**純損失の金額**といい、**最長3年間**繰り越して、課税標準の計算上控除することができます。

なお、純損失の繰越控除は、純損失が発生した年が青色申告か白色申告であるか、また、居住用財産の譲渡損失に係る純損失の金額であるかなどにより、繰り越される金額が異なります。

内 容	青色申告	白色申告
下 記 以 外	全 額	原則なし
一定の居住用財産の譲渡損失	一定要件を満たせば適用あり	

2 雑損失の繰越控除

雑損控除（P100参照）しても控除しきれなかった雑損失の金額は、最長で**3年間**繰り越して、課税標準の計算上控除することができます。

なお、雑損失の繰越控除は、雑損失が発生した年が青色申告か白色申告かに関係なく、適用できます。

3 合計所得金額

合計所得金額とは、損失の繰越控除を適用しないで計算した課税標準の合計額をいい、前年以前の損失を控除する前の、純粋な本年の課税標準の合計額です。

損失の繰越控除がなければ、課税標準の合計額が、合計所得金額になります。

【例 題】

次の資料に基づき、本年分の総所得金額を計算しなさい。

(1) 事業所得の金額	10,000,000円
(2) 一時所得の金額	4,000,000円
(3) 繰越された純損失の金額	3,000,000円

【解 答】

1. 合計所得金額

$$\begin{array}{c} \text{事業所得} \quad \quad \quad \text{一時所得} \\ 10,000,000\text{円} + 4,000,000\text{円} \times \frac{1}{2} = 12,000,000\text{円} \end{array}$$

2. 課税標準

$$12,000,000\text{円} - \begin{array}{c} \text{純損失} \\ 3,000,000\text{円} \end{array} = 9,000,000\text{円} \quad (\text{総所得金額})$$

ケーススタディ

所得税における譲渡損失の取扱いに関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 生活用動産を譲渡したことによる譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額は、総合課税の対象となる譲渡所得の金額と通算することができる。
2. ゴルフ会員権を譲渡したことによる譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額は、他の各種所得の金額と損益通算することができない。
3. 上場株式を譲渡したことによる譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額と、非上場株式の配当金に係る配当所得の金額は、確定申告をすることにより、損益通算することができる。
4. 居住用財産を譲渡したことによる譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額は、所定の要件を満たせば、その損失が生じた年の前年に繰り戻して、前年分の所得税の還付を受けることができる。

正解 2

1. × 生活用動産の譲渡による損失は、なかったものとみなされるため、内部通算することができない。
2. ○ 生活に通常必要でない資産の譲渡による損失は、内部通算することができるが、損益通算することはできない。
3. × 上場株式の譲渡損失は、申告分離課税を選択した上場株式の配当金に係る配当所得と損益通算することができるが、非上場株式の配当金の金額とは損益通算できない。
4. × 居住用財産の譲渡損失に繰戻還付の制度はない。

＜理解度テスト＞

次の記述のうち、正しいものには○印を、誤っているものには×印を付けなさい。

- () (1) 不動産所得の金額が損失になった場合には、その損失の全額が損益通算の対象となる。
- () (2) 居住用不動産の譲渡益と別荘の譲渡損失は通算できる。
- () (3) ゴルフ会員権の譲渡益と、骨とう品の譲渡損失は通算できる。
- () (4) クルーザーの譲渡損失と、給与所得は通算できない。
- () (5) 不動産所得の経費で損益通算の対象とならないのは、ワンルームマンションの取得に係る借入金の利子のみである。
- () (6) 一時所得の金額の計算上生じた損失の金額は、損益通算できる。
- () (7) 損益通算の規定は、青色申告でも白色申告でも適用がある。
- () (8) 損益通算してもなお控除しきれない損失の金額は、すべて翌年以後3年間にわたって繰り越すことができる。

＜解答＞

- (1) × 不動産所得の損失の金額のうち、必要経費に算入した土地取得に係る借入金利子部分は損益通算の対象にならない。
- (2) ○ 正しい記述である。
譲渡益と譲渡損失の通算は損益通算ではなく、譲渡所得内通算（内部通算）なので、別荘の譲渡損失（生活に通常必要でない資産）であっても分離課税どうしで通算することができる。
- (3) ○ 正しい記述である。
- (4) ○ 正しい記述である。
クルーザーなどの生活に通常必要でない資産の譲渡損失は損益通算の対象にならない。
- (5) × 損益通算の対象とならないのは、土地取得に係る借入金の利子である。
なお、ワンルームマンションの取得に係る借入金利子には、土地だけでなく建物部分も含まれているため、建物に係る部分は対象になる。
- (6) × 一時所得の金額の計算上生じた損失の金額は損益通算の対象にならない。
- (7) ○ 正しい記述である。
- (8) × 損益通算してもなお控除しきれない損失の金額（一定の居住用財産の譲渡損失は除く）は、青色申告者であれば翌年以後3年間の繰越控除ができる。
なお、白色申告者は事業用資産の災害損失などに限って繰越控除が認められている。

＜キーワードチェック＞

- ☐ 各種所得の金額の計算上生じた損失のうち、(①) 所得、(②) 所得、山林所得、(③) 所得の4つの所得に限って、これを他の所得の金額から控除する。
- ☐ 配当所得、給与所得、(④) 所得、(⑤) 所得の損失は損益通算の対象としない。
- ☐ 別荘等、クルーザー、ゴルフ会員権、高価な宝石などの(⑥) 資産の譲渡損失や不動産所得の損失のうち必要経費に算入した(⑦) 取得のための借入金の利子部分の金額は損益通算の対象とならない。
- ☐ 損益通算してもなお控除しきれなかった損失の金額を、(⑧) の金額といい、最長(⑨) 年間繰り越して、課税標準の計算上控除することができる。

＜解答＞

- ①不動産 ②事業 ③譲渡 ④一時 ⑤雑 ⑥生活に通常必要でない ⑦土地
⑧純損失 ⑨3

第4章

課税所得金額の計算

CONTENTS

- ★ 1 課税所得金額
- ★ 2 雑損控除
- ★★★ 3 医療費控除
- ★★ 4 社会保険料控除
- 5 小規模企業共済等掛金控除
- ★★ 6 生命保険料控除
- ★★ 7 地震保険料控除
- ★ 8 寄附金控除
- ★ 9 障害者控除
- ★ 10 寡婦控除、ひとり親控除
- 11 勤労学生控除
- ★★★ 12 配偶者控除
- ★★★ 13 配偶者特別控除
- ★★★ 14 扶養控除
- ★★★ 15 基礎控除
- ★★ 16 扶養親族等の判定の時期等

■この章のポイント

法人税では課税標準に税率を適用することになっている。しかし、所得税では税率を適用する前に個人的事情を考慮するためにもう1つの計算をしなければならない。これが課税所得金額の計算である。

この章では、個人的事情を考慮するために設けられた15種類の所得控除について学習していく。

1 課税所得金額



所得控除額を控除する

Theme

総所得金額などの課税標準から**所得控除額**を控除して課税所得金額を計算します。

災害にあった、病気をして多額の医療費を支払った、扶養している家族がいるなどの事情を考慮するために、**15種類の所得控除**が設けられています。

所得控除額は、**まず総所得金額から控除**しますが、総所得金額から控除しきれない場合には、その控除しきれなかった金額は、**分離課税の課税標準から下図の順序で控除**します。

なお、それぞれの課税所得金額に千円未満の端数がある場合は、その端数は切り捨てます。



■ 15種類の所得控除

所得控除の種類	控除額の概要
雑損控除	損失額－課税標準の合計額×10%
医療費控除	支出医療費－10万円
社会保険料控除	支出額
小規模企業共済等掛金控除	支出額
生命保険料控除	最高12万円(一般、介護医療、個人年金 各4万円)
地震保険料控除	支出額(最高5万円)
寄附金控除	支出寄附金－2,000円
障害者控除	27万円(特別障害者40万円または75万円)
寡婦控除	27万円
ひとり親控除	35万円
勤労学生控除	27万円
配偶者控除	最高38万円(老人は最高48万円)
配偶者特別控除	最高38万円
扶養控除	1人あたり原則38万円(最高63万円)
基礎控除	最高48万円

【例題】

次の資料に基づき、本年分の課税所得金額を計算しなさい。

- | | |
|---------------|------------|
| 1 本年分の課税標準 | |
| (1) 総所得金額 | 2,000,000円 |
| (2) 長期譲渡所得の金額 | 3,000,000円 |
| 2 本年分の所得控除額 | 3,456,700円 |

【解答】

課税所得金額

$$(1) 2,000,000円 - \frac{2,000,000円}{2} = 0 \text{ (課税総所得金額) 円}$$

所得控除

$$(2) 3,000,000円 - (3,456,700円 - 2,000,000円)$$

所得控除

$$= 1,543,000円 \text{ [千円未満切捨]}$$

(課税長期譲渡所得金額)

所得控除額は、まず総所得金額から控除し、総所得金額から控除しきれない場合には、控除しきれなかった金額を他の分離課税の課税標準から一定の順序で控除する。

2 雑損控除

★

災害や盗難などによる被害を受けたとき

Theme

雑損控除は、本人または総所得金額等の合計が48万円以下である同一生計親族が有する**住宅、家財、衣服、現金**などについて**災害**（火災、震災、風水害など）、**盗難**または**横領**による損失が生じた場合に、適用することができます。

なお、詐欺による損失は対象になりません。

《控除額》

$$\text{損失の金額} - \text{課税標準の合計額} \times 10\% = \text{控除額}$$

【例 題】

Aさんは、本年において火災により次の資産を全焼した。
次の資料に基づき、本年分の雑損控除額を求めなさい。

資 産	所 有 者	被 害 額	保険金収入
住 宅	Aさん	12,950,000円	10,000,000円
家 財	Aさん	1,500,000円	—
家 財	Aさんの妻	720,000円	—

（注）Aさんの課税標準の合計額は 16,000,000円である。
妻は、本年中に所得はなかった。

【解 答】

(1) 損失の金額

$$(12,950,000\text{円} - 10,000,000\text{円}) + 1,500,000\text{円} + 720,000\text{円} = 5,170,000\text{円}$$

(2) 足切限度額

$$16,000,000\text{円} \times 10\% = 1,600,000\text{円}$$

(3) 控除額

$$5,170,000\text{円} - 1,600,000\text{円} = 3,570,000\text{円}$$

3 医療費控除

★★★

病気やケガで多額の医療費を支出したとき

Theme

医療費控除は、本人または同一生計親族^{*1}に対する医療費を支払った場合（支払った年分）に適用することができます。

^{*1} 同一生計親族に所得要件はありません。

1 原則

(1) 医療費控除の対象となる医療費の範囲 頻出！

次のようなもので一般的な水準を著しく超えない部分をいいます。

- ① 医師や歯科医師による診療や治療の費用（出産費用も含まれる）
- ② 治療や療養のための薬代（処方せんがなくてもよい^{*2}）
- ③ 治療のための、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師などによる施術の費用
- ④ 看護師や付添人（親族は除く）などによる療養上の世話の費用
- ⑤ 通院や入院のための交通費（病状によってはタクシー代も認められる）
- ⑥ 入院の部屋代（治療上必要な差額ベッド代）や食事代の費用など

^{*2} ドラッグストア等で購入した薬代なども対象となります。

(2) 医療費控除の対象とならないもの 頻出！

次のような費用は、医療費控除の対象とはなりません。

- ① 医師や看護師などに対する謝礼
- ② 人間ドックその他の健康診断料
ただし、健康診断の結果、重大な疾病が発見されて、かつ、治療した場合には、その健康診断料も医療費控除が受けられます。
- ③ インフルエンザなどの予防接種代
- ④ 美容整形の費用
- ⑤ 健康増進などのための医療品の購入費用
- ⑥ 近視や乱視のためのメガネやコンタクトレンズの購入費用
- ⑦ 通院のための自家用車のガソリン代や駐車代
- ⑧ 診断書の作成料金など

(3) 医療費を補てんする保険金等

次のような金額は、医療費を補てんするものとして支出した医療費から控除します。

- ① 健康保険より支給される出産育児一時金または高額療養費など
- ② 医療保険金、入院給付金など

※ 出産手当金、傷病手当金、見舞金などは該当しません。

(4) 控除額 実技頻出

- | | |
|---------------------------------|--------|
| ① 医療費の額－保険金等 | } 少ない方 |
| ② 課税標準の合計額（総所得金額等）× 5 %
10万円 | |
| ③ ①－②＝控除額（200万円が限度） | |

2 セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）

(1) 概 要

* 同一生計親族には、健康保持増進等の要件は必要ありません。

健康保持増進及び疾病予防への一定の取組を行っている人が、本人または**同一生計親族***に対する**特定一般用医薬品等**を購入した場合に、医療費控除の特例を受けることができます。

なお、特定一般用医薬品等は、**スイッチO T C医薬品**ともいい、処方薬から市販薬に転化した医薬品であり、一定のロゴマークがパッケージに表示されています。

(2) 控除額 実技頻出

- | |
|-----------------------|
| ① スイッチO T C 医薬品購入費用 |
| ② 12,000円 |
| ③ ①－②＝控除額（88,000円が限度） |

3 選択適用

1医療費控除（原則）と **2**セルフメディケーション税制（特例）は、**選択適用**となるため、いずれか**控除額の多い方**を適用すると有利です。

なお、いずれも**確定申告**が必要となります。

【例 題】

次の資料に基づき、本年分の医療費控除額を求めなさい。

Aさんは、本年中にAさんとその同一生計親族の医療費700,000円（うち、特定一般用医薬品購入費用200,000円）を支出した。

なお、Aさんの課税標準の合計額は 9,000,000円である。

【解 答】

(1) 原 則

① 医療費の額 700,000円

② $9,000,000円 \times 5\% > 100,000円 \therefore 100,000円$

③ $700,000円 - 100,000円 = \underline{600,000円}$

(2) 特 例

$200,000円 - 12,000円 = 188,000円 > 88,000円 \therefore \underline{88,000円}$

(3) (1) > (2) $\therefore \underline{600,000円}$

4 社会保険料控除

★★

健康保険や国民年金などの保険料を支払ったとき

Theme

社会保険料控除は、**本人**または**同一生計親族**に対する社会保険料を支払った場合または給料から控除された場合に適用することができます。

《社会保険料の範囲》*

- (1) **健康保険**の保険料
- (2) 国民健康保険の保険料
- (3) 後期高齢者医療保険の保険料
- (4) **厚生年金保険**の保険料・厚生年金基金の掛金
- (5) 国民年金の保険料・**国民年金基金**の掛金
- (6) 雇用保険の保険料
- (7) **介護保険**の保険料など

《控除額》

全 額

5 小規模企業共済等掛金控除

小規模企業共済等の掛金を支払ったとき

Theme

小規模企業共済等掛金控除は、小規模企業共済等掛金を支払った場合に適用することができます。

《小規模企業共済等掛金の範囲》

- (1) 小規模企業共済の掛金（月 7 万円、年間84万円が最高額）
- (2) 確定拠出年金の掛金など

《控除額》

全 額

6 生命保険料控除

★★

本人や親族を受取人とする生命保険料を支払ったとき

Theme

生命保険料控除は、次の生命保険契約の保険料を支払った場合に適用することができます。

(2012年1月1日以後に締結した契約の場合)

- (1) 保険金の受取人のすべてを本人または親族とする生命保険契約
(2)、(3)以外のもの(一般の生命保険契約)
- (2) 介護医療保険契約(医療保険、がん保険、所得補償保険など)
- (3) 年金の受取人を本人または配偶者とする個人年金保険契約

《控除額》  実技頻出

上記(1)～(3)の区分それぞれごとに、次の表によって求めた金額の合計額(最大12万円)が控除額になります。

年間の支払保険料の合計	控 除 額
20,000円以下	全 額
20,000円超 40,000円以下	$\text{支払金額} \times \frac{1}{2} + 10,000\text{円}$
40,000円超 80,000円以下	$\text{支払金額} \times \frac{1}{4} + 20,000\text{円}$
80,000円超	40,000円

【例 題】

次の資料に基づき、本年分の生命保険料控除額を求めなさい。

- (1) 一般の生命保険料 182,000円
- (2) 介護医療保険料 60,000円

【解 答】

- (1) 一般 182,000円 > 80,000円 ∴ 40,000円
- (2) 介護医療 $60,000\text{円} \times \frac{1}{4} + 20,000\text{円} = 35,000\text{円}$
- (3) 40,000円 + 35,000円 = 75,000円

7 地震保険料控除

★★

住宅や家財などの地震保険料を支払ったとき

Theme

本人または同一生計親族の有する**居住用家屋**または**家財等**の地震等による損害を保険目的とする損害保険契約等に係る保険料等を支払った場合に適用することができます。

《控除額》  実技頻出

全 額（5万円が限度）

【例 題】

本年中に、住宅を保険目的とする地震保険料 38,000円を支出した。
本年分の地震保険料控除額を求めなさい。

【解 答】

$$38,000円 \leq 50,000円 \quad \therefore \quad 38,000円$$

8 寄附金控除



特定寄附金を支払ったとき

Theme

*1 ふるさと納税による寄附金額について、所得税では「所得控除」、住民税では「税額控除」となります。

寄附金控除^{*1}は、特定寄附金を支払った場合に適用することができます。

《特定寄附金の範囲》

- (1) 国や地方公共団体（都道府県、区市町村）に対する寄附金
- (2) 日本赤十字社、日本学生支援機構、共同募金会などに対する寄附金
- (3) 学校法人などに対する寄附金（入学に関するものは除かれる）
- (4) 政党、政治団体などに対する寄附金（政治献金）で公職選挙法により報告されたもの

《控除額》

支払った特定寄附金の額[※] - 2,000円

※ 特定寄附金の額が課税標準の合計額の40%を超える場合は、課税標準の合計額の40%が限度^{*2}となります。

*2 法人税では、法人が国や地方公共団体に対して行った寄附金について、その全額を損金に算入することを認めています。

【例題】

次の資料に基づき、本年分の寄附金控除額を求めなさい。
東京都に 500,000円を寄附した。
課税標準の合計額は、3,000,000円である。

【解答】

- (1) $500,000\text{円} < 3,000,000\text{円} \times 40\%$ ∴ 500,000円
- (2) 足切限度額 2,000円
- (3) $500,000\text{円} - 2,000\text{円} = 498,000\text{円}$

9 障害者控除



本人または扶養親族等が障害者であるとき

Theme

障害者控除は、**本人が障害者**である場合と**同一生計配偶者または扶養親族が障害者**である場合に適用することができます。

《障害者とは》

障害者とは、精神または身体に障害がある人で身体障害者手帳の交付を受けている人などをいいます。

また、障害者のうち、身体障害者手帳に1級、2級と記載されている人など、重度の障害のある人を**特別障害者**といいます。

《控除額》

(1) 一般障害者（軽度の障害者）	27万円
(2) 同居特別障害者 ^{（注）}	75万円
(3) 特別障害者（(2)以外）	40万円

（注）同居特別障害者

特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族で、本人、配偶者又は他の同一生計親族のいずれかとの同居を常況としている者をいう。

10 寡婦控除、ひとり親控除



夫と死別または離婚やひとり親で、一定の要件を満たすとき

Theme

*1 2020年分以降、従来の寡婦（寡夫）控除が、寡婦控除とひとり親控除に整理されました。

1 寡婦控除*1

寡婦控除は、本人が**寡婦**である場合に適用することができます。ただし、再婚した場合は、適用できません。

《寡婦の意義》

*2 寡婦およびひとり親ともに年齢要件はありません。

寡婦（**2**のひとり親を除く）*2とは、合計所得金額が**500万円以下**で、次の要件のいずれかを満たす人をいいます。

- (1) 夫と死別した後婚姻していない者であること
- (2) 夫と離婚した後婚姻していない者で、**扶養親族**があること

《控除額》

27万円

2 ひとり親控除*1

ひとり親控除は、本人が**ひとり親**である場合に適用することができます。

《ひとり親の意義》

ひとり親*2とは、合計所得金額が**500万円以下**で、次のすべての要件を満たす人をいいます。

- (1) 現在婚姻していない者
- (2) 総所得金額等の合計額が48万円以下の**子**があること

《控除額》

35万円

【寡婦控除とひとり親控除の関係】

		本人の合計所得金額500万円以下					
		死別		離婚		未婚	
		女性	男性	女性	男性	女性	男性
扶養親族あり	子 ※	35万円	35万円	35万円	35万円	35万円	35万円
	その他	27万円	—	27万円	—	—	—
扶養親族なし		27万円	—	—	—	—	—

※ 総所得金額等の合計が48万円以下

※ 図表の  部分が寡婦控除

11 勤労学生控除

アルバイト収入が130万円以下の学生であるとき

Theme

勤労学生控除は、本人が勤労学生である場合に適用することができます。

《勤労学生の意義》

勤労学生とは、高校、大学、専修学校などの学生などで、給与所得等があり、合計所得金額が75万円（給与収入でいうと130万円）以下である人をいいます。

なお、給与所得等以外の所得がある場合には、合計所得金額のうちその金額が10万円以下であることが要件とされています。

《控除額》

27万円

12 配偶者控除

★★★

配偶者の収入が103万円以下であるとき

Theme

配偶者控除は、**控除対象配偶者**を有する場合に適用することができます。

《控除対象配偶者とは》

控除対象配偶者とは、同一生計配偶者のうち、**合計所得金額が1,000万円以下**である居住者の配偶者^{*1}をいいます。

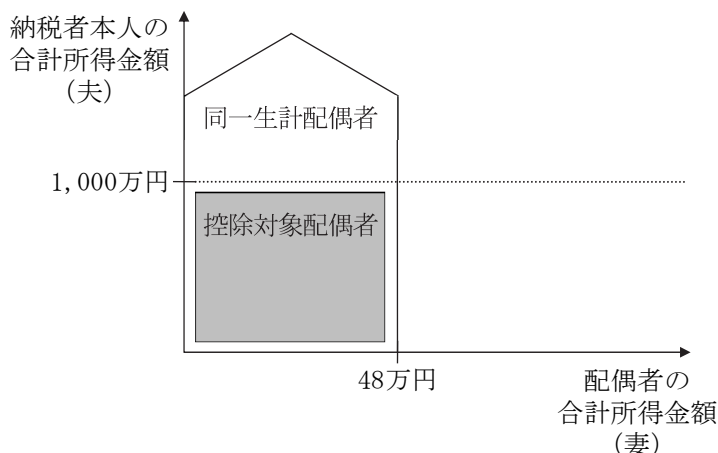
^{*1} 配偶者控除の対象となる配偶者は、婚姻の届出をしている者に限られ、いわゆる事実婚などは対象となりません。

《同一生計配偶者とは》

同一生計配偶者とは、居住者の配偶者でその居住者と生計を一にするもの（**青色事業専従者や事業専従者は除かれる^{*2}**）のうち、**合計所得金額が48万円以下**である者をいいます。

^{*2} 青色事業専従者や事業専従者に該当する配偶者は、たとえ合計所得金額が48万円以下であっても配偶者控除の対象にはなりません。

【控除対象配偶者】



《控除額》

- (1) 居住者の合計所得金額が 900万円以下である場合
…… 38万円（老人控除対象配偶者[※]は 48万円）
- (2) 居住者の合計所得金額が 900万円超 950万円以下である場合
…… 26万円（老人控除対象配偶者[※]は 32万円）
- (3) 居住者の合計所得金額が 950万円超 1,000万円以下である場合
…… 13万円（老人控除対象配偶者[※]は 16万円）

※ 老人控除対象配偶者とは、控除対象配偶者のうち年齢**70歳以上**の者をいいます。

【例 題】

Aさんの配偶者Bさん（Aさんと同一生計）の所得の状況がそれぞれ次の〔問〕の状態であるとき、Bさんは控除対象配偶者に該当するかどうかを答えなさい。

なお、Aさんの合計所得金額は8,000,000円である。

〔問1〕

給与所得に係る収入金額	1,030,000円
-------------	------------

〔問2〕

不動産所得の金額	300,000円
----------	----------

一時所得の金額	250,000円
---------	----------

〔問3〕

事業所得の金額	530,000円
---------	----------

【解 答】

配偶者の所得要件（48万円以下）は合計所得金額（第2段階）で判定する。

〔問1〕

$$1,030,000円 - \frac{550,000円}{2} = 480,000円 \leq 480,000円 \quad \therefore \text{該当する}$$

給与所得控除額

〔問2〕

$$\frac{300,000円}{\text{不動産所得}} + \frac{250,000円}{\text{一時所得}} \times \frac{1}{2} = 425,000円 \leq 480,000円 \quad \therefore \text{該当する}$$

〔問3〕

$$\frac{530,000円}{\text{事業所得}} > 480,000円 \quad \therefore \text{該当しない}$$

13 配偶者特別控除

★★★

配偶者の合計所得金額が48万円超133万円以下であるとき

Theme

*1 配偶者特別控除の対象となる配偶者は、婚姻の届出をしている者に限られ、いわゆる事実婚などは対象となりません。

*2 青色事業専従者や事業専従者に該当する配偶者は、たとえ合計所得金額が48万円以下であっても配偶者特別控除の対象にはなりません。

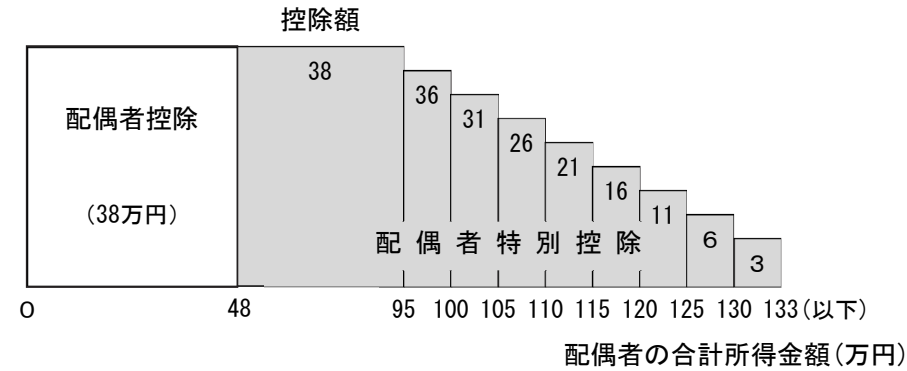
*3 配偶者控除と配偶者特別控除は適用対象が異なりますので、重複適用はできません。また、選択適用の関係にあるものでもありません。

配偶者特別控除は、本人の合計所得金額が1,000万円以下である者と生計を一にする配偶者^{*1}（青色事業専従者や事業専従者は除かれる^{*2}）の合計所得金額が48万円超133万円以下である場合に、適用することができます。

《早見表》

配偶者の合計所得金額		控除を受ける納税者本人の合計所得金額		
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
48万円超	95万円以下	38万円	26万円	13万円
95万円超	100万円以下	36万円	24万円	12万円
100万円超	105万円以下	31万円	21万円	11万円
105万円超	110万円以下	26万円	18万円	9万円
110万円超	115万円以下	21万円	14万円	7万円
115万円超	120万円以下	16万円	11万円	6万円
120万円超	125万円以下	11万円	8万円	4万円
125万円超	130万円以下	6万円	4万円	2万円
130万円超	133万円以下	3万円	2万円	1万円

【図 解】 （納税者本人の合計所得金額が900万円以下の場合）



【例 題】

次のそれぞれのケースにもとづき、Aさんの配偶者控除額（配偶者の年齢が70歳未満の場合）および配偶者特別控除額を計算しなさい。

なお、Aさんの合計所得金額は8,000,000円である。

	同一生計の配偶者の所得の金額
ケース 1	給与所得の金額200,000円がある場合
ケース 2	給与所得の金額1,020,000円がある場合

【解 答】

	配偶者控除額	配偶者特別控除額
ケース 1	380,000円	0円
ケース 2	0円	310,000円

14 扶養控除

★★★

所得が48万円以下の16歳以上の親族がいるとき

Theme

扶養控除は、控除対象扶養親族を有する場合に適用することができます。

《扶養親族とは》 頻出！

扶養親族とは配偶者以外の親族（青色事業専従者や事業専従者は除かれ、いわゆる里子、養護受託老人を含む）で同一生計のもののうち**合計所得金額が48万円**（給与収入の場合は103万円）以下のものをいいます。

《控除対象扶養親族とは》

扶養親族のうち、**年齢16歳以上**のものをいいます。

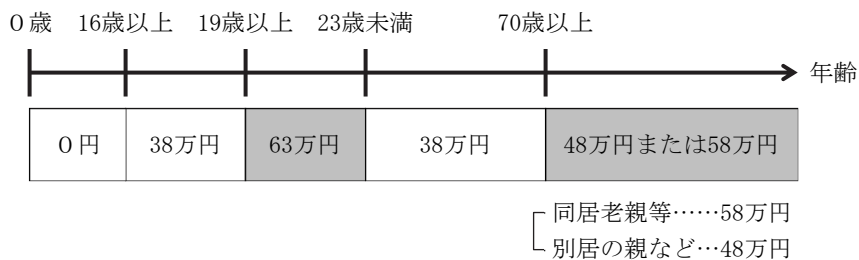
《控除額》 実技頻出

1人38万円（特定扶養親族は63万円、老人扶養親族は48万円（同居老親等に該当すれば58万円）

（注1）特定扶養親族とは、**年齢19歳以上23歳未満**の扶養親族をいいます。

（注2）老人扶養親族とは、**年齢70歳以上**の扶養親族をいいます。

（注3）同居老親等とは、老人扶養親族のうち、本人または配偶者の直系尊属（父母等）で、本人または配偶者のいずれかとの同居を常況としている人をいいます。



【例 題】

次の者は、Aさんと同一生計でかつ同居をしている。

この場合におけるAさんの本年分の扶養控除額を求めなさい。

- (1) 父 (71才) 無職、健康状態良好
- (2) 母 (70才) 無職、特別障害者に該当
- (3) 長女 (23才) 大学院生、無収入
- (4) 長男 (20才) 大学生、一時所得の金額600,000円がある。

【解 答】

- (1) 父 580,000円 (同居老親等)
- (2) 母 580,000円 (同居老親等)
- (3) 長女 380,000円 (一般扶養親族)
- (4) 長男 630,000円 (特定扶養親族)

$$\text{※ } 600,000\text{円} \times \frac{1}{2} = 300,000\text{円} \leq 480,000\text{円} \quad \therefore \text{該当する}$$

合計 2,170,000円

【留意点】

長女の年齢は23才のため、年齢23才未満までの特定扶養親族には該当しない。

上記のほかに、障害者控除として750,000円 (母、同居特別障害者) が認められる。

15 基礎控除

★★★★

最大48万円が控除できる



頻出！

Theme

*2020年分以降は、38万円から最大48万円に拡大されましたが、所得制限が新たに設定されています。

基礎控除は、納税者本人の合計所得金額が2,500万円以下*の場合に適用することができます。

《控除額》



実技頻出

合計所得金額	控除額
2,400万円以下	48万円
2,400万円超 2,450万円以下	32万円
2,450万円超 2,500万円以下	16万円
2,500万円超	—

16 扶養親族等の判定の時期等

★★

同一生計などの判定時期

Theme

1 医療費控除などの判定の時期

同一生計かどうかの判定は、医療費等を支出すべき事由が生じた時または現実に支払った時によります。

【例 題】

Aさんが支払った医療費は次のとおりである。これに基づきAさんの本年分の医療費控除の対象となる医療費を求めなさい。

Aさん（本人） 内科治療費 5,000円（本年2月に支払い）

長女 歯科治療費 120,000円（本年5月に支払い）

※ 長女は本年3月まではAさんと同一生計であったが、本年4月に結婚した後は別生計となっている。なお、上記の歯科治療は本年3月に行ったものである。

【解 答】

長女は「医療費を支出すべき事由（本年3月の治療）が生じた時」には、Aさんと同一生計であるため、Aさんの本年分の医療費控除の対象となる。

∴ 5,000円 + 120,000円 = 125,000円

2 扶養親族等の判定の時期

(1) 本人が、障害者、寡婦、ひとり親等に該当するかどうかの判定

〔原則 → その年の12月31日
年途中で死亡または出国の場合は、その死亡または出国の時〕

(2) 親族等が、扶養親族等に該当するかどうかの判定

〔原則 → その年の12月31日
その者が年途中で死亡している場合は、その死亡の時〕

【同一生計などの判定の時期の整理】

① 物的控除（医療費控除など）

事由が生じた時または支払った時のいずれかの時

② 人的控除（扶養控除など）

その年の12月31日（年途中で死亡した場合には、死亡時）

ケーススタディ

所得税における所得控除に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 医療費控除の対象となる医療費の金額は、その年中に実際に支払った金額であり、治療を受けたが未払いとなっている金額は対象とならない。
2. 寡婦控除の控除額は、扶養親族の有無により異なる。
3. 居住者の扶養親族が非居住者である場合には、その扶養親族については扶養控除の対象とならない。
4. 控除対象扶養親族のうち、その年の12月31日現在の年齢が18歳の者は、特定扶養親族に該当する。

正解 1

1. ○ 12月31日現在、未払いの医療費は、翌年（支払った年）の医療費控除の対象となる。
2. × 寡婦控除額は27万円で一律となっている。
3. × 非居住者である扶養親族（日本国外に留学している子供等）についても扶養控除の対象となるが、「親族関係書類」および「送金関係書類」の提出が必要となる。

なお、2023年以降は非居住者である親族で、年齢30歳以上70歳未満である者（海外留学等の場合を除く）については対象外となる。

4. × 特定扶養親族とは、控除対象扶養親族のうち12月31日現在、19歳以上23歳未満の者が該当する。18歳の者は、特定扶養親族ではなく、一般の控除対象扶養親族に該当する。

＜理解度テスト＞

次の記述のうち、正しいものには○印を、誤っているものには×印を付けなさい。

- () (1) 小規模企業共済の掛金は、支払った金額の全額が控除の対象になるが、最高84万円である。
- () (2) 同一生計親族の中に障害者がある場合には、障害者控除が受けられる。
- () (3) 寡婦控除およびひとり親控除は、65歳未満であることが共通する要件である。
- () (4) 年をまたがって支払った医療費は、実際に支払った年で控除する。
- () (5) 事業者の合計所得金額が1,000万円以下である場合において、配偶者に対する青色事業専従者給与が103万円以下であれば、その事業者の配偶者控除の対象となる。
- () (6) 共働き夫婦の扶養控除をする場合は、所得の多い者から控除した方が有利である。
- () (7) 医療費控除の最高限度額は、一人250万円である。
- () (8) 生命保険料控除は、一般の生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料が対象となり、控除額の合計額は、最高12万円である。
- () (9) 社会保険料控除には、控除額に所得に応じた足切り額や最高限度額などの制限はない。
- () (10) 地震保険料控除は、住宅や家財のほかに、別荘を対象とするものも適用がある。
- () (11) 退職所得に対する所得税は、分離課税なので、他に所得がない場合でも、所得控除はできない。
- () (12) 本人の合計所得金額が900万円以下で、配偶者のパート収入が103万円以下であれば、配偶者控除および配偶者特別控除が、それぞれ38万円受けられる。
- () (13) 医療費控除をする場合、支給を受けた出産育児一時金は、支出した医療費から差引かなければならない。
- () (14) 差額ベッド代など健康保険が適用されないものについては、医師の指示がある場合でも医療費控除の対象にならない。
- () (15) 家族の医療費を支払っても、医療費控除の対象にならない。

<解答>

- (1) ○ 正しい記述である。
- (2) × 障害者控除は、本人が障害者である場合と、同一生計配偶者または扶養親族が障害者である場合に受けられる。したがって、同一生計親族の場合には、その同一生計親族の合計所得金額が48万円以下でなければならない。
- (3) × 寡婦またはひとり親には、年齢に関する要件はない。
- (4) ○ 正しい記述である。
- (5) × 青色事業専従者である人は、給与の金額の多寡にかかわらず、事業者の配偶者控除や扶養控除を受けることはできない。
- (6) ○ 正しい記述である。
- (7) × 医療費控除の適用を受ける人1人につき200万円までである。
- (8) ○ 正しい記述である。
- (9) ○ 正しい記述である。
- (10) × 地震保険料控除の対象となるのは、住宅や家財等に限られる。
- (11) × 退職所得しなくても所得控除はできる。所得控除額はまず総所得金額から控除するが、総所得金額から控除しきれない場合には分離課税の課税標準から控除することとなっている。
- (12) × 配偶者控除は38万円受けられるが、配偶者特別控除は受けられない。つまり、配偶者控除と配偶者特別控除の両方を受けることはできない。
- (13) ○ 正しい記述である。
- (14) × 医療費控除は、病気やけがなどで負担した医療費が対象になる。差額ベッド代などであっても、治療上必要なものや医師の指示があるときは対象になる。
- (15) × 医療費控除は、自分自身の医療費に限らず、生計を一にする親族の医療費も対象になる。

＜キーワードチェック＞

- ☐ 医療費控除の控除額は、その年中に支払った医療費の金額の合計額から総所得金額等の（ ① ）%相当額または（ ② ）万円のいずれか少ない金額を控除して計算される。
- ☐ セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）における控除の上限額は（ ③ ）円である。
- ☐ iDeCoなどの確定拠出年金の掛金は（ ④ ）控除の適用対象となる。
- ☐ 生命保険料控除における控除の上限額は（ ⑤ ）万円である。
- ☐ 地震保険料控除における控除の上限額は（ ⑥ ）万円である。
- ☐ その年の合計所得金額が（ ⑦ ）万円を超える者は、ひとり親控除の適用を受けることができない。
- ☐ 納税者の合計所得金額が（ ⑧ ）万円を超える場合、配偶者の合計所得金額の多寡にかかわらず、配偶者控除の適用を受けることはできない。
- ☐ 老人控除対象配偶者とは、控除対象配偶者のうち、その年の12月31日現在の年齢が（ ⑨ ）歳以上の者をいう。
- ☐ 同一生計配偶者とは、居住者の配偶者でその居住者と生計を一にするもの（青色事業専従者や事業専従者は除かれる）のうち、合計所得金額が（ ⑩ ）万円以下である者をいう。
- ☐ 配偶者特別控除は、納税者本人の合計所得金額が（ ⑪ ）万円以下であり、かつ、その者と生計を一にする配偶者（青色事業専従者や事業専従者は除かれる）の合計所得金額が（ ⑫ ）万円超（ ⑬ ）万円以下である場合に適用することができる。
- ☐ 控除対象扶養親族とは、扶養親族のうち年齢（ ⑭ ）歳以上の者をいう。
- ☐ 控除対象扶養親族のうち、その年の12月31日現在の年齢が（ ⑮ ）歳以上（ ⑯ ）歳未満の者は、特定扶養親族に該当する。
- ☐ 扶養親族1人につき、その扶養親族が、特定扶養親族である場合には（ ⑰ ）万円、老人扶養親族である場合には（ ⑱ ）万円、同居老親等である場合には（ ⑲ ）万円、これら以外である場合には（ ⑳ ）万円が扶養控除額となる。
- ☐ 納税者本人の合計所得金額が2,400万円以下である場合の基礎控除額は、（ ㉑ ）万円である。

＜解答＞

① 5 ② 10 ③ 88,000 ④ 小規模企業共済等掛金 ⑤ 12 ⑥ 5 ⑦ 500 ⑧ 1,000 ⑨ 70
 ⑩ 48 ⑪ 1,000 ⑫ 48 ⑬ 133 ⑭ 16 ⑮ 19 ⑯ 23 ⑰ 63 ⑱ 48 ⑲ 58 ⑳ 38 ㉑ 48

第5章

納付税額の計算と申告納付等

CONTENTS

- ★★★ 1 納付税額の計算のしかた
- ★★★ 2 税額控除
- ★★★ 3 確定申告と納付
 - 4 間違って申告した場合
- ★ 5 年末調整等

■この章のポイント

課税所得金額に税率を乗じて計算した税額から配当控除などの税額控除額や前払税額（源泉徴収税額や予定納税額）などを控除して、確定申告により納付すべき税額を計算する。

この章では、確定申告により納付すべき税額の計算方法、確定申告、年末調整などについて説明していく。

1 納付税額の計算のしかた

★★★

算出税額から税額控除などを控除して計算する

Theme

最後に確定申告により納付すべき税額を計算します。

まず、課税総所得金額や課税退職所得金額などの課税所得金額に税率を乗じて税額を計算し、それらを合計します。

次に、その金額から税額控除額、源泉徴収税額を順次控除し、最後に予定納税額を控除して、確定申告により納付すべき税額（第3期納付税額）を計算します。

■確定申告書の最後の部分（概略） ※ 復興特別所得税を考慮します。

算 出 税 額	××× A ←	各課税所得金額×税率
税 額 控 除 額	△××× B ←	住宅ローン控除など
差 引 所 得 税 額	××× C ←	A - B
復興特別所得税額	××× D ←	C × 2.1%
合 計 所 得 税 額	××× E ←	C + D
源 泉 徴 収 税 額	△××× F	(注1)
申 告 納 税 額	××× G ←	E - F … (百円未満切捨)
予 定 納 税 額	△××× H	(注2)
第3期納付税額	××× I ←	G - H … 確定申告での納付税額

(注1) 源泉徴収税額

配当金、給料、報酬などを受け取ったときには所得税が源泉徴収されています。

これは、所得税の前払いとなるので、それを確定申告のときに控除（精算）します。

(注2) 予定納税額

7月（第1期）と11月（第2期）に予定納税した金額がある人は、これも所得税の前払いとなるので、それを確定申告のときに控除します。

1 算出税額

次の算式により、それぞれの課税所得金額に係る税額を計算し、それを合計します。

- (1) 課税総所得金額×税率（超過累進税率）
- (2) 課税短期譲渡所得金額×30%（住民税9%）
- (3) 課税長期譲渡所得金額×15%（住民税5%）
- (4) 上場株式等に係る課税配当所得等の金額×15%（住民税5%）
- (5) 一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額×15%（住民税5%）
- (6) 上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額×15%（住民税5%）
- (7) 課税山林所得金額÷5×税率（超過累進税率）×5（5分5乗方式）
- (8) 課税退職所得金額×税率（超過累進税率）

2 税率表（超過累進税率）

頻出！

実技頻出

<所得税額の速算表>

課税総所得金額等	税率	控除額
1,000円から 1,949,000円まで	5%	1円
1,950,000円から 3,299,000円まで	10%	97,500円
3,300,000円から 6,949,000円まで	20%	427,500円
6,950,000円から 8,999,000円まで	23%	636,000円
9,000,000円から 17,999,000円まで	33%	1,536,000円
18,000,000円から 39,999,000円まで	40%	2,796,000円
40,000,000円以上	45%	4,796,000円

※ 税率表は与えられます。

(例 示)

① 課税総所得金額	600万円
② 上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額	100万円

〔所得税の額〕

- ① 課税総所得金額
 $6,000,000円 \times 20\% - 427,500円 = 772,500円$
- ② 上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額
 $1,000,000円 \times 15\% = 150,000円$

【例 題】

次の資料に基づき、本年分の所得税額（納付税額）を求めなさい。

- | | |
|----------------|-------------|
| 1. 課税所得金額 | |
| (1) 課税総所得金額 | 14,289,000円 |
| (2) 課税長期譲渡所得金額 | 4,000,000円 |
| 2. 配当控除額 | 11,500円 |
| 3. 源泉徴収税額 | 46,000円 |
| 4. 予定納税額 | 1,720,000円 |

※ 復興特別所得税を考慮します。

【解 答】

《納付税額》

摘 要	金 額	計 算 過 程 (単位：円)
算 出 税 額	3,779,370	(1) 課税総所得金額 $14,289,000 \times 33\% - 1,536,000 = 3,179,370$ (2) 課税長期譲渡所得金額 $4,000,000 \times 15\% = 600,000$ (3) (1) + (2) = 3,779,370
配当控除額	11,500	
差引所得税額	3,767,870	
復興特別所得税額	79,125	$3,767,870 \times 2.1\% = 79,125$
合計所得税額	3,846,995	
源泉徴収税額	46,000	
申告納税額	3,800,900	(百円未満切捨)
予定納税額	1,720,000	
納 付 税 額	2,080,900	

2 税額控除

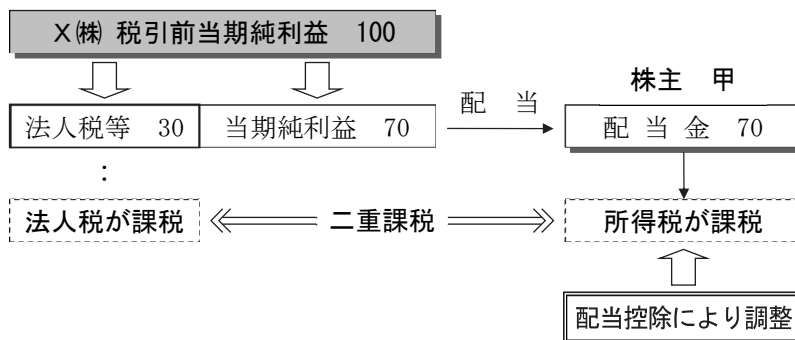
★★★

Theme 税額控除には、配当控除、住宅借入金等特別控除、外国税額控除などがあります

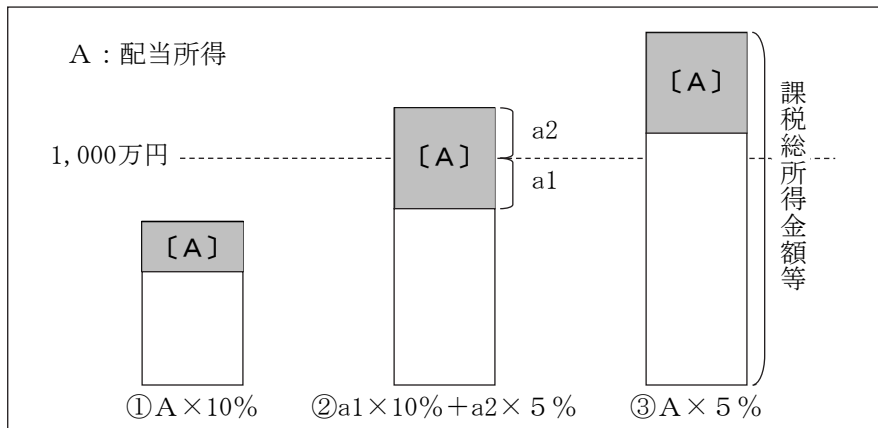
1 配当控除

法人税と所得税の二重課税を調整するため、総合課税した配当所得がある人は、所得税額からその配当所得の金額の10%を配当控除として控除します。

【二重課税の調整】



ただし、課税総所得金額等（課税山林所得金額、課税退職所得金額以外の課税所得金額の合計額）が1,000万円を超えているときは、1,000万円を超えている部分は、10%が5%になります。



※ 申告不要または申告分離課税の適用を受けたものは、適用できません。

【例 題】

次の場合における配当控除額を計算しなさい。

配当所得の金額（総合課税） 150,000円

課税総所得金額等 10,070,000円

【解 答】

- (1) 1,000万円超の部分
 $10,070,000\text{円} - 10,000,000\text{円} = 70,000\text{円}$
 $70,000\text{円} \times 5\% = 3,500\text{円}$
- (2) 1,000万円以下の部分
 $(150,000\text{円} - 70,000\text{円}) \times 10\% = 8,000\text{円}$
- (3) (1) + (2) = 11,500円

2 住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除） 頻出！

(1) 原 則

一定の要件を満たす住宅を新築したり、マンションを購入した場合などで、償還期間が**10年以上**の住宅ローンがあるときは、居住を始めた年から**10年間**（一定の場合は**13年間**）、毎年の所得税額から(1)②の金額が、住宅借入金等特別控除として控除されます。ただし、**合計所得金額が2,000万円超^{*1}**の年は適用できません。

※ 一定の居住用財産の譲渡損失の特例と併用できます。

※ 一定の居住用財産の課税の特例とは併用できません。

※ 住宅ローンの一部繰上げ返済（期間短縮型）を行って、借入当初からの償還期間が**10年未満**となった場合には、**適用できなくなります**。

※ 新築または取得の日から6ヵ月以内に居住の用に供し、適用を受ける各年の12月31日まで引き続き居住していなければなりません。

① 対象となる住宅 頻出！

(イ) 住宅の床面積が**50㎡以上**であること

ただし、合計所得金額が**1,000万円以下**である場合には**40㎡以上50㎡未満**（2023年までに建築確認を受けたものに限る）であるものについても適用があります。

(ロ) **中古住宅^{*2}**は、一定の耐震基準などの要件を満たすものであること

(ハ) 工事費用が100万円超の増改築など

(ニ) 店舗併用住宅などは、居住部分が**2分の1以上**であること

*1 2022年改正により
合計所得金額3,000
万円超から2,000万
円超に縮減されま
した。

*2 2022年改正により
中古住宅の築年数要
件（一戸建20年以
下、マンション25年
以下）が廃止されま
した。

② 控除額 実技頻出

控除期間、年末ローン残高の限度額および控除率は、以下のとおりです。

(1) 一般住宅

a 新築住宅

居住年	年末ローン残高の限度額	控除率	控除期間
2022年・2023年	3,000万円	0.7%	13年
2024年・2025年	2,000万円		10年

*1 2022年改正により
控除率は1.0%から
0.7%に縮減されま
した。

b 中古住宅（既存住宅）

居住年	年末ローン残高の限度額	控除率	控除期間
2022年～2025年	2,000万円	0.7%	10年

(2) 認定住宅等

a 新築認定住宅^{*2}

居住年	年末ローン残高の限度額	控除率	控除期間
2022年・2023年	5,000万円	0.7%	13年
2024年・2025年	4,500万円		

*2 認定住宅とは、認
定期間優良住宅又は
認定低炭素住宅をい
います。

b 新築ZEH^{*3}水準省エネ住宅

居住年	年末ローン残高の限度額	控除率	控除期間
2022年・2023年	4,500万円	0.7%	13年
2024年・2025年	3,500万円		

*3 ZEH（ネット・
ゼロ・エネルギー・
ハウス）とは、高断
熱化及び高効率な省
エネルギー設備を備
え、再生可能エネル
ギー等により年間の
一次エネルギー消費
量が正味ゼロまたは
マイナスの住宅をい
います。

c 新築省エネ基準適合住宅

居住年	年末ローン残高の限度額	控除率	控除期間
2022年・2023年	4,000万円	0.7%	13年
2024年・2025年	3,000万円		

d 中古認定住宅等

認定住宅、ZEH水準省エネ住宅および省エネ基準適合住宅で
中古のものは一律で次のようになります。

居住年	年末ローン残高の限度額	控除率	控除期間
2022年～2025年	3,000万円	0.7%	10年

③ 留意点 頻出！

- (イ) 住宅ローン控除は、確定申告で適用を受けることができます。なお、給与所得者は、居住年分（最初の年分）において、確定申告が必要となりますが、翌年以降9年間は、年末調整で受けられます。
- (ロ) 所得税から控除しきれない金額は、一定の要件の下に、翌年分の住民税から控除することができます（限度額あり）。
- (ハ) 転勤等により居住しなくなった場合でも、その事情が解消され再入居したときは、残存期間について再適用が認められます。
- (ニ) 夫婦が居住する住宅を共有とし、夫婦ともに対象となるローンがある場合（例えば連帯債務の場合）には、夫婦はそれぞれのローン残高により適用が受けられます。
- (ホ) 災害により住宅に居住できなくなった場合であっても、その年以後も適用が受けられます。

【住宅ローン控除の一覧】

		種類	居住年		控除期間	控除率
			2022年2023年	2024年2025年		
借入 限度 額	新 築	一般住宅	3, 000万円	2, 000万円*	13年間	0. 7%
		省エネ住宅	4, 000万円	3, 000万円		
		Z E H住宅	4, 500万円	3, 500万円		
		認定住宅	5, 000万円	4, 500万円		
	中 古	一般住宅	2, 000万円		10年間	
		省エネ住宅	3, 000万円			
		Z E H住宅				
		認定住宅				

- * 控除期間10年間
- ※ 住宅の床面積は50㎡以上を原則としますが、合計所得金額が1,000万円以下の場合には40㎡以上50㎡未満であっても適用可能です。
- ※ 合計所得金額2,000万円以下（床面積40㎡以上50㎡未満の場合には合計所得金額1,000万円以下）の年に適用可能です。

3 確定申告と納付

★★★

2月16日から3月15日までに申告・納付する

Theme

1 確定申告の種類 頻出!

(1) 確定所得申告（確定申告義務）

所得税額が配当控除額および年末調整に係る住宅借入金等特別控除額を超える場合には、原則として、翌年2月16日から3月15日までの間に確定申告しなければなりません。

(2) 還付申告

源泉徴収税額などの還付を受ける場合には、いつでも確定申告ができますが、その年の翌年1月1日から5年間に限られます。

(3) 確定損失申告

純損失になったこと等により、繰越控除などの適用を受けるときには、翌年2月16日から3月15日までの間に確定申告することができます。

2 確定申告不要 頻出! 実技頻出

給与等の金額が2,000万円以下の給与所得者で給与所得・退職所得以外の所得金額が20万円以下であるときは、退職所得以外の所得に係る所得税について確定申告を要しません。

※ 確定申告不要とされた給与所得者が、雑損控除、医療費控除、寄附金控除、住宅借入金等特別控除等の適用を受けようとするときは、上記1の(2)の還付申告をすることができます。

3 納期限の原則

納税の期限は、申告期限と同じように3月15日までで、1日でも遅れると延滞税がかかります。

4 納期限の延期

確定申告で納付すべき税額を1回で全額納付することができない場合は、半分以上の金額を3月15日までに納付すれば、残りの納期限を5月31日まで延期することができます。これを「延納」といいます。

そのための手続きは、確定申告書の後尾に付いている「延納届出書」に記入するだけです。

なお、延納の適用を受けた場合は、**利子税**を支払わなければなりません。

5 確定申告書

所得税の「確定申告書」には、AとBの2種類があります。

確定申告書Aは、申告する所得が、給与所得や雑所得、配当所得、一時所得の4つの所得だけの人を使用できます。

確定申告書Bは、誰でも使用することができます。

なお、確定申告書には、個人番号の記入をしなければなりません。

6 確定申告書の記入のしかた

(例 示)

渋谷太郎さんの確定申告に必要な資料は、次のとおりである。

(1) 勤務先C A T (株)から交付された源泉徴収票の一部

① 支払金額	5,750,000円
② 給与所得控除後の金額	4,158,400円
③ 所得控除の額の合計額	2,495,600円
イ 控除対象配偶者の有無等	有
ロ 控除対象扶養親族等の数	特定 1、その他 1
ハ 社会保険料等の金額	575,600円
ニ 生命保険料等の控除額	50,000円
④ 住宅借入金等特別控除額	63,400円
⑤ 源泉徴収税額	20,100円

(2) 上場株式の配当金180,000円（27,567円の源泉所得税等控除前の金額）の支払いを受けている。

なお、この配当所得は、確定申告（総合課税）するものとする。

(3) 8年前に取得した絵画（取得費1,700,000円）を3,000,000円で譲渡し、譲渡費用を100,000円要している。

<所得税額の速算表>

課 税 総 所 得 金 額 等	税 率	控 除 額
1,000円から 1,949,000円まで	5 %	－円
1,950,000円から 3,299,000円まで	10%	97,500円
3,300,000円から 6,949,000円まで	20%	427,500円
6,950,000円から 8,999,000円まで	23%	636,000円
9,000,000円から 17,999,000円まで	33%	1,536,000円
18,000,000円から 39,999,000円まで	40%	2,796,000円
40,000,000円以上	45%	4,796,000円

※ 復興特別所得税を考慮します。

〔記入前〕

[illegible]

〔記入上の注意〕

1. 給与所得の金額 ※申告書B⑥

給与所得控除後の金額4,158,400円を所得金額に記入します。

なお、正しく計算したものと、多少のズレが生じますが、実務上認められます。また、所得金額調整控除の適用がある場合には、控除後の金額を記入します。

2. 総合長期譲渡所得 ※申告書B⑩、⑪

(1) 収入金額等

総合譲渡所得と一時所得は、50万円特別控除後の金額を記入します。

$$3,000,000円 - (1,700,000円 + 100,000円) - 500,000円 = 700,000円$$

(2) 所得金額（総合譲渡・一時の欄）

総合長期譲渡所得と一時所得は、2分の1後の金額を合計します。

3. 所得から差し引かれる金額 ※申告書B⑬、⑭

基礎控除額の記入を忘れないこと。

なお、扶養控除額は次のとおりです。

$$630,000円（特定） + 380,000円（その他） = 1,010,000円$$

4. 配当控除 ※申告書B⑳

課税総所得金額が1,000万円以下なので、控除率は10%です。

$$180,000円 \times 10\% = 18,000円$$

5. 復興特別所得税額 ※申告書B㉔

差引所得税額の2.1%の金額です。

$$40,300円 \times 2.1\% = 846円$$

6. 源泉徴収税額 ※申告書B㉘

次の金額の合計額を記入します。

(1) 給与所得の源泉徴収票 20,100円

(2) 配当所得の源泉徴収税額 27,567円

4 間違って申告した場合

過大申告のときは更正の請求、過少申告のときは修正申告

Theme

申告した所得や税額が間違っていた場合には、過大申告（多く申告した）のときと過少申告（少なく申告した）のときとでは是正のための手続きが異なります。

1 過大申告の場合

過大申告の場合は、税務署長に「**更正の請求**」をして修正してもらうことができます。

2 過少申告の場合

過少申告の場合は、税務署長に「**修正申告**」をして、正しい所得と税額に修正することができます。

この場合には、過少申告加算税（税務調査があったことにより慌てて修正申告したような場合以外はかからない）や延滞税がかかります。

3 更 正

税務署長は、確定申告書に記載された課税標準等（所得や損失）または税額等（納税額や還付税額）が調査したところと異なるときは、その申告の課税標準等または税額等を「**更正**」します。

4 決 定

確定申告をしなければならない人が申告しなかった場合には、税務署長は、課税標準等または税額等を「**決定**」します。

5 年末調整等



給与等が2,000万円以下の人は年末調整される

Theme

1 年末調整

(1) 年末調整の対象

「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出し、その年の給与等の金額が2,000万円以下である者が対象となります。

(2) 年末調整の方法

源泉徴収税額と年税額を比較して、過不足額を次のように精算します。

- ① 超過額 … 源泉徴収税額に充当し、充当しきれない金額は還付
- ② 不足額 … 給与等の支払をする際に源泉徴収

(3) 年税額の計算

年税額は、次により計算します。

- ① 給与所得控除後の給与等の金額*から所得控除額の合計額を控除して課税給与所得金額（千円未満切捨）を計算します。

※ 年末調整では、雑損控除、医療費控除、寄附金控除以外の所得控除額を控除してもらえます。

そのためには、次のものを提出しなければなりません。

1) 給与所得者の扶養控除等申告書

障害者控除、寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除、源泉控除対象配偶者*に係る控除、扶養控除に関する内容を記載

2) 給与所得者の基礎控除申告書兼給与所得者の配偶者控除等申告書兼所得金額調整控除申告書

基礎控除、配偶者控除および配偶者特別控除ならびに所得金額調整控除に関する内容を記載

3) 給与所得者の保険料控除申告書

社会保険料控除（給与から差し引かれるもの以外）、小規模企業共済等掛金控除（給与から差し引かれるもの以外）、生命保険料控除、地震保険料控除に関する内容を記載

- ② ①の金額に税率を乗じて税額を計算し、その税額から住宅借入金等特別控除をして年税額（百円未満切捨）を計算します。

※ 住宅借入金等特別控除は、2年目以降は年末調整で控除されます。

そのためには、給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書を提出しなければなりません。

* 所得金額調整控除の適用がある場合には、その控除後の金額になります。

* 源泉控除対象配偶者とは、居住者（合計所得金額が900万円以下であるものに限ります）と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が95万円以下であるものをいいます。

2

給与所得の源泉徴収票の見方



頻出！

実技頻出

支払 を受ける 者	住所又は居 所	東京都△△区1-2-3		(受給者番号)		(個人番号)		(税額)		(フリガナ)		コウ タロウ		氏 名		甲 太郎	
種 別		支 払 金 額		給与所得控除後の金額 (調整控除後)		所得控除の額の合計額		源泉徴収税額									
給与・賞与		5552000		4001600		2641112		694000									
(源泉)控除対象配偶者の有無等		配偶者(特別)控除の額		控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)		16歳未満扶養親族の数		障害者の数 (本人を除く。)		非居住者である親族の数							
有 証者		老人		特 定		老 人		そ の 他		人		人		人		人	
○				人		人		3		人		人		人		人	
社会保険料等の金額		生命保険料の控除額		地震保険料の控除額		住宅借入金等特別控除の額											
565812		67300		8000													
(摘要)																	
生命保険料の金額の内訳		新生命保険料の金額		旧生命保険料の金額		介護医療保険料の金額		新個人年金保険料の金額		旧個人年金保険料の金額							
74,800								37,200									
住宅借入金等特別控除の内訳		住宅借入金等特別控除適用期間		居住開始年月日		年 月 日		住宅借入金等特別控除区分(1回目)		住宅借入金等年率(1回目)							
				年 月 日				住宅借入金等特別控除区分(2回目)		住宅借入金等年率(2回目)							
(源泉・特別)控除対象配偶者		(フリガナ)		コウ ハナコ		区分		配偶者の合計所得		100,000		国民年金保険料等の金額		旧長期障害保険料の金額		所得金額調整控除額	
氏名		甲 花子															
個人番号																	
控除対象扶養親族		(フリガナ)		コウ イチロウ		区分		(フリガナ)								(備考)	
1		氏名		甲 一郎		区分		1		氏名							
個人番号								16歳未満の扶養親族		2		氏名					
2		(フリガナ)		コウ ジロウ		区分		2		(フリガナ)							
氏名		甲 次郎		区分				3		(フリガナ)							
個人番号								4		(フリガナ)							
3		(フリガナ)		コウ ヨシコ		区分		4		(フリガナ)							
氏名		甲 良子		区分													
個人番号																	
4		(フリガナ)				区分											
氏名																	
個人番号																	
未成年者		外国人		死亡退職者		本人が障害者		ひとり親		勤労学生		中途就・退職		受給者生年月日			
						特 別		その他				就職 退職 年 月 日		元号 年 月 日			
												昭和 43 7 13					
支払者		個人番号又は法人番号										(右詰で記載してください。)					
住所(居所)又は所在地		東京都千代田区神田三崎町															
氏名又は名称		T A C(株)														(電話)	
整理番																	

(1) 給与所得の金額

1ヶ所からのみ給与等の支払を受けているときは、源泉徴収票の「給与所得控除後の金額（調整控除後）」を、給与所得の金額と考えてよいとされています。

※ 通常、給与所得控除後の金額は、年末調整のための給与所得控除後の給与等の金額の表で求めるため、正しく計算したものと多少のズレが生じますが、実務上、この金額によることが認められています。

(2) 所得控除の額

所得控除のうち、年末調整で考慮されるものは、雑損控除、医療費控除、寄附金控除以外のものです。

これらは、給与所得者の扶養控除等申告書、給与所得者の保険料控除申告書などの内容に基づいて給与等の支払者が計算したもので、特にこれが事実とは異なる旨の資料がない限り正しいものと考えます。

(3) 源泉徴収税額

源泉徴収票の源泉徴収税額が、実際に源泉徴収された税額（年末調整後の税額）になります。

(4) その他

① 社会保険料等の金額には、社会保険料控除額と小規模企業共済等掛金控除額との合計額が記入されます。

なお、小規模企業共済等掛金控除額は、内書きされています。

② 「従」という欄は従たる給与等の支払者に対して給与所得者の扶養控除等申告書を提出している場合に記入します。

③ 老人や障害者の特別の「内」は、同居老親等や同居特別障害者を意味します。

④ 摘要欄には、5人目以降の扶養親族の情報、3回目以降がある場合の住宅借入金等特別控除の居住開始年月日、区分、年末残高その他一定の事項が記入されます。

⑤ 給与所得者の扶養控除等申告書を提出していない場合は、給与所得控除後の金額、所得控除の額の合計額などは記入されず、種別、支払金額、源泉徴収税額だけが記入されます。

(参考) ※ 復興特別所得税を考慮します。

(1) 源泉徴収票の所得控除額の合計額2,641,112円の内訳

① 社会保険料控除額	565,812円
② 生命保険料控除額	67,300円
③ 地震保険料控除額	8,000円
④ 配偶者控除額	380,000円
⑤ 扶養控除額	1,140,000円＝380,000円×3人
⑥ 基礎控除額	480,000円
	<u>2,641,112円</u>

(2) 源泉徴収票の源泉徴収税額69,400円の計算

- ① 課税給与所得金額
 給与所得控除後 所得控除
 $4,001,600円 - 2,641,112円 = 1,360,000円$ (千円未満切捨)
- ② 源泉徴収税額
 ①の金額 税率
 $(1,360,000円 \times 5\%) \times 102.1\% = 69,400円$ (百円未満切捨)

ケーススタディ

次の1～4の文章の中から、正しいものを1つ選びなさい。

1. 住宅借入金等特別控除の適用対象となる借入金は、賦払期間が20年以上のものに限られている。
2. 住宅借入金等特別控除は、住宅を新築した場合に限り適用がある。
3. 申告不要とした配当等は、配当控除は適用できない。
4. 課税総所得金額等が1,000万円を超えている場合の配当控除額は、配当所得の金額の10%である。

正解 3

1. × 住宅借入金等特別控除の適用対象となる借入金は、賦払期間が10年以上のものである。
2. × 住宅借入金等特別控除は、住宅を新築、中古住宅などの購入または増改築した場合に適用がある。
3. ○ 申告不要または申告分離課税を選択した配当等については、配当控除は適用できない。
4. × 課税所得金額等が1,000万円を超えている場合の配当控除額は、配当所得の金額のうち1,000万円超の部分は5%、1,000万円以下の部分は10%である。

＜理解度テスト＞

次の記述のうち、正しいものには○印を、誤っているものには×印を付けなさい。

- () (1) 所得税は、課税所得金額が大きくなるにつれて高い税率（超過累進税率）が適用される。
- () (2) 申告分離課税を選択した上場株式の譲渡所得は、10%の税率（復興特別所得税は考慮しない）で課税される。
- () (3) 確定申告不要とした配当金も、配当控除の対象になる。
- () (4) 課税総所得金額等が1,000万円以下の場合の配当控除は、配当所得の金額の10%である。
- () (5) 所得税は、原則として総合課税を採用しているが、分離課税されるものがある場合は、それぞれ別に申告書を提出する必要がある。
- () (6) 所得税の納付は、口座振替の場合を除き、原則として確定申告期限までに行わなければならない。
- () (7) 医療費控除の還付申告をした後に、生命保険会社から入院給付金を受けた場合は、更正の請求が必要となる。
- () (8) 配当所得について総合課税を選択した場合は、その配当所得の金額の10%または5%を総所得金額から控除する配当控除が受けられる。
- () (9) 住宅ローン控除の適用を受けていた者が、住宅ローンの一部繰上げ返済を行い、当初の借入日からの償還期間が10年未満となった場合には、残りの控除期間について、住宅ローン控除の適用を受けることができない。

＜解答＞

- (1) ○ 正しい記述である。
- (2) × 上場株式の譲渡所得の所得税の税率は15%、住民税の税率は5%である。
- (3) × 申告不要とした配当金は配当控除の対象にならない。
- (4) ○ 正しい記述である。
- (5) × 所得税は1年間のすべての所得について税金を計算するので、別々に申告書を提出することはない。
- (6) ○ 正しい記述である。
- (7) × 更正の請求ではなく、修正申告が必要となる。
- (8) × 配当控除は、総所得金額から控除するものではなく、所得税額から控除する税額控除である。
- (9) ○ 一部繰上げ返済により、借入金の償還期間が、当初の借入日から10年未満となった場合には、住宅ローン控除の適用を受けることはできない。

＜キーワードチェック＞

- ☐ 配当所得について（ ① ）を選択して確定申告をした場合、配当控除の適用を受けることができる。
- ☐ 2022年分以降の所得税について、住宅ローン控除の適用を受けようとする者のその年分の合計所得金額は、（ ② ）万円以下でなければならないが、床面積40㎡以上50㎡未満の住宅については合計所得金額が、（ ③ ）万円以下でなければならない。
- ☐ 住宅ローン控除の適用を受けるためには、その対象となる家屋を取得した日から（ ④ ）ヵ月以内に自己の居住の用に供さなければならない。
- ☐ 住宅ローン控除の対象となる借入金等の契約による償還期間は、（ ⑤ ）年以上でなければならない。
- ☐ 2022年分以降の所得税について、住宅ローン控除の控除額の計算上、住宅借入金等の年末残高等に乗ずる率は（ ⑥ ）％である。
- ☐ 2022年中に取得し、居住の用に供した一般住宅（認定住宅等には該当しない）について、住宅ローン控除の控除額の計算上、住宅借入金等の年末残高等の限度額は、新築住宅の場合は（ ⑦ ）万円、中古住宅の場合は（ ⑧ ）万円である。
- ☐ 2022年中に取得し、居住の用に供した一般住宅（認定住宅等には該当しない）について、住宅ローン控除の控除可能期間は、新築住宅の場合は（ ⑨ ）年間、中古住宅の場合は（ ⑩ ）年間である。
- ☐ 源泉徴収税額などの還付を受けようとする場合には、その年の翌年1月1日から（ ⑪ ）年間にわたり還付申告を行うことができる。

＜解答＞

- ①総合課税 ②2,000 ③1,000 ④6 ⑤10 ⑥0.7 ⑦3,000 ⑧2,000 ⑨13
⑩10 ⑪5

第6章

青色申告

CONTENTS

- 1 青色申告制度
- ★★★ 2 青色申告ができる人
- ★★★ 3 青色申告の特典

■この章のポイント

青色申告は記帳慣習を確立するために制度化されたもので、青色申告者には記帳義務があるが、多くの特典が認められているため、事業主の多くは青色申告を行っている。

この章では、青色申告にするための手続や青色申告の特典などについて学習していく。

1 青色申告制度

申告納税方式を効果的に運用できるようにするための制度

Theme

1 青色申告とは

青色申告制度は、取引を帳簿に記録し、それにもとづいて申告している人と、いわゆるどんぶり勘定で申告している人と異なった取扱いをするためにできたもので、**青色申告**をする人は、色々な**特典**が受けられる制度です。なお、青色申告でない人の申告を白色申告といいます。

(参 考)

●シャープ勧告と青色申告

青色申告は戦後の民主主義政策の中から生まれたもので、昭和24年（1949年）アメリカから、シャープ博士を団長とする税制使節団が日本を訪れ、日本の税制などを調査しその結果を勧告しました。

この勧告は「シャープ勧告」とよばれているもので、今日の税制の基礎となりました。

青色申告制度はその勧告の一つで、申告納税制度を効果的に運用できるようにするためにできたものなのです。

●なぜ「青色」？

シャープ博士は、正しい記帳にもとづいて申告する納税者と、それ以外の納税者とを区別するために、確定申告書を色分けしようと考えました。

その意味からすればどんな色でもよかったのですが、ある日、日本晴れの青空をみて、このさわやかな青空の青色にしようと決めたと言われています。

●現在では

現在では、青色申告者以外の者であっても、正しい記帳（損益に関する内容のみ）にもとづいて、申告しなければなりません。

また、現在では、確定申告書も、色分けはされていません。

2 青色申告ができる人

★★★

不動産所得、事業所得、山林所得がある人

📌 頻出！

Theme

1 青色申告ができる所得

青色申告はだれでもが選択できる制度ではありません。

青色申告ができる所得は、10種類の所得のうち**不動産所得、事業所得**または**山林所得**の3種類に限られているので、サラリーマンで給与所得しかない人は青色申告をすることはできません。

- ① 不動産所得がある人（地代収入、家賃収入などがある人）
- ② 事業所得がある人（小売業、サービス業、農業などを営んでいる人）
- ③ 山林所得がある人（林業を営んでいる人）

2 青色申告をするために必要な手続き

(1) 税務署の承認が必要

青色申告にしたい場合には、青色申告承認申請書を、青色申告を開始したい年の**3月15日まで（1月16日以後に新規開業する場合には開業日から2ヶ月以内^{*1}）**に提出しなければなりません。

^{*1} 新規開業日が1月15日以前であれば3月15日まで最低2ヵ月間の準備期間がありますが、1月16日以後新規開業の場合には、2ヵ月間の期間がありません。最低でも2ヵ月間の期間を与えるため、1月16日以後新規開業の場合には、開業日から2ヵ月以内に提出することになっています。

(2) 承認または却下

税務署長は、青色申告の承認申請がされると、承認または却下の処分をし、申請者に通知します。

なお、12月31日まで（11月1日から12月31日までの間に開業した人は翌年2月15日まで）に通知がないときは、青色申告が承認されたものとみなされます。これを、**自動承認**といいます。

^{*2} 青色申告を取りやめようとするときは、青色申告を取りやめようとする年の翌年3月15日までに「青色申告の取りやめ届出書」を提出します。

3 青色申告者の義務

(1) 帳簿書類

青色申告者は帳簿書類を備え付けて、これに取引を記録し、**7年間保存**をしなければなりません。

(2) 添付書類

青色申告書には、貸借対照表、損益計算書などを添付しなければなりません。

3 青色申告の特典

★★★

青色申告特別控除などの特典がある



頻出！

Theme

青色申告の代表的な特典には次のようなものがあります。

(1) 青色事業専従者給与

事業主が、家族に対して支払った給料や家賃などは、原則として必要経費（費用）に算入することはできませんが、青色申告者である事業主が、青色事業専従者に「青色事業専従者給与に関する届出書」に記載されている金額の範囲内で給料を支払った場合には、その支払った金額（対価として不相当な金額は除かれる）は必要経費に算入されます。

(2) 青色申告特別控除 実技頻出

青色申告者は、不動産所得の金額、事業所得の金額または山林所得の金額の計算をするときに青色申告特別控除額として55万円*（電子申告等の要件を満たした場合には65万円）または10万円を差引くことができます。

(3) 棚卸資産の評価や減価償却の優遇

青色申告者は、棚卸資産の評価に、低価法を採用することができます。また、特別償却など、有利な減価償却ができます。

(4) 純損失の繰越控除など

純損失の金額（一定の居住用財産の譲渡損失に係るものを除く）が生じた場合、白色申告者は原則打ち切りになりますが、青色申告者の場合は、翌年以降3年間の繰越控除または前年分の所得税の繰戻還付を受けます。

*2019年分までは、65万円の控除を受けるための要件は次の3つでした。

① 正規の簿記の原則で記帳（複式簿記）

② 申告書に貸借対照表損益計算書などを添付

③ 期限内申告

2020年分からは、これらに加えて④電子申告等（電子申告または電子帳簿保存）が必要となりました。

なお、電子帳簿保存を行う場合には、帳簿の備付けを開始する日の3か月前の日までに申請書を税務署長に提出する必要があります。

ケーススタディ

所得税における青色申告に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 不動産所得、事業所得または山林所得を生ずべき業務を行う者は、納税地の所轄税務署長の承認を受けて、青色申告書を提出することができる。
2. その年の1月16日以後新たに業務を開始した者が、その年分から青色申告の適用を受けようとする場合には、その業務を開始した日から3ヵ月以内に「青色申告承認申請書」を納税地の所轄税務署長に提出し、その承認を受けなければならない。
3. 55万円の青色申告特別控除の適用を受けようとする事業を営む青色申告者は、取引の内容を正規の簿記の原則に従って記録し、かつ、それに基づき作成された貸借対照表や損益計算書などを添付した確定申告書を申告期限内に提出しなければならない。
4. 青色申告者は、総勘定元帳その他一定の帳簿を起算日から7年間、住所地もしくは居所地または事業所等に保存しなければならない。

正解 2

1. ○ 青色申告書を提出できる者は、不動産所得、事業所得、山林所得を生ずべき業務を行う者で、所轄税務署長の承認を受けた者である。
2. × 青色申告書を提出したい者が、その年の1月16日以後新たに業務を開始した場合には、開業から2ヵ月以内に「青色申告承認申請書」を納税地の所轄税務署長に提出し、承認を受ける必要がある。
3. ○ 青色申告者で、55万円の青色申告特別控除の適用を受けようとする者は、正規の簿記の原則に従って記録し、これに基づいて作成した貸借対照表・損益計算書などを添付し、期限内申告をすることが要件となる。
4. ○ 青色申告者は、総勘定元帳その他の帳簿を備え付け、7年間保存しなければならない。

＜理解度テスト＞

次の記述のうち、正しいものには○印を、誤っているものには×印を付けなさい。

- () (1) その年1月16日以後に新たに業務を開始した場合の青色申告の承認申請は、業務を開始した日から2ヶ月以内に青色申告承認申請書を提出して行う。
- () (2) 損益通算は、青色申告者しか適用できない。
- () (3) マンション1室の貸し付けであっても、青色申告の適用を受けることができる。
- () (4) 55万円の青色申告特別控除の適用を受ける場合には、複式簿記により作成された貸借対照表、損益計算書等を添付する必要がある。
- () (5) 青色申告は、不動産所得または事業所得を生ずべき事業を行う人が対象となる。
- () (6) 青色申告者は、原則として、複式簿記による記帳をしなければならない。
- () (7) 55万円の青色申告特別控除は不動産所得には適用がない。
- () (8) 白色申告から青色申告にしたい場合は、青色申告にしたい年の前年12月31日までに青色申告承認申請書を提出しなければならない。
- () (9) 青色申告者は、届出などを要件に、家族従業員に対する給与（給料と賞与に限り、退職金は認められない。）を必要経費に算入することができる。
- () (10) 青色申告者が、申告期限後に確定申告書を提出した場合、受けられる青色申告特別控除額は最大10万円となる。

＜解答＞

- (1) ○ 正しい記述である。
なお、1月15日までに業務を開始する場合は3月15日が提出期限である。
- (2) × 損益通算は青色申告者でも白色申告者でも適用できるが、純損失の繰越控除や繰戻還付は原則としては青色申告者にのみ認められている。
- (3) ○ 正しい記述である。
- (4) ○ 正しい記述である。
- (5) × 青色申告は、不動産所得、事業所得または山林所得を生ずべき業務を行う人が対象となり、事業として営んでいる必要はない。
- (6) ○ 正しい記述である。
なお、複式簿記による記帳ができない人もいるため、損益計算書が作成できる程度の簡易帳簿によることも認められる。
- (7) × 不動産所得のほか事業所得もある場合や不動産所得しかない場合でも、不動産所得を事業的規模で営んでいれば55万円（電子申告等を行うと65万円）の適用がある。
- (8) × 白色申告から青色申告にしたい場合には、青色申告にしたい年の3月15日までに、青色申告承認申請書を提出しなければならない。
- (9) ○ 正しい記述である。
- (10) ○ 正しい記述である。青色申告特別控除が受けられなくなるわけではない。

＜キーワードチェック＞

- ☐ 青色申告の適用を受けることができる者は、(①) 所得、(②) 所得、(③) 所得を生ずべき業務を行う者で、納税地の所轄税務署長の承認を受けた者である。
- ☐ 前年からすでに業務を行っている者が、本年分から新たに青色申告の適用を受けようとする場合、その承認を受けようとする年の(④) までに「青色申告承認申請書」を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。
- ☐ その年の1月16日以後新たに業務を開始した者が、その年分から新たに青色申告の適用を受けようとする場合には、その業務を開始した日から(⑤) ヶ月以内に「青色申告承認申請書」を納税地の所轄税務署長に提出し、その承認を受けなければならない。
- ☐ 前年からすでに業務を行っている者が、本年分から新たに青色申告の適用を受けるために青色申告の承認の申請を行ったが、その年の(⑥) までに、その申請につき承認または却下の処分がなかったときは、その日において承認があったものとみなされる。
- ☐ 青色申告者は、総勘定元帳その他一定の帳簿を起算日から(⑦) 年間、住所地もしくは居所地または事業所等に保存しなければならない。
- ☐ 青色申告者が、申告期限後に確定申告書を提出した場合、受けられる青色申告特別控除額は最大(⑧) 万円となる。

＜解答＞

①不動産 ②事業 ③山林 ④3月15日 ⑤2 ⑥12月31日 ⑦7 ⑧10

第7章

住民税等

CONTENTS

- ★ 1 住民税の課税
- ★ 2 事業税の課税

■この章のポイント

個人の所得に対して課税される税金は、所得税だけではなく、住民税や事業税もある。確定申告をして所得税を払い終わった後に住民税や事業税の支払いが行われる。

この章では、住民税や事業税の課税の仕組みについて学習していく。

1 住民税の課税



前年の所得に対して課税される地方税

Theme

1 個人住民税の概要

道府県民税*1と市町村民税*2をまとめて住民税といいます。

*1 東京都の場合は、都民税となります。

2 賦課期日

個人の住民税の賦課期日は、その年度の初日の属する年の1月1日です。
地方公共団体の年度は、4月1日から翌年3月31日の1年間であるため、その年度の住民税は、**1月1日現在の住所等の所在地**で課税*3されることになります。

*2 東京都特別区の場合は、特別区民税となります。

*3 前年中に死亡した者は、本年の賦課期日である1月1日に生存していないため、本年分の住民税は課税されません。

3 均等割

個人住民税の均等割は、非課税となる人を除き、所得の多少に関係なく、均等に課税されます。

区 分	市町村民税	道府県民税
一 律	3,000円 (3,500円)	1,000円 (1,500円)

※ () 内の金額は、復興税込みの金額

4 所得割

個人住民税の所得割とは、原則として**前年の所得金額**を課税標準として課税するものです。

※ **退職所得**の住民税（所得割）は、原則として特別徴収だけで課税関係が完結する**現年分離課税**によります。

※ 所得税の計算と、所得の金額の計算や所得控除額の計算が一部異なることから、所得税の課税所得金額がそのまま住民税の課税所得にはなりません。

5 所得税の計算との相違点

(1) 所得計算

配当所得の課税方法には、次のような相違点があります。

	所 得 税	住 民 税
上場株式等以外	20%源泉徴収 { 総合課税 { 少額配当の申告不要 }	総合課税 ↑

この他、青色事業専従者給与などの相違点があります。

(2) 所得控除

所得税と同じような所得控除が14種類*ありますが、控除額が所得税と多少異なります。

- ① 控除額が同額のもの
社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除
- ② 上記(1)により異なることがあるもの
雑損控除、医療費控除
- ③ 控除額が異なるもの
その他の所得控除

*所得税では所得控除とされている寄附金控除が、住民税では税額控除になるため14種類になります。

(参考) 所得税と異なる所得控除額

区 分	控 除 額	
生 命 保 険 料 控 除	一般の生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料に区分し、それぞれ、次表により計算した金額の合計額（最高70,000円）	
	支払った保険料	控 除 額
	12,000円以下	支払保険料の全額
	12,000円超 32,000円以下	支払保険料×1/2 + 6,000円
	32,000円超 56,000円以下	支払保険料×1/4 +14,000円
	56,000円超	28,000円
※ 旧契約に係る保険料がある場合は、計算が異なる。		
地 震 保 険 料 控 除	支出額× $\frac{1}{2}$ （最高25,000円）	
障 害 者 控 除	26万円（同居特別障害者53万円、その他の特別障害者30万円）	
寡 婦 控 除	26万円	
ひ と り 親 控 除	30万円	
勤 労 学 生 控 除	26万円	
配 偶 者 控 除	最高33万円（老人控除対象配偶者 最高38万円）	
配偶者特別 控 除	最高33万円	
扶 養 控 除	33万円（特定扶養親族45万円、老人扶養親族38万円） ※ 同居老親等は、7万円加算	
基 礎 控 除	最高43万円	

6 住民税の税率

- ① 課税総所得金額等
10% (一律)
- ② 課税短期譲渡所得金額
9%
- ③ 課税長期譲渡所得金額
5%
- ④ 上場株式等に係る課税配当所得等の金額
5%
- ⑤ 一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額
5%
- ⑥ 上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額
5%

7 住民税の寄附金税額控除（ふるさと納税）

地方公共団体に寄附をすると、住民税で、「寄附金税額控除」という税額控除が適用され、次のとおり住民税が減額されます*1。

ただし、住民税の20%相当額が上限とされます。

$$\frac{(\text{寄附額} - 2,000\text{円}) \times 10\% + \text{【A】} \times (90\% - \text{所得税の税率})}{\text{【A】}}$$

例えば、所得が330万円の人（所得税の最高税率10%の人）が、3万円寄附をした場合、すでに所得税が2,800円減額されていますが、さらに住民税が25,200円減額されます。

30,000円		
2,000円	所得税が減額 2,800円	住民税が減額 25,200円

※ ワンストップ特例制度*2

所得税の寄附金控除及び住民税の寄附金税額控除を受けるためには、所得税の確定申告をする必要がありますが、寄附先が**5自治体**までであれば、確定申告をせずに、寄附をした市町村に一定の申請書を提出することで、控除を受けることができます。

*1 返礼品を送付する場合には、**返礼品の返礼割合を3割以下**とし、返礼品を地場産品とすることが必要となります。

*2 ワンストップ特例制度の適用を受けた場合には、所得税の寄附金控除（所得控除）は適用されず、すべて住民税の寄附金税額控除（税額控除）により、控除されます。

8 住民税の申告

所得税の確定申告書の申告データは住民税の課税データとして、住所地の道府県や市町村に流れるので、所得税の確定申告書を提出した人は、**住民税の申告をする必要はありません**。

住民税は、6月、8月、10月、翌年の1月の4回、**普通徴収**の方法により（サラリーマンは、**6月から翌年の5月までの12回、特別徴収**の方法により）納付します。

2 事業税の課税

★

事業の所得が290万円超のときに課税される地方税

Theme

1 事業税とは

事業税は、都道府県が課税する地方税で、事業所得または事業的規模で不動産所得を営んでいる人は、第1種事業から第3種事業に区分して課税されます*。

* 医師・歯科医師の社会保険診療報酬や農業・林業等は、非課税の業種となります。

なお、事業の所得の金額が、**事業主控除額**（1年間で290万円）以下のときは、課税されません。

事業税は、住民税と同様に前年の所得にもとづいて課税される税金ですが、事業所得などの**必要経費**になります。

2 事業税の課税の仕組み

(1) 課税される所得

$$\text{事業の所得の金額} - \text{損失の繰越控除額} - \text{事業用資産の譲渡損失} - \text{事業主控除額 (290万円)} = \text{課税所得金額}$$

(2) 事業税の額

$$\text{課税所得金額} \times \text{税率}^{\ast} = \text{事業税の額}$$

※ 一般的業種（第1種事業）の標準税率は5%となります。

3 事業の所得の金額

- (1) 原則として、所得税の事業所得の金額または不動産所得の金額と同じです。
- (2) 青色申告者でも、**青色申告特別控除は適用できません**。
- (3) 事業所得と不動産所得相互間では損益を通算できますが、他の所得との損益通算はできません。

4 損失の繰越控除額

青色申告者は、前年以前3年内の事業の所得の赤字を繰越控除できます。

5 事業用資産の譲渡損失

事業用固定資産の譲渡損失は、事業の所得の金額から控除することができます。

6 申告納付

(1) 申告手続

翌年3月15日までに事業所所在地の都道府県税事務所に事業税の申告が必要ですが、所得税または住民税の確定申告をしているときには、その申告データが各都道府県に流れるので、**事業税の申告をする必要はありません。**

(2) 納 付

都道府県から通知された納税額は、申告した年の8月と11月の2回に分けて納付しなければなりません。

ケーススタディ

個人住民税（所得割）に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 個人住民税には所得税と同様に基礎控除があり、個人住民税の基礎控除の額は所得税と同様に最大48万円である。
2. 個人住民税は、退職所得を除く前年の総所得金額等に基づいて課税される。
3. 2022年9月にY市からZ市に転居した場合でも、2022年度分の個人住民税の納付先は引き続きY市である。
4. 給与所得者に係る個人住民税については、原則として6月から翌年5月までの12回に分割されて毎月の給与から徴収される。

正解 1

1. × 個人住民税の基礎控除額は43万円である。
2021年分より最大43万円となり、所得要件が設定されている。

【住民税の基礎控除】

合計所得金額	基礎控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超 2,450万円以下	29万円
2,450万円超 2,500万円以下	15万円
2,500万円超	なし

2. ○ 個人住民税は、前年の総所得金額等に基づいて課税される。
3. ○ 個人住民税は1月1日時点の住所地で課税される。
4. ○ 給与所得者の個人住民税は、6月から翌年5月までの12回に分割して徴収される。

＜理解度テスト＞

次の記述のうち、正しいものには○印を、誤っているものには×印を付けなさい。

- () (1) 個人の住民税は、すべて自ら申告して納付すべきものである。
- () (2) 個人住民税のうち、所得割の税額計算では、課税標準額は、所得税の課税標準額を用いる。
- () (3) 所得税において申告不要とされた非上場株式の少額の配当所得は、住民税においても総所得金額に算入せず、課税されない。
- () (4) 前年3月に土地を売却した人が同年5月に死亡した場合には、その土地の売却益については、同年分の所得税が課税されるが、本年分の住民税は課税されない。
- () (5) 個人の住民税は、原則としてその個人の前年の所得税額に税率を乗じて計算する。
- () (6) 死亡した個人の、死亡した年の所得に対する事業税は課税されない。
- () (7) 個人事業税の課税標準は、所得税の事業所得の金額と同額である。
- () (8) 事業税は、法人および一定の事業を行う個人に課税される地方税である。

＜解答＞

- (1) × 所得税の確定申告書を提出した人は住民税について申告する必要はない。また、個人の住民税は賦課課税方式であるため、自分で計算して税金を納めるのではなく税金を課する地方公共団体が税額を計算する。
- (2) × 個人の住民税の課税標準額は、前年の所得税の所得にもとづいて計算するが、住民税と所得税では所得金額の計算が一部異なるので、同額にならない。
- (3) × 非上場会社の少額の配当について、所得税で申告不要とした場合であっても、住民税は課税される。
- (4) ○ 正しい記述である。
- (5) × 個人住民税は所得税額ではなく所得金額に税率を乗じて計算する。なお、法人住民税の法人税割は法人税額に税率を乗じて計算する。
- (6) × 課税される。事業を廃止した場合（本問の場合は死亡による廃止）には、その年の1月1日から事業廃止日までの事業の所得に対して事業税が課税される。
- (7) × 青色申告特別控除や事業主控除などの取扱いが異なる。
- (8) ○ 正しい記述である。

＜キーワードチェック＞

- ☐ 個人住民税にも所得税と同様に基礎控除があり、個人住民税の基礎控除の額は最大（ ① ）万円である。
- ☐ ふるさと納税を行った場合、確定申告をすることにより、寄附金控除の適用を受けることができる。給与所得者等が寄附を行った場合には、確定申告を不要とする「ふるさと納税ワンストップ特例制度」があるが、寄附者が1年間に（ ② ）団体を超える自治体に対して寄附を行った場合は、この特例制度は適用されない。
- ☐ 個人事業税の課税標準の計算上、事業主控除として最高（ ③ ）万円を控除することができる。
- ☐ 個人事業税の第1種事業の標準税率は（ ④ ）％である。

＜解答＞

①43 ②5 ③290 ④5

第8章

法人税の基礎知識

CONTENTS

- ★★★ 1 法人税のあらまし
- 2 同族会社
- 3 法人成り

■この章のポイント

この章では、法人税はどのような性格の税金なのか、どのような法人が法人税を納める義務があるのか、また、申告などの手続はどうするのかを学習していく。

1 法人税のあらまし

★★★

法人の所得に対して課税される税金

Theme

1 法人税とは

法人税は、法人（会社）の所得に対して課税される税金ですが、次の性格を有しています。

- ① 国が課税する**国税**である。
- ② 税金を負担する法人が直接納付する**直接税**である。
- ③ 税金を自らが計算し自らが納付する**申告納税方式**の税金である。

2 納税義務

法人税では、法人を次の5つに分類しています。

- | | |
|--------------|-----------------------|
| (1) 公共法人 | ——— 地方公共団体、独立行政法人など |
| (2) 公益法人等 | ——— 学校法人、宗教法人など |
| (3) 人格のない社団等 | — P T A、後援会など |
| (4) 協同組合等 | ——— 農業協同組合、消費生活協同組合など |
| (5) 普通法人 | ——— 会社など |

3 法人税の課税

法人の種類に応じて、次のように課税されます。

法人の種類	課税所得の範囲
公 共 法 人	非課税
公 益 法 人 等	収益事業に係る所得のみ (寺が敷地の一部を駐車場として貸した場合などの所得)
人格のない社団等	
協 同 組 合 等	すべての所得
普 通 法 人	

4 青色申告

税務署長の承認を受けた場合は、確定申告書や中間申告書を青色申告書によって提出することができます。

(1) 青色申告の特典

青色申告には、次のような特典があります。

- ① 欠損金の繰越控除や繰戻還付
- ② 特別償却など

(2) 青色申告の承認申請等

法人を設立し、設立第1期から青色申告の特典を受けるためには、**設立の日から3ヶ月以内**^{*1}（事業年度終了の日の前日の方が早い場合には、事業年度終了の日の前日まで）に「青色申告承認申請書」を税務署長に提出し、その承認を受けなければなりません。

^{*1} 所得税の場合は、原則として業務開始日から2ヶ月以内です。

5 申告納付の手続 頻出！

(1) 確定申告

法人は、原則として各事業年度終了^{*2}の日の翌日から**2ヶ月以内**に、確定申告書を提出し、法人税額を納付^{*3}しなければなりません。

なお、会計監査等の関係で2ヶ月以内に決算が確定しない場合には、一定の要件のもと**最大で4ヶ月延長し、6ヶ月以内**とすることができます。この場合、延長期間に応じ、**利子税**を納付しなければなりません。

^{*2} 事業年度とは、企業会計でいう会計期間をいい、法令または定款により定められた1年以内の期間となります。

^{*3} 納税地は本店または主たる事務所の所在地となります。

(2) 中間申告

事業年度が6ヶ月を超える場合は、その事業年度開始の日以後**6ヶ月経過日から2ヶ月以内**に、中間申告書を提出し、中間申告法人税額を納付しなければなりません。

2 同族会社

上位3位までの株主等で50%超所有されている会社

Theme

1 同族会社とは

* 特殊関係にある個人は親族などをいい、特殊関係にある法人は子会社などをいいます。

同族会社とは、株主等の3人以下ならびにこれらと特殊関係にある個人および法人が有する株式の総数または出資金額の合計額が、その会社の発行済株式総数または出資金額の50%超に相当する会社をいいます。

2 同族会社に対する特別な規定

同族会社は、少数の株主等によって支配されている会社なので、ふつうの会社ではしないような取引や決定などを行うことがあります。

そうすると、ふつうの会社との課税の公平が保てなくなる可能性があるため、同族会社に対しては次のような特別な取り扱いを設けています。

(1) 行為計算の否認

課税の公平が保てないときは、税務署長が会社の所得金額や法人税額を計算することができる。

(2) 留保金課税

配当をしないで必要以上に利益を留保している場合は、留保金課税が行われることがある。

※ 資本金が1億円以下の中小法人などは、適用がありません。

(3) みなし役員等

肩書きが使用人であっても、持株が多い株主等でその経営に関与している人は、法人税では役員（みなし役員）とされる。

ケーススタディ

次の1～4の文章の中から、誤っているものを1つ選びなさい。

1. 法人税は、国が課する国税であり、直接税であり、申告納税方式の税金である。
2. 同族会社は、行為計算の否認やみなし役員などの特別な取り扱いが設けられている。
3. 法人税の申告期限は、原則として、事業年度終了後2ヶ月以内である。
4. 設立第1期から青色申告の承認を受けるには、原則として、設立の日から2ヶ月以内に青色申告の承認申請をしなければならない。

正解 4

1. ○
2. ○
3. ○
4. × 設立第1期から青色申告の承認を受けるためには、原則として、設立の日から3ヶ月以内に青色申告の承認申請をしなければならない。

3 法人^な成り

個人事業を廃止して法人を設立すること

Theme

1 法人^な成りとは

法人成りとは、個人事業を廃止して法人を設立し、事業を法人で運営することをいいます。

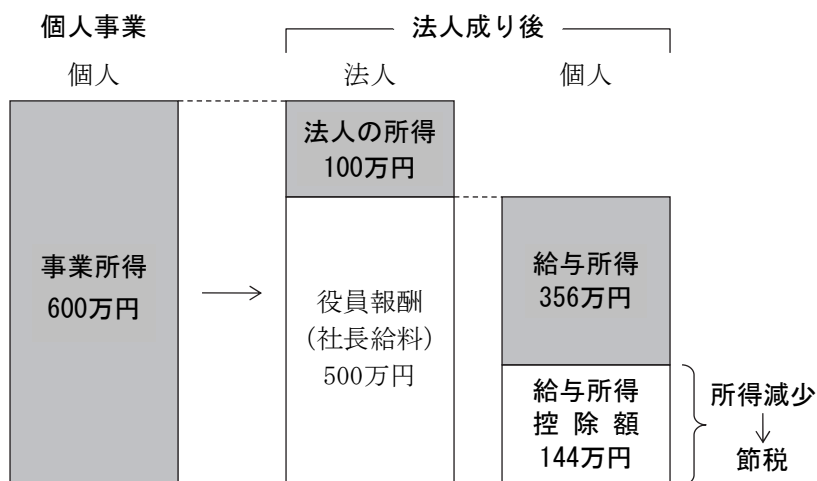
2 メリット

(1) 取引先などの対外信用の増大

(2) 事業所得から給与所得への転換

個人事業の事業所得の金額は、法人設立後は法人からの役員報酬となります。

給与所得における給与所得控除額などが、税負担の軽減になります。



(3) 家族従業員に対する給与・退職金が損金に算入

個人事業では、青色事業専従者給与の特例はありますが、退職金が必要経費にならないなどいろいろな制限があります。

退職金も、法人であれば、損金に算入することが可能です。

(4) 消費税が2年間免税（資本金1,000万円未満の場合）

資本金が1,000万円未満であれば、法人設立後2年間は、原則として消費税が免税になります。

(5) 欠損金（純損失）の繰越控除

個人の純損失の金額は最長で**3年間**しか繰り越せませんが、法人の欠損金の金額は最長で**10年間**繰り越すことができます。

※ 2018年3月31日以前に開始する事業年度に生ずる欠損金は、最長で9年間繰り越すことができます。

3 デメリット

(1) 記帳業務や申告が個人の場合よりも複雑

(2) 交際費には限度枠がある

個人の場合には、交際費等の損金算入限度額のような取扱いはありませんが、法人の場合には、資本金によって損金不算入が問題になります。

(3) 各種経費負担の増大（設立費用、税理士報酬など）

(4) 税務調査が多い

(5) 同族会社の特別な取扱い

法人成りによって設立した法人は同族会社である場合が多く、みなし役員など、特別な取扱いがあります。

＜理解度テスト＞

次の記述のうち、正しいものには○印を、誤っているものには×印を付けなさい。

- () (1) 法人税は法人の所得に対して国が課税する税金で、申告納税方式である。
- () (2) 神社などの公益法人等は、収益事業に係る所得についてのみ法人税が課税される。
- () (3) 公共法人は、収益事業に係る所得についてのみ課税される。
- () (4) 同族会社とは、上位3位までの株主等のグループで発行済株式総数等の50%以上が所有されている会社をいう。
- () (5) 欠損金の繰越控除（災害によるものではない）は青色申告の特典である。

＜解答＞

- (1) ○ 正しい記述である。
- (2) ○ 正しい記述である。
- (3) × 公共法人は、その公共性のため、いかなる場合にも法人税の納税義務はない。
- (4) × 同族会社とは、上位3位までの株主等のグループで発行済株式総数等の50%以上ではなく、50%超所有されている会社をいう。
- (5) ○ 正しい記述である。

<キーワードチェック>

- ☐ 新設法人が設立事業年度から青色申告の適用を受けようとする場合、設立の日以後（ ① ）ヵ月以内（事業年度終了の日の前日の方が早い場合には、事業年度終了の日の前日まで）に「青色申告の承認申請書」を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。
- ☐ 法人税の確定申告書は、原則として、各事業年度終了の日の翌日から（ ② ）ヵ月以内に、納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。
- ☐ 法人税における事業年度は、法令または定款等により定められた（ ③ ）年以内の会計期間がある場合はその期間をいう。

<解答>

① 3 ② 2 ③ 1

第9章

法人税の計算

CONTENTS

- ★★ 1 法人税の課税標準
- ★★ 2 税額計算

■この章のポイント

この章では、法人税の課税所得の計算及び税額計算について学習していく。

つまり、会社が計算した当期純利益からどのようにして法人税の課税所得を計算するのか、また、法人税額の計算の流れはどうなっているのかといった法人税の全体系を学習する。

1 法人税の課税標準

★★

当期純利益に一定の税務調整をして所得金額を計算する

Theme

1 利益と所得の関係

法人税は、法人の所得金額（利益）に対して課税されます。法人の所得金額（利益）は原則として、企業会計上の利益と等しくなります。

企業会計上の当期純利益は、次の算式によって計算します。

$$\text{当期純利益} = \text{収益} - \text{費用}$$

これに対して法人税の所得金額は、次の算式によって計算します。

$$\text{所得金額} = \text{益金} - \text{損金}$$

したがって、法人税法上の所得金額、益金および損金は、それぞれ企業会計上の利益、収益および費用に該当します。

2 利益と所得との違い

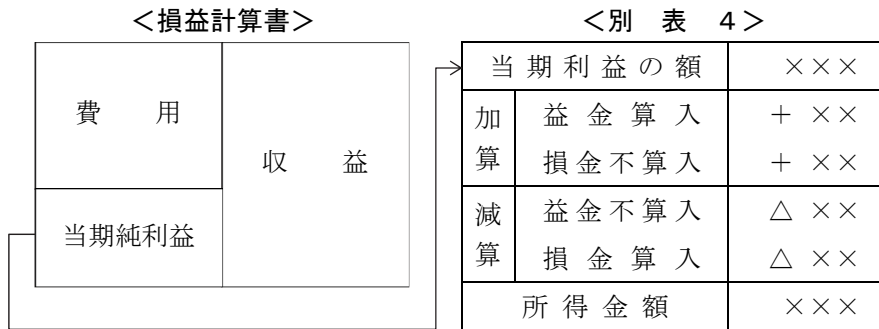
法人税では、課税の公平の観点などから、別段の定めにより、企業会計上では収益にならないものを益金に算入したり、企業会計上では費用とされるものが損金に不算入となったりすることから、**企業会計上の当期純利益と法人税法上の所得金額にはズレが生じます。**

3 所得金額の計算 頻出！

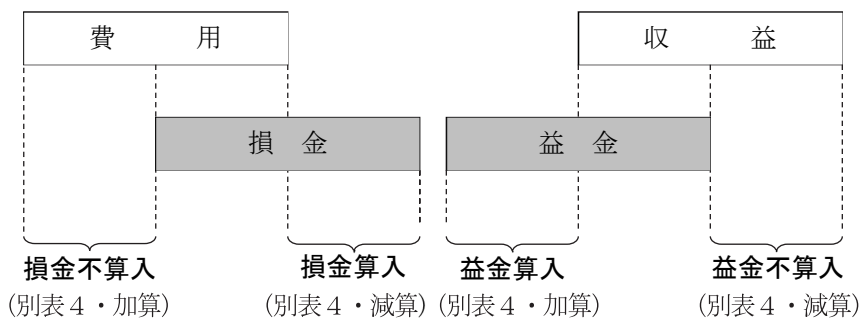
法人税の課税標準である所得金額は、確定した決算に基づく企業会計上の当期純利益に一定の**申告調整**をして計算します。

つまり、益金と収益、損金と費用は全く異なるものではないので、会計上の当期純利益に、益金と収益、損金と費用に**ズレがあるものだけを調整**して所得金額を計算することにしています。

なお、この調整には所得金額を増加させる加算調整と所得金額を減少させる減算調整があり、**別表4**を使って行います。



当 期 純 利 益	当期純利益＝収益－費用	
加 算	益 金 算 入	企業会計上収益ではないが税法上益金の額に算入するもの
	損 金 不 算 入	企業会計上費用であるが税法上損金の額に算入しないもの
減 算	益 金 不 算 入	企業会計上収益であるが税法上益金の額に算入しないもの
	損 金 算 入	企業会計上費用ではないが税法上損金の額に算入するもの
所 得 金 額	所得金額＝益金－損金	



(例 示)

企業会計上、貸倒損失1,000万円を計上しているが、法人税法上は損金不算入になる。

- ① 企業会計上の収益 5,000万円
 ② 企業会計上の費用 4,000万円（貸倒損失1,000万円を含む）

＜企業会計＞		＜法人税＞	
当期純利益		別表4	所 得
1,000万円		1,000万円	2,000万円 × 税率
	貸倒損失 (損金不算入)	+ 1,000万円	

(例 示)

①～⑤により別表4を記入すると、次のようになる。

- ① 当期純利益 17,000,000円
- ② 評価益のうち益金にならない金額が1,000,000円ある。
- ③ 損金にならない役員賞与2,000,000円が、費用とされている。
- ④ 当期の損金となる広告費300,000円を、仮払金で処理している。
- ⑤ 法人税法上売上高に計上すべき金額1,250,000円が、売上高に計上されていない。

■別表4

摘 要		金 額
当 期 利 益 の 額		17,000,000円
加 算	役員賞与の損金不算入	2,000,000円
	売 上 高 益 金 算 入	1,250,000円
	小 計	3,250,000円
減 算	評 価 益 の 益 金 不 算 入	1,000,000円
	仮 払 広 告 費 損 金 算 入	300,000円
	小 計	1,300,000円
所 得 金 額		18,950,000円

ケーススタディ

次の1～4の文章の中から、誤っているものを1つ選びなさい。

1. 企業会計上の利益のことを税務上は益金といい、同じ概念である。
2. 法人税法上の所得は、企業会計上の利益と異なるので、申告調整を行う。
3. 企業会計上は収益であるが税法上では益金の額に算入しないものは、益金不算入として別表4で減額する。
4. 企業会計上は費用であるが税法上では損金の額に算入しないものは、損金不算入として別表4で増額する。

正解 1

1. × 企業会計上の利益に相当するものは税務上の所得であって、益金ではない。
2. ○ 申告調整は別表4を使って行う。
3. ○
4. ○

2

税額計算

★★

別表4で計算した所得金額をもとに別表1で計算する

Theme

1 法人税額の計算

納付すべき法人税額は、別表4で計算した所得金額をもとに、別表1をつかって次のように計算します。

- ① まず、所得金額に法人税の税率を乗じて、法人税額を計算します。
- ② 次に、①の法人税額から、法人税の前払い分である控除所得税額と中間申告法人税額を控除して、納付すべき法人税額を計算します。

■別表1

摘 要	金 額	
所 得 金 額	×××	←別表4の金額
法 人 税 額	×××A	←所得金額(千円未満切捨)×税率
控 除 所 得 税 額	△×××B	←源泉所得税
差 引 法 人 税 額	×××C	←A－B…(百円未満切捨)
中 間 申 告 分	△×××D	
納付すべき法人税額	×××E	←C－D

2 法人税の税率 頻出！

*1 法人税とあわせて、「地方法人税」(損金不算入)も、課税されます。

法人税^{*1}の税率は比例税率で、所得金額の多寡にかかわらず23.2%の税率で課税されます。

なお、期末資本金額が1億円以下の法人(中小法人)は、所得金額のうち年800万円以下の部分について軽減税率の特例があります。

期末資本金額が1億円超の法人	23.2%
期末資本金額が1億円以下の法人(中小法人)	年800万円までの部分 → 15% ^{*2} 年800万円を超える部分 → 23.2%

*2 一定の法人は19%となる場合もあります。

(例 示)

資本金1億円の当社の①～③により別表1を記入すると、次のようになる。

① 課税所得金額	9,000,000円
② 控除所得税額	100,000円
③ 中間申告分法人税額	700,000円

■別表1

(単位：円)

摘 要			金 額
所 得 金 額			9,000,000
同上の内訳	年800万円以下の金額	イ	8,000,000
	年800万円超の金額	ロ	1,000,000
税額の計算	イ × 15%		1,200,000 ①
	ロ × 23.2%		232,000 ②
	法 人 税 額		1,432,000 ③←①+②
控 除 所 得 税 額			100,000 ④
差 引 法 人 税 額			1,332,000 ⑤←③-④ (百円未満切捨)
中 間 申 告 分			700,000 ⑥
納 付 す べ き 法 人 税 額			632,000 ⑦←⑤-⑥

3 法人税以外の税金**(1) 法人住民税**

法人税額に税率を乗じて計算する**法人税割**と、所得の有無に関係なくかかる**均等割**から構成されています。

① 法人税割

法人税別表1「法人税額計」に、一定の税率を乗じて計算します。

$$\text{法人税額} \times \text{税率} = \text{法人税割}$$

② 均等割

資本金等の額と事務所等の従業員数に応じて、下記の表によって求めます。

資本金等の額	市町村内の事務所等の従業員数	市町村法人均等割 (標準税率)	道府県法人均等割
50億円超	50人超	年300万円	年80万円
	50人以下	年41万円	
10億円超～50億円以下	50人超	年175万円	年54万円
	50人以下	年41万円	
1億円超～10億円以下	50人超	年40万円	年13万円
	50人以下	年16万円	
1千万円超～1億円以下	50人超	年15万円	年5万円
	50人以下	年13万円	
1千万円以下	50人超	年12万円	年2万円
	50人以下	年5万円	

(2) 法人事業税

一般の会社の場合は、次のように所得金額に一定の税率を乗じて計算します。

$$\text{所得金額} \times \text{税率} = \text{法人事業税額}$$

*事業税とあわせて、「特別法人事業税」(損金算入)も、課税されます。

<まとめ> 地方税

法人	住民税	法人税割	法人税額 × 税率	申告納税方式
		均等割	最低 7 万円	
人	事業税	所得金額 × 税率 ※ 事業主控除（290万円）のようなものはない		
個人	住民税	所得割	所得金額 × 税率	
		均等割	原則 4,000円（復興税込 5,000円）	
	事業税	事業主控除 （所得金額 − 290万円）× 税率		

ケーススタディ

次の1～4の文章の中から、正しいものを1つ選びなさい。

1. 中小法人の法人税の税率は、原則として年800万円までは15%である。
2. 法人税は、確定した決算に基づく当期純利益に税率を乗じて計算される。
3. 控除所得税は、税率を乗じる前の所得金額から控除する。
4. 法人住民税は、所得の有無に関係なく課税される均等割と、所得金額に税率を乗じて計算する所得割の2つから構成されている。

正解 1

1. ○
2. × 法人税は、確定した決算に基づく当期純利益を基に申告調整をして、法人税法上の所得金額を計算し、これに税率を乗じて計算する。
3. × 控除所得税は、税率を乗じた後の法人税額から控除する税額控除である。
4. × 法人住民税は、均等割と、**法人税額**に税率を乗じて計算する法人税割の2つから構成されている。

＜理解度テスト＞

次の記述のうち、正しいものには○印を、誤っているものには×印を付けなさい。

- () (1) 法人税は、法人の確定した決算に基づく当期純利益に、一定の申告調整をして所得金額を求め、法人税の税率を乗じて計算する。
- () (2) 中小法人の税率は、年800万円までは20%である
- () (3) 法人成りすると、所得税の超過累進税率（個人は最高45%）から法人税の比例税率（法人は最高23.2%）へ変わるため、必ず税負担が減少する。
- () (4) 法人税の所得金額（課税所得金額）は、別表1で計算し、税額は別表4で計算する。
- () (5) 企業会計上費用ではあるが法人税法上損金にならない損金不算入項目は、所得計算上減算される。

＜解答＞

- (1) ○ 正しい記述である。
- (2) × 中小法人の税率は、年800万円までは20%ではなく、原則として15%である。
- (3) × 中小法人の法人税の税率は、年800万円までの金額は15%で、個人の最低税率である195万円以下部分の5%よりも高い税率であるため、所得金額が低い場合など、必ずしも税負担が減少するわけではない。
- (4) × 法人税の所得金額は別表4で、税額は別表1で計算する。
- (5) × 損金不算入項目は、所得計算上加算される。

＜キーワードチェック＞

- ☐ 法人税申告書別表（ ① ）は、損益計算書に掲げた当期利益の額または当期欠損の額を基として、加算・減算による（ ② ）を行うことによって所得金額または欠損金額を計算する表である。
- ☐ 期末資本金の額等が（ ③ ）億円以下の一定の中小法人に対する法人税の税率は、所得金額のうち年（ ④ ）万円以下の部分については軽減税率が適用される。

＜解答＞

① 4（または四） ② 申告調整 ③ 1 ④ 800

第10章

法人税における所得計算の別段の定め

CONTENTS

- 1 受取配当等の益金不算入
- ★★★ 2 租税公課
- ★★★ 3 減価償却
- ★★★ 4 役員給与
- ★★★ 5 交際費等
- 6 欠損金

■この章のポイント

法人税では、会計上の利益に税務調整を加えて所得金額を計算することになっているが、これは課税の公平を図るために、税法と企業会計とで異なる取り扱いをしているものについて調整するものである。

この章では、この税務調整すべき事項の代表的な例を学習していく。

1 受取配当等の益金不算入

受取配当金は50%が非課税

Theme

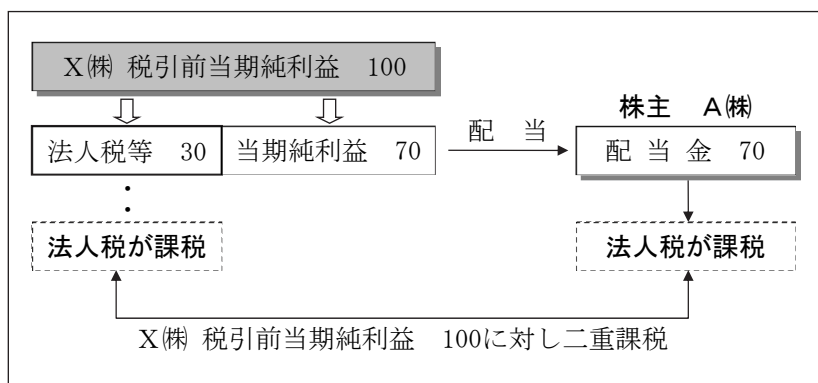
1 なぜ益金不算入とするか

配当金は企業会計上の収益ですが、法人税では、これを所得から除外、つまり**非課税（益金不算入*）**とします。

法人税が課税された所得を個人に配当したときに、所得税を課税すると、法人税と所得税の二重課税になることから、所得税では、二重課税を調整するために**配当控除**が設けられています。

法人が株主の場合には、法人が受け取った配当を非課税（益金不算入）とすることで、**法人間での二重課税を排除**しています。

*法人税・住民税の還付金（還付税額）は益金不算入となります。これに対して、還付加算金は益金算入となります。



2 50%または20%非課税

一般の株式の配当金は、全額ではなく、**50%または20%だけが非課税**とされます。

なお、完全子法人株式等と関連法人株式等の配当金は、**全額が非課税**とされます。

2 租税公課

★★★

法人税や住民税の他、罰則的なものは損金に算入されない

Theme

租税公課は、法人税法上、損金に算入されるものと、損金不算入のものがあります。

1 損金に算入されない租税公課 頻出！

(1) 所得処分の性格をもつもの

- ① 法人税、地方法人税
- ② 住民税（道府県民税、市町村民税（都民税および特別区民税を含む）をいう）

(2) 罰則的な性格をもつもの

- ① 延滞税、過少申告加算税、無申告加算税、不納付加算税、重加算税
 - ② 印紙税法による過怠税
 - ③ 延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金
 - ④ 罰金、科料、過料（交通反則金など）
- ※ レッカー代などは、損金にすることができます。

(3) 控除所得税（源泉所得税）

2 損金に算入される租税公課 頻出！

上記1以外の租税公課は、原則として損金に算入されます。

具体的には、印紙税（収入印紙）、事業税（申告書提出年分の事業税）、特別法人事業税、事業所税、固定資産税、都市計画税、不動産取得税、自動車税、登録免許税などがあります。

なお、利子税も損金に算入されます。

3 減価償却

★★★

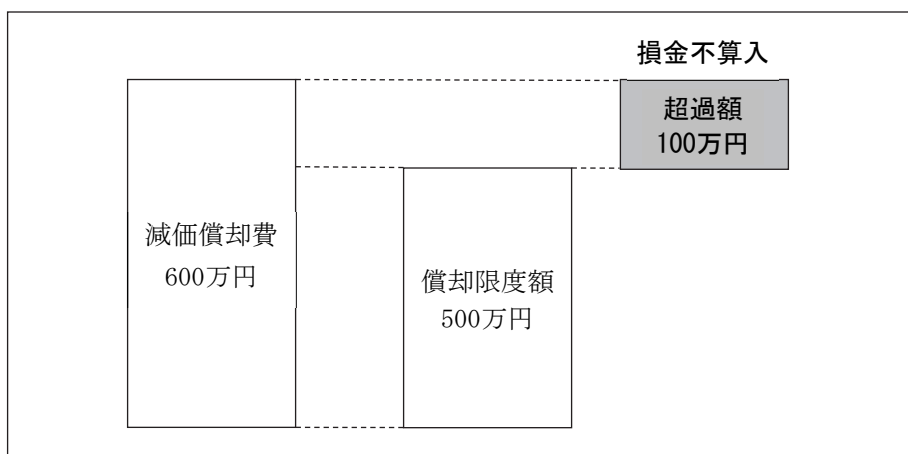
法人税の減価償却方法は任意償却



頻出！

Theme

減価償却は、法人の内部計算という性格上、恣意性の介入が避けられないため、課税の公平を図るために損金算入限度額を設けて、これを超えて償却した場合は、その超える部分の金額（償却限度超過額）は、損金に算入することができません。



1 損金算入額

損金の額に算入する金額は、会社を選定した償却方法に基づき、償却費として損金経理した金額のうち償却限度額に達するまでの金額とされます。
※ 所得税の減価償却は強制償却、法人税の減価償却は任意償却です。

2 減価償却限度額

(1) 選定できる減価償却方法等

選定できる償却方法等は、所得税法と同じです。

(2) 法定償却方法

建物等以外の有形減価償却資産の法定償却方法は、定率法です。

※ 所得税の法定償却方法は、定額法です。

(3) 少額減価償却資産*の損金算入

減価償却資産のうち取得価額が10万円未満のものは、購入したときに損金に計上することができます。

※ 青色申告の中小企業者等は、取得価額が30万円未満（1事業年度で300万円限度）であるものについては、少額減価償却資産として損金に計上することができます。

*貸付用（主要な事業として行われるものを除く）を除きます。

4 役員給与

★★★

役員の給与には特別な取り扱いがある

Theme

1 法人税法上の役員

法人税では、給与についての取り扱いが、役員と使用人とでは大きく異なります。法人税法上の役員は、次の2つから構成されています。

(1) 会社法の役員

取締役、執行役、監査役など

(2) 税法独自の役員（みなし役員）

同族会社の使用人のうち、持株の多い株主で、その会社の経営に関与している人など

※ 表面上は使用人としていても役員とみなします。

2 役員に対する給与（原則的取り扱い） 頻出！

役員に対する次の給与は、**不相当に高額な部分を除き**、損金に算入されます。

* 法人の役員に対する
退職金は、不相当に
高額な部分を除き、
損金に算入されま
す。

(1) 定期同額給与

通常の役員報酬など、定期（毎月）同額で支給される給与は、損金に算入されます。なお、事前の届出などは必要ありません。

<役員報酬を改定したい場合>

- ① 当期首から3月以内は、改定できます。
なお、改定後の支給額は毎月同額でなければなりません。
- ② 経営状況の著しい悪化等の事情がある場合は、上記①以外でも、減額改定ができます。

(2) 事前確定届出給与

役員賞与などは事前に届出をすれば、損金に算入することができます。

(3) 利益連動給与

同族会社（一定のものを除く）**以外**の法人が業務執行役員に対して支給する給与で、利益に関する指標を基礎として算定されるものをいいます。

3 会社と役員との取引で給与とされるもの **頻出！**

次のような経済的利益を受けた場合も、給与として取り扱われます。

事 由	給与とされる金額	報酬・賞与の区分
①会社の資産の贈与	その資産の価額	賞 与 毎月おおむね一定額 のものは報酬
②会社の資産の低額譲渡	その資産の価額と 譲渡価額の差額	
③役員の資産の高価買入れ	買入価額とその資産 の価額の差額	賞 与
④役員に対する債権の免除	その免除した額	
⑤役員の債務の引受け	引受けた債務の額	
⑥居住用資産の無償または 低額貸与	通常の賃貸料と受け 取った賃貸料の差額	報 酬
⑦金銭の無利息または低利 貸付け	通常の利息と受け取 った利息の差額	

【居住用資産の無償または低額貸与】**※ 役員等の出身校に対する寄附金**

役員等の出身校であるなど、事業遂行上と関係のないものは、役員に対する給与（賞与）とされます。

※ 従業員の慶弔、禍福に関する金額

原則として、福利厚生費とされます。

4 会社・役員間の取引の具体的事例 頻出！

(1) 金銭の貸貸

(貸付金1,000万円、通常収受すべき利率を4%とします。)

① 会社から役員に対する貸し付け

利 率	会 社	役 員
無利息	4%で計算した利息の額が役員報酬 役員報酬 40万円 / 受取利息 40万円	給与課税 40万円 ^{※1}
1%	3%で計算した利息の額が役員報酬 現 金 10万円 / 受取利息 40万円 役員報酬 30万円 /	給与課税 30万円 ^{※1}
5%	特別な取扱いなし 現 金 50万円 / 受取利息 50万円	特別な取扱いなし

② 役員から会社に対する貸し付け

利 率	会 社	役 員
無利息	特別な取扱いなし ^{※2}	特別な取扱いなし ^{※2}
1%	特別な取扱いなし 支払利息 10万円 / 現 金 10万円	特別な取扱いなし 雑所得 10万円
9%	5%で計算した利息の額が、 役員報酬または役員賞与 支払利息 40万円 / 現 金 90万円 役員給与 50万円 /	雑所得 40万円 給与課税 50万円

※1 災害などの特別な事情がある場合その他一定の場合には、給与課税されません。

※2 同族会社の行為計算の否認の適用がある場合を除き、役員が法人に無利息で金銭の貸付を行ったときであっても、たとえば通常収受すべき利息相当額を、その役員の所得税の計算上、雑所得の収入金額に算入するなどの特別の取り扱いはありません。

(2) 資産の売買

(時価1,000万円、帳簿価額300万円の土地とします。)

① 会社から役員に対する譲渡

対 価	会 社	役 員
400万円 (時価未満)	時価で譲渡したものとし、 差額は役員賞与 現金 400万円 / 土地 300万円 役員賞与 600万円 / 売却益 700万円	給与課税 600万円
1,500万円	時価で譲渡したものとし、 差額は受贈益* 現金 1,500万円 / 土地 300万円 売却益 700万円 受贈益 500万円	特別な取扱いなし

*受贈益と合わせて売却益1,200万円とすることも認められます。なお、この場合には時価で譲渡したものと判断しないことになります。

② 役員から会社に対する譲渡

対 価	会 社	役 員
400万円 (1/2未満)	時価で取得したものとし、 差額は受贈益 土地 1,000万円 / 現金 400万円 受贈益 600万円	時価課税 ^{※1} 譲渡益 700万円
700万円 (1/2以上)	時価で取得したものとし、 差額は受贈益 土地 1,000万円 / 現金 700万円 受贈益 300万円	通常課税 譲渡益 400万円
1,500万円	時価で取得したものとし、 差額は役員賞与 土地 1,000万円 / 現金 1,500万円 役員賞与 500万円	通常課税 譲渡益 700万円 給与課税 500万円

※1 所得税法上、法人に対して低額譲渡（時価の1/2未満の対価による譲渡）をした場合や法人に対して贈与をした場合は、**時価で譲渡**したものとみなして、譲渡所得の金額を計算します。

※2 これらの取扱いは、同族会社の行為計算の否認の適用がある場合を除きます。

ケーススタディ

次の1～4の文章の中から、誤っているものを1つ選びなさい。

1. 会社が役員に支給した退職金は、不相当に高額な部分の金額など一定のものを除き、損金の額に算入される。
2. 会社が所有する資産を適正な時価よりも低い価額で役員に譲渡した場合、その適正な時価と譲渡価額との差額が、その役員の給与所得の収入金額となる。
3. 役員が会社が無利息で金銭の貸付けを行った場合、原則として、通常収受すべき利息に相当する金額が、その役員の雑所得の収入金額となる。
4. 役員が所有する土地を会社は無償で譲渡した場合、会社は、その適正な時価を受贈益として益金の額に算入する。

正解 3

1. ○
2. ○
3. × 役員が会社が無利息で金銭を貸付けた場合には、通常収受すべき利息相当額について課税されない。
4. ○

5 交際費等

★★★

限度額を超えた交際費は損金不算入



頻出！

Theme

経費は利益を上げるために必要不可欠なものですが、取引先の接待費用などの交際費等は社会的にみてムダ使いといえます。

また、税金を払うぐらいなら接待などで使おうという姿勢は不健全です。

そこで、交際費等については、一定限度額についてのみ損金算入を認めています。

1 交際費等の範囲

(1) 交際費等に該当するもの

交際費等とは、得意先、仕入先などに対する、接待、供応、慰安^{*1}、贈答^{*2}その他これらに類する行為のために支出する費用をいいます。

交際費等には、次のようなものがあります。

- ① 来客への接待飲食費など
- ② 取引先への中元、歳暮など
- ③ 取引先との慰安旅行、ゴルフコンペなど
- ④ 取引先への祝い金、見舞金、香典など
- ⑤ 会社創立記念の宴会費など

(2) 少額飲食費

1人あたり5,000円以下の一定の飲食費（少額飲食費）は、交際費等とする必要はありません。なお、一定の書類保存義務があります。

2 損金算入限度額

資本金に応じて、1年あたりの損金算入限度額が設けられています。

資 本 金	限 度 額
期末資本金額が 1億円超の法人	接待飲食に係る交際費の額の50% ^{*3}
期末資本金額が 1億円以下の法人 (中小法人)	年間 800万円 接待飲食に係る交際費の額の50% } 多い方

*1 従業員の慰安のために行われる社員旅行に通常要する費用は交際費等ではなく福利厚生費に該当します。

*2 得意先に対するものであっても、カレンダー、手帳、タオルなどの費用は、交際費等ではなく広告宣伝費に該当します。

*3 接待飲食費に係る損金算入の特例（50%損金算入）の対象法人から、資本金額等が100億円を超える法人が除外されます。

【例 題】

X社（株主はすべて個人である中小法人）の法人税法の計算における交際費等の損金不算入額を求めなさい。

交際費1,500万円（すべて取引先との飲食にかかる交際費であり、参加者一人当たり5,000円以下の飲食費は含まれていない）

【解 答】

$1,500\text{万円} - 800\text{万円}^{\ast} = 700\text{万円}$ （交際費等の損金不算入額）

※ ① 800万円

② $1,500\text{万円} \times 50\% = 750\text{万円}$

③ ① $\geq$ ② $\therefore$ 800万円

ケーススタディ

次の1～4の文章の中から、誤っているものを1つ選びなさい。

1. 資本金1億円以下の法人の交際費等については、年間800万円まで、損金に算入することが認められている。
2. 得意先などに対する接待費用のうち、1人あたり7,000円以下の一定の飲食費は、交際費等とする必要はない。
3. 取引先への少額な見舞品などの贈答であっても交際費等になる。
4. 個人の交際費等は全額が必要経費になるが、法人の交際費等には損金算入限度額が定められている。

正解 2

1. ○
2. × 1人あたり5,000円以下の一定の飲食費は、交際費等とする必要はない。
3. ○
4. ○

6 欠損金

過去10年以内に生じた欠損金は当期の所得から控除できる

Theme

法人は利益を得ることを目的として活動していますが、毎期、必ず利益があがるとは限らず、赤字が生じることもあります。

この赤字（欠損金）について、次のように取り扱われます。

1 欠損金とは

欠損金とは、別表4で計算した所得金額がマイナスになった場合の、そのマイナスの金額のことをいいます。

2 欠損金の繰越控除

青色申告書を提出した事業年度に生じた欠損金は、翌事業年度以後10年間^{*1}繰り越し、繰越事業年度の所得金額から控除することができます。

ただし、**中小法人等以外**は控除限度額があり、繰越控除前の所得金額の**50%相当額**^{*2}とされています。

なお、欠損金の繰越控除を受けるためには、欠損金の生じた事業年度に青色申告書を提出していなければなりません。繰越事業年度は青色申告書である必要はありません。

^{*1} 2018年3月31日以前に開始する事業年度に生ずる欠損金は、最高で9年間繰り越すことができます。

^{*2} 一定の欠損金（特例対象欠損金額）については、控除限度額が100%となります。

＜理解度テスト＞

次の記述のうち、正しいものには○印を、誤っているものには×印を付けなさい。

- () (1) 個人の場合は業務上の交際費は全額必要経費となるが、法人の場合は損金不算入の規定がある。
- () (2) 収益に計上された受取配当金のうち一定額は、損金不算入とされ、所得計算上加算される。
- () (3) 費用に計上された租税公課のうち法人税、法人住民税、法人事業税は損金不算入とされ、所得計算上加算される。
- () (4) 資本金額1億円超の法人の交際費は、全額が損金不算入である。
- () (5) 会社の慶弔見舞金は、原則として給与として課税される。
- () (6) 事前に届出をしていない役員の賞与は、損金に算入されない。
- () (7) 取得価額が30万円以下のものを少額減価償却資産という。
- () (8) 法人税では、車両の減価償却方法は、届出しないうり定率法となる。
- () (9) 車両と備品について、別の償却方法を選定することができる。
- () (10) 役員に対する退職金は、すべて損金に算入されない。
- () (11) 青色申告法人の欠損金は、3年間の繰越控除が認められている。
- () (12) 法人の交際費のうち1人当たり5,000円以下の一定の飲食費は、全額損金に算入できる。
- () (13) 法人が納税資金の借入をした場合にはその借入金利子は損金とすることができるが、個人は必要経費とならない。
- () (14) 使用人兼務役員も役員なので、その支給された賞与はすべて損金不算入になる。
- () (15) カレンダー、手帳等を得意先等に配るために通常要する費用は、交際費等に該当しない。

＜解答＞

- (1) ○ 正しい記述である。
- (2) × 収益に計上された受取配当金のうち一定額は、損金不算入ではなく益金不算入とされ、所得計算上加算ではなく減算される。
- (3) × 租税公課のうち、法人税、法人住民税は損金に算入できないが、法人事業税は申告した年度の損金に算入される。
- (4) × 飲食のために支出する費用（接待飲食費）の額の50%は、損金に算入される。
なお、資本金額等が100億円を超える法人は、接待飲食費の50%損金算入規定から除外されます。
- (5) × 会社の慶弔見舞金は、原則として福利厚生費として損金に算入される。
- (6) ○ 正しい記述である。
- (7) × 少額減価償却資産は、取得価額が10万円（中小企業者等の特例の場合には30万円）未満の減価償却資産である。
- (8) ○ 正しい記述である。
- (9) ○ 正しい記述である。
- (10) × 役員退職金は、不相当に高額でない限り損金に算入される。
- (11) × 青色申告法人の欠損金は、3年間ではなく、10年間の繰越控除が認められる。
- (12) ○ 正しい記述である。ただし、一定の書類の保存が要件となる。
- (13) ○ 正しい記述である。
- (14) × 使用人兼務役員の使用人分の賞与は、損金に算入できる。
- (15) ○ 正しい記述である。

＜キーワードチェック＞

- ☐ 期末資本金の額等が1億円以下の一定の中小法人が支出した交際費等の額のうち、定額控除限度額である年（ ① ）万円と接待飲食費の額の2分の1相当額のいずれが多い額が損金算入限度額となる。
- ☐ 役員が会社の所有する社宅に無償で居住している場合、原則として、通常の賃貸料相当額が、その役員の（ ② ）所得の収入金額に算入される。
- ☐ 役員が所有する建物を適正な時価の（ ③ ）以上かつ時価未満の価額で会社に譲渡した場合、役員は、原則として、実際の譲渡価額を収入金額として譲渡所得の金額の計算を行う。
- ☐ 得意先への接待のために支出した飲食費のうち、参加者1人当たり（ ④ ）円以下の費用で所定の事項を記載した書類が保存されているものについては、交際費等から除かれる。
- ☐ 新たに取得した有形減価償却資産（建物、鉱業用資産、生物等を除く）について、法人が償却方法選定の届出をしていなかった場合には、法定償却方法である（ ⑤ ）法により償却限度額を計算する。
- ☐ 取得価額が（ ⑥ ）万円未満の減価償却資産を取得し、事業の用に供した場合には、取得価額相当額をその事業年度の損金の額に算入することができる。
- ☐ 青色申告法人の2022年度分の所得金額の計算上生じた欠損金額は、翌期以降の最長（ ⑦ ）年間、各事業年度の所得金額を限度として損金の額に算入することができる。

＜解答＞

①800 ②給与 ③2分の1 ④5,000 ⑤定率 ⑥10 ⑦10

第11章

消費税の基礎知識

CONTENTS

- ★ 1 消費税の性格としくみ
- ★★★ 2 課税と非課税
- ★★ 3 納税義務者
- ★★★ 4 納付すべき消費税額の計算
- ★★★ 5 消費税の確定申告等
- 6 消費税の会計処理

■この章のポイント

消費税は、比較的新しい税金で、課税、非課税、免税といった特殊な用語や簡易課税などといった特殊な規定がある。

この章では、消費税の計算体系から申告納付までのながれを学習していく。

1 消費税の性格としくみ



消費者が負担し、事業主が納税する間接税

Theme

1 消費に広く薄く課税

消費税（地方消費税を含む）は、消費に広く薄く負担を求めるという観点から、原則として、国内におけるすべての商品の販売、サービスの提供などを課税対象としています。

また、消費税は間接税であり、事業者には消費税の負担はありませんが、消費税の徴収と申告納付の義務があります。

2 税の累積を排除

消費税は、事業者には負担を求めるものではなく、事業者の販売する商品などの価格に上乗せされて、最終的には消費者が負担します。

そこで、生産、流通の各段階で二重三重に消費税が課税されないように、課税売上高に係る消費税額（預った消費税額）から課税仕入高に係る消費税額（支払った消費税額）を控除して納付するしくみがとられています。

3 適用税率

(1) 標準税率

消費税の標準税率は10%（国税である消費税7.8%および地方税である地方消費税2.2%の合計）です。

(2) 軽減税率

一定の飲食料品*および一定の新聞*については、軽減税率8%（国税である消費税6.24%、および地方税である地方消費税1.76%の合計）が適用されています。

*軽減税率の対象

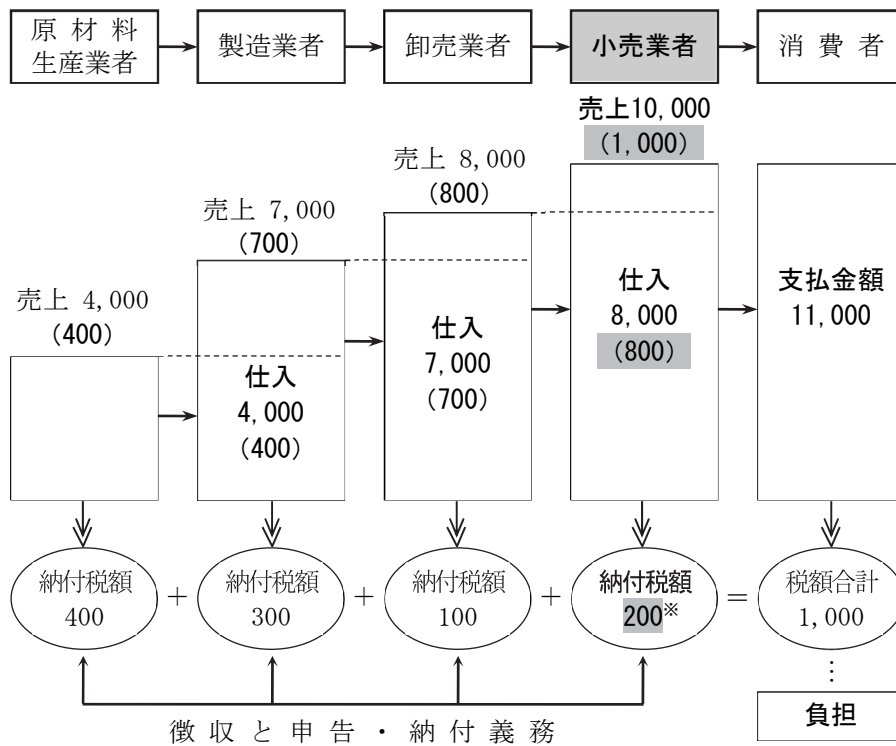
① 一定の飲食料品

飲食料品とは、食品表示法に規定する食品（酒類を除く）をいいます。ただし、外食やケータリング等は軽減税率の対象には含まれません。

② 一定の新聞

一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもの（定期購読契約に基づくもの）をいいます。いわゆる宅配新聞が該当します。

(単位：万円)



※ 納付税額の計算

$$\frac{1,000 \text{ 万円}}{\text{課税売上高に係る消費税額 (預った消費税)}} - \frac{800 \text{ 万円}}{\text{課税仕入高に係る消費税額 (支払った消費税)}} = 200 \text{ 万円}$$

2 課税と非課税

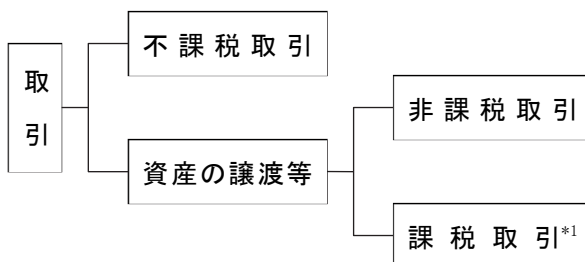
★★★

土地や住宅の貸し付け、預貯金の利子などは非課税とされる

Theme

1 課税、非課税と課税対象外 頻出！

事業者が行う取引を消費税では次のように区分しています。



*1 消費税の課税取引は次の4つの要件を満たす取引です。不課税取引はこの要件に該当しない取引を指します。

- ①国内取引であること
- ②事業者が事業として行うものであること
- ③対価を得て行われるものであること
- ④資産の譲渡、資産の貸付け及び役務の提供であること

(1) 不課税（課税対象外）取引

対価性のないものなどは、課税対象となりません。

不課税の例示
1. 配当金 2. 個人事業者の生活用資産の譲渡 3. 寄附金、祝金、見舞金等 4. 保険金、共済金、損害賠償金 5. 通常会費、通常の組合費 6. 得意先への商品の贈与

(2) 非課税取引

消費という性格になじまないものや、政策的な見地から、一定のものについては、非課税とされています。

非課税の例示
1. 土地の譲渡、貸付けなど 2. 有価証券（社債、株式等）の譲渡など 3. 利子、保険料など 4. 住民票等の行政手数料など 5. 社会保険医療、出産関係など*2 6. 住宅の貸付け

*2 自由診療（健康保険、国民健康保険等が適用されない診療）は課税取引となります。

1 土地の譲渡および貸付け

土地の譲渡や貸付けがあっても、土地を消費してしまうものではないので、消費という性格になじまないことから、**非課税取引**とされています。ただし、次のものは**課税取引**となります。

- (1) 土地の譲渡や貸付けの仲介など
- (2) 土地の一時的（1月未満）な貸付け
- (3) 駐車場等の貸付け

2 有価証券等の譲渡

株式や国債、社債などの**有価証券**も消費してしまうものではないので、**非課税取引**とされています。ただし、次のものは**課税取引**となります。

ゴルフ会員権の譲渡

3 住宅の貸し付け

住宅は人の生活には欠かせないものであるため、**住宅の貸付け**については、政策的に配慮すべきものとして、**非課税取引**とされています。また、住宅とともに貸付ける駐車場の貸付けも**非課税取引**となります。ただし、次のものは**課税取引**となります。

- (1) 住宅の貸付けの仲介など
- (2) 事務所や店舗の貸付け（住宅の貸し付けではないため）

【例 題】

消費税の課税事業者である法人が国内で行った次の取引のうち、消費税の**非課税取引**とされないものはどれか。

1. 有価証券の譲渡
2. 更地である土地の譲渡
3. 貸付期間が1ヵ月以上の土地の貸付け（駐車場等の施設の利用に伴う貸付けを除く）
4. 社宅に供されていた建物の譲渡

【解 答】

- 4 建物の譲渡は課税取引となる。

3 納税義務者

★★

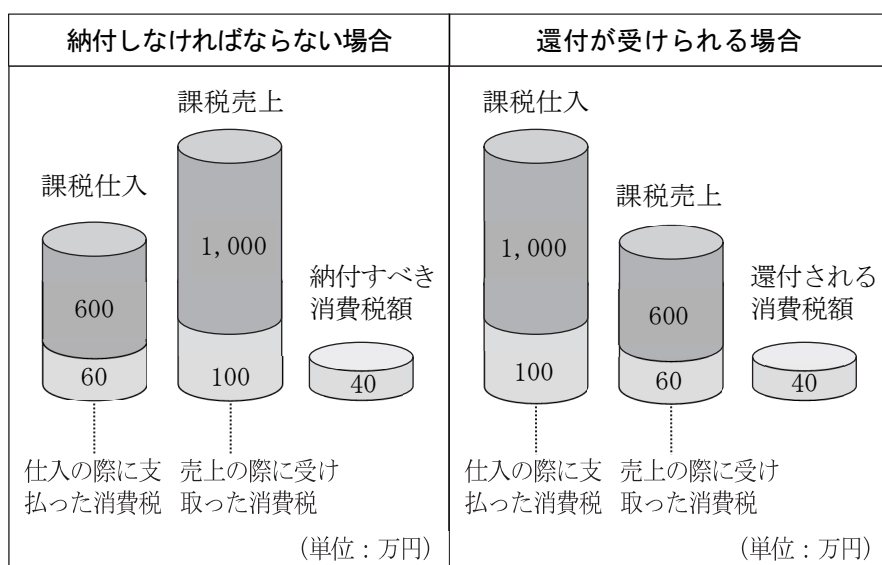
基準期間の課税売上高が1,000万円超なら課税事業者になる

Theme

1 国内取引の納税義務者

商品などの売上金額に上乗せして受け取った消費税から、仕入れなどのときに支払った消費税を控除した残額を、税務署に納付します。

反対に、受け取った消費税よりも支払った消費税のほうが多い場合は、その差額は、税務署から還付してもらえます。



2 小規模事業者の免税制度 頻出！

(1) 基準期間での判定

基準期間の課税売上高が1,000万円以下の事業者は、消費税の納税が免除される免税事業者になります。

* 課税売上高は消費税抜きの金額となります。

※ 基準期間とは、個人の場合は前々年、法人の場合は前々期をいいます。

(2) 特定期間での判定

基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円超で、かつ、その期間の給与総額が1,000万円超の場合には、課税事業者とされます。

※ 特定期間とは、個人の場合は前年1月1日から6月30日、法人の場合は前期の期首から6ヶ月間をいいます。

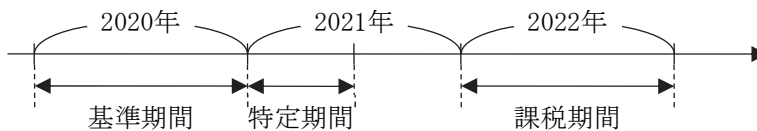
(3) 基準期間がない場合

開業年分及びその翌年分（法人の場合は設立第1期及び第2期）は、基準期間がないので、免税事業者に該当します。

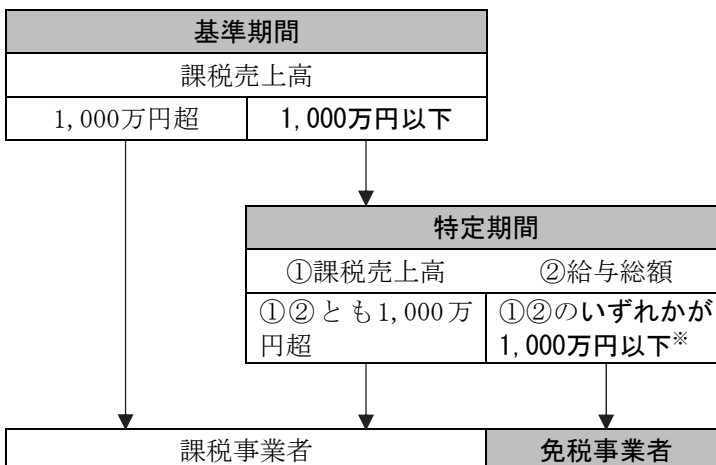
(4) 消費税の還付

免税事業者は、消費税の納税が免除されているとともに、消費税の還付も受けられません。

【基準期間と特定期間】



【課税事業者および免税事業者の判定】



※ ①②のいずれも1,000万円以下も含む

【例 題】

Aさんの営む個人事業の消費税に係る課税売上高および給与等の金額が以下のとおりである場合、2022年分と2023年分について、課税事業者に該当するかどうか答えなさい。

年 分	期 間	課税売上高	給与等の金額
2020年分	上半期	300万円	100万円
	下半期	600万円	200万円
2021年分	上半期	1,400万円	1,100万円
	下半期	800万円	400万円

※ 上半期は1/1～6/30、下半期は7/1～12/31である。

【解 答】

① 2022年分

基準期間（2020年分）の課税売上高は900万円（＝300万円＋600万円）で、1,000万円以下であるが、特定期間（2021年上半期分）の課税売上高は1,400万円、給与等の額が1,100万円で、いずれも1,000万円を超える。

よって、2022年分は、**課税事業者**

② 2023年分

基準期間（2021年分）の課税売上高は2,200万円（＝1,400万円＋800万円）なので、1,000万円を超える。

よって、2023年分は、**課税事業者**

3 新設法人の特例

資本金が1,000万円以上の法人は、設立第1期及び第2期は、小規模事業者の免税制度は受けられません。つまり、**課税事業者**とされます。

4 課税事業者の選択

(1) 内 容

免税事業者であっても、多額の設備投資などにより多額の消費税がかかっているため、消費税の還付申告をしたい場合には、「消費税課税事業者選択届出書」を提出すれば課税事業者を選択することができます。なお、課税事業者の選択をすると、**2年間**はやめることができません。

(2) 届出期限

課税事業者選択の届出は、原則として、**課税事業者を選択したい課税期間の開始日の前日まで**にしなければなりません。

4 納付すべき消費税額の計算

★★★

預かった消費税から支払った消費税を控除して計算

Theme

1 原則課税（一般課税）

納付すべき消費税額は、課税売上高に係る消費税額から課税仕入高に係る消費税額を控除*して計算します。

(1) 課税売上高

課税売上高には、商品などの販売やサービスの提供などのほか、建物や車両運搬具などの固定資産の売却なども含まれます。

※ 取引のほとんどは課税売上高になりますが、医師、歯科医師の社会保険診療報酬や住宅の貸し付けに係る家賃収入などは、非課税売上高とされています。

(2) 課税仕入高

課税仕入高には、商品などの仕入れのほか、建物などの固定資産の購入、運送などのサービスを受けることなども含まれます。

※ 地代、保険料、利子など、消費税が非課税とされるものや、寄附金、給料賃金などの人件費は含まれません。

* 課税売上割合が95%以上、かつ、課税売上高が5億円以下の場合には、課税仕入高に係る消費税額を全額控除することができます。

$$\text{課税売上割合} = \frac{\text{課税売上高}}{\text{総売上高}}$$

2 簡易課税 **頻出！****(1) 内 容**

中小事業者の消費税の事務手続きを緩和するために設けられたもので、**基準期間の課税売上高^{*1}が5,000万円以下の事業者は、届出をすれば、簡易課税を選択することができます。なお、簡易課税を選択すると、2年間はやめることができません。**

^{*1} 課税売上高は消費税抜きの金額となります。

(2) 届出期限

簡易課税の届出は、原則として、簡易課税を選択したい課税期間の開始日の前日までにしなければなりません。

(3) 税額計算

簡易課税は、課税仕入高に係る消費税額^{*2}を、次のように簡易な方法により計算します。

^{*2} 簡易課税は、実際の課税仕入高がみなし仕入高よりも多い場合は不利になります。

$$\text{課税仕入高に係る消費税額} = \text{課税売上高} \times 10\% \times \text{みなし仕入率}$$

	業 種	みなし仕入率
第1種	卸 売 業	90%
第2種	小 売 業	80%
第3種	製 造 業 等	70%
第4種	飲 食 店 業 等	60%
第5種	サービスマ業等	50%
第6種	不 動 産 業	40%

3 消費税（地方消費税を含む）の納付税額の計算

$$\boxed{\text{課税売上高に係る消費税額}} - \boxed{\text{課税仕入高に係る消費税額}} = \boxed{\text{納付すべき税額}}$$

(1) 課税売上高に係る消費税額

$$\text{課税売上高} \times 10\%$$

(2) 課税仕入高に係る消費税額

$$\text{原則課税} \quad \text{課税仕入高} \times 10\%$$

$$\text{簡易課税} \quad \text{課税売上高} \times 10\% \times \text{みなし仕入率}$$

5 消費税の確定申告等

★★★★

個人は3月31日まで、法人は2ヶ月以内に申告納付する

Theme

1 確定申告期限 頻出！

消費税の確定申告期限は、次のとおりです。

- ① 個人事業者 …… 翌年の**3月31日**まで
 - ※ 所得税の確定申告期限は、翌年の3月15日までとなります。
- ② 法人事業者 …… 課税期間の末日の翌日から**2ヶ月以内**
 - ※ 法人税の申告期限の延長特例を受けている場合には、2021年3月31日以後に終了する事業年度の末日の属する課税期間から**1ヶ月間**の申告期限の延長が認められます。

2 課税期間

消費税の課税期間は、次のとおりです。

- ① 個人事業者 …… 一暦年
- ② 法人事業者 …… 事業年度

3 中間申告納付

消費税の年税額が48万円を超える事業者は、中間申告納付が必要です。

なお、年税額が48万円以下の事業者であっても、中間申告することができます。

6 消費税の会計処理

会計処理の方法には税込経理方式と税抜経理方式がある

Theme

1 免税事業者

免税事業者は、消費税について、何ら会計処理をする必要はありません。したがって、通常の会計処理（**税込経理方式**）によって記帳しなければならず、税抜経理方式によって記帳することはできません。

2 会計処理の方法には2つある

消費税の会計処理の方法には、税込経理方式と税抜経理方式の2つがあり、どちらを選択してもよいことになっています。

(1) 税込経理方式

税込経理方式は、会計処理が簡単で、取引金額と消費税を区分しないで、消費税を含めた金額で経理する方法をいいます。

それぞれの勘定は、消費税分だけ過大になっていることから、納付すべき消費税額を、**租税公課**として必要経費（損金）に計上します。

(2) 税抜経理方式

税抜経理方式は、取引が発生するごとに取引金額と消費税を区分経理（課税売上高に係る消費税を仮受消費税勘定、課税仕入高に係る消費税を仮払消費税勘定で処理する）する方法です。

年末（期末）に仮受消費税勘定と仮払消費税勘定を相殺して、納付すべき消費税額を未払税金とします。

ケーススタディ

消費税に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. その課税期間の基準期間の課税売上高が1,000万円以下で、かつ、特定期間（原則として前事業年度の前半6ヵ月間）の課税売上高が1,000万円以下の法人は、原則として消費税の免税事業者となる。
2. 「消費税課税事業者選択届出書」を提出して消費税の課税事業者となった法人は、事業を廃止した場合を除き、原則として3年間は消費税の免税事業者となることができない。
3. 設立1期目で事業年度開始の日における資本金の額が1,000万円以上である新設法人は、消費税の課税事業者となる。
4. 消費税の課税事業者である個人事業者は、原則として、消費税の確定申告書とその年の翌年3月31日までに納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

正解 2

1. ○ なお、特定期間（前事業年度の前半6ヵ月間）の課税売上高が1,000万円超で、かつ、その期間の給与総額が1,000万円超の法人は、消費税の課税事業者になる。
2. × 「消費税課税事業者選択届出書」を提出して消費税の課税事業者となった法人は、事業を廃止した場合を除き、原則として2年間は消費税の免税事業者となることができない。
3. ○ 設立第1期目で事業年度開始における資本金の額が1,000万円以上である新設法人は、消費税の課税事業者となる。
4. ○ 個人の課税事業者の消費税の確定申告書は、その年の翌年3月31日までに住所地の所轄税務署長へ提出しなければならない。なお、法人事業者の消費税の確定申告書の提出期限は、課税期間末日の翌日から2ヵ月以内である。

＜理解度テスト＞

次の記述のうち、正しいものには○印を、誤っているものには×印を付けなさい。

- () (1) 基準期間における課税売上高が1,000万円以下の場合において、特定期間における課税売上高が1,000万円以下であるときは、消費税を納税する必要がない。
- () (2) 一般に消費税の税率は10%といわれるが、消費税と地方消費税の合計である。
- () (3) 消費税は、事業者が行う商品の販売などに対して課税される直接税である。
- () (4) 免税事業者は消費税の納税義務はないが、多額の設備投資を行って消費税を負担する場合には、課税事業者を選択することにより還付が受けられる。
- () (5) 簡易課税を選択した場合の製造業のみなし仕入率は60%である。
- () (6) 事務所として使用する目的の建物の賃貸料は、非課税取引である。
- () (7) 株式の配当金は、不課税取引である。
- () (8) 株式の譲渡は、非課税取引である。
- () (9) 駐車場として使用していた土地の譲渡は、非課税取引である。
- () (10) 土地の譲渡代金やその土地の譲渡の際に支払う仲介手数料に係る消費税は、非課税とされる。
- () (11) 営業用車両の売却は、課税取引である。なお、売却損が生じているか否かは無関係である。
- () (12) 社会保険の診療報酬は、非課税取引である。
- () (13) 人間ドックの費用は、非課税取引である。
- () (14) 課税期間に係る課税売上高が年5億円以下の事業者で、課税売上割合が95%以上の場合の消費税の納付税額は、原則として、課税売上に係る消費税額から課税仕入に係る消費税額を控除して計算する。
- () (15) 簡易課税制度の適用を受けた事業者は、課税売上高に従業員数に応じて定められたみなし仕入率を乗じて仕入に係る消費税額を計算する。

＜解答＞

- (1) ○ 正しい記述である。基準期間の課税売上高が1,000万円である場合における特定期間の判定は、課税売上高または給与総額のいずれか一方が1,000万円以下であれば免税事業者となる。
- (2) ○ 正しい記述である。
- (3) × 消費税は間接税である。
- (4) ○ 正しい記述である。
- (5) × 製造業のみなし仕入率は70%である。
- (6) × 住宅の貸し付けは非課税であるが、事務所の貸し付けは課税される。
- (7) ○ 正しい記述である。
- (8) ○ 正しい記述である。
- (9) ○ 正しい記述である。譲渡する土地の用途とは関係がない。
- (10) × 土地の譲渡は非課税取引であるが、土地の譲渡に係る仲介手数料は課税取引である。
- (11) ○ 正しい記述である。
 なお、消費税は事業者が事業として行う取引を課税対象としているので、個人事業者の非業務用資産の売却などは、課税対象にならない。
- (12) ○ 正しい記述である。
- (13) × 人間ドックの費用は、課税対象となる。
- (14) ○
- (15) × 業種に応じて定められたみなし仕入れ率を適用する。

＜キーワードチェック＞

- ☐ 2022年分の消費税の課税期間に係る基準期間は、個人事業者については（ ① ）年をいう。
- ☐ 簡易課税制度を選択することができるのは、消費税の課税期間に係る基準期間における課税売上高が（ ② ）万円以下の事業者である。
- ☐ 消費税の課税事業者である個人は、原則として、消費税の確定申告書とその年の翌年（ ③ ）までに納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。
- ☐ 基準期間における課税売上高が（ ④ ）万円を超える法人は、消費税の免税事業者となることができない。
- ☐ 特定期間（原則として前事業年度の前半（ ⑤ ）ヵ月間）の給与等支払額の合計額および課税売上高がいずれも（ ⑥ ）万円を超える法人は、消費税の免税事業者となることができない。
- ☐ 消費税の免税事業者が「消費税課税事業者選択届出書」を提出して消費税の課税事業者となったときは、事業を廃止した場合を除き、原則として（ ⑦ ）年間 は消費税の免税事業者に戻ることができない。
- ☐ 簡易課税制度の適用を初めて受けるためには、原則として、その適用を受けようとする課税期間の初日の（ ⑧ ）までに、「消費税簡易課税制度選択届出書」を所轄税務署長に提出しなければならない。
- ☐ 簡易課税制度を選択した事業者は、事業を廃止等した場合を除き、最低（ ⑨ ） 年間は簡易課税制度の適用を継続しなければならない。

＜解答＞

①2020 ②5,000 ③3月31日 ④1,000 ⑤6 ⑥1,000 ⑦2 ⑧前日 ⑨2

索引

【英数字】

5 %基準	59
5 分 5 乗方式	55
iDeCo	102
Z E H水準省エネ住宅	129

【あ】

青色事業専従者	40, 110, 112
青色事業専従者給与	40, 148
青色事業専従者給与に関する届出書	40
青色申告	165, 197
青色申告者	28, 34
青色申告者である中小事業者等	37
青色申告承認申請書	147, 165
青色申告制度	146
青色申告特別控除	148, 158
青色申告特別控除額	28, 29, 33, 54
預り金	28

【い】

遺族年金等	72
一時恩給	49
一時所得	10, 68, 88
一暦年間	8
一般株式等	57, 62
一般管理費等	34
医療費控除	99, 137
医療費控除の特例	100
医療費の範囲	99
印紙税	35

【う】

受取配当等の益金不算入	186
売上原価	34

【え】

益金	174
延滞金	35, 187
延滞税	35, 187
延納	131

【お】

横領	98
----	----

【か】

介護医療保険	104
外国法人	8
介護保険	102
概算取得費	59, 62
確定拠出年金	102, 103
確定所得申告	131
確定申告	165
確定申告が必要な給与所得者	8
確定申告期限	8, 211
確定申告義務	131
確定申告書	132
確定申告書A	132
確定申告書B	132
確定損失申告	131
家財等	105
火災保険金	68
家事関連費	35
過少申告加算金	35, 187
過少申告加算税	35, 187
課税	204
課税売上高	207
課税売上高に係る消費税額	202, 209
課税権者	4
課税仕入高に係る消費税額	202, 209, 210
課税事業者	207
課税主体	4
課税所得金額	96
課税標準	58, 86, 174
過怠税	35, 187
寡婦	108
寡婦控除	108
株式等の範囲	62
借入金の利子	29
科料	35, 187
過料	35, 187
簡易課税	210
間接税	4, 202

還付	206
還付申告	9, 131

【き】

期限後申告	29
期限内申告	29
基準期間	207
基礎控除	116
既存住宅	129
寄附金控除	106, 137
期末資本金額	178, 194
給与所得	10, 43, 168
給与所得控除額	43, 168
給与所得者の特例	8
給与所得者の扶養控除等申告書	137
給料	43
協同組合等	164
居住者	8
居住用家屋	105
勤続年数	49
均等割	154, 180
勤労学生	109
勤労学生控除	109

【く】

繰越控除	64, 86
------	--------

【け】

軽減税率	178, 202
欠損金	169, 197
決定	136
減価償却	36
減価償却費	29, 36
減価の額	59
原価法	34
健康保険	102
源泉徴収税額	124
源泉徴収選択口座内配当等	66
源泉徴収票	138
源泉徴収を選択した特定口座	65
源泉分離課税	11, 21
現年分離課税	154
権利金	28

【こ】

行為計算の否認	166
公益法人等	164
公共法人	164
航空機	28
合計所得金額	86, 91, 110, 112, 114, 116, 128
交際費	35, 169, 194
公社債投資信託の収益の分配	20
公社債の利子	20
控除対象配偶者	110
控除対象扶養親族	114
控除率	129
更新料	28
更正	136
厚生年金保険	102
更正の請求	136
構築物	36
交通反則金	35, 187
交通費	99
公的年金等	47, 72
公的年金等控除額	72
高年齢雇用継続給付金	43
国税	4, 164
国民年金基金	102
個人年金保険	104
骨とう品	56
固定資産税	4, 29, 35, 187
雇用保険の基本手当	43
ゴルフ会員権	88

【さ】

サービスの提供	30
災害	98
財形貯蓄	20
最終仕入原価法	34
歳費	43
詐欺	98
雑所得	10, 30, 72, 88
雑損控除	90, 98, 137
雑損失	90
山林所得	10, 29, 54, 88, 147

【し】

時価	192
時価課税	192
敷金	28
事業所得	10, 29, 30, 33, 56, 88, 147, 168
事業税	4, 35, 158, 180, 187
事業専従者	110, 112
事業的規模	30
事業主控除額	158
支出した金額	69
地震保険料控除	105
事前確定届出給与	189
市町村民税	4, 154
自動承認	147
社会保険料控除	102
収益	174
重加算金	35, 187
重加算税	35, 187
修正申告	136
修繕費	29
住宅借入金等特別控除	128
住宅財形貯蓄	20
住宅手当	43
住宅の貸付け	204
住宅ローン控除	128
収入金額	21, 23
住民税	4, 35, 154, 180, 187
住民税の寄附金税額控除	157
住民税の税率	156
酒税	4
受贈益	192
出産育児一時金	99
出産手当金	99
出張旅費等	43
取得価額	36, 59
取得費	58
純損失	90, 148, 169
省エネ基準適合住宅	129
障害者控除	107
少額飲食費	194
少額減価償却資産	37, 188
小規模企業共済	103
小規模企業共済等掛金控除	103
償却限度	188

償却限度額	188
償却限度超過額	188
償却費の額の累積額	36
償却方法の届出	37
証券投資信託の収益の分配	23, 24
上場株式等	24, 57, 62
上場株式等の譲渡損失の金額	24
上場株式等の範囲	62
譲渡原価	58
譲渡所得	10, 30, 56, 88
譲渡費用	58
消費税	4, 168, 202
消費税課税事業者選択届出書	208
傷病手当金	43
賞与	43
剰余金の配当	23
書画	56
所得金額調整控除	46, 86
所得控除額	96
所得税	4, 8, 35
所得税の還付加算金	72
所得補償保険金	68
所得割	154
処方せん	99
所有期間	57
人格のない社団等	164
申告調整	174
申告納税方式	5, 164, 181
申告不要	21, 65
申告分離課税	11, 21, 62, 65
人的控除	118

【す】

スイッチOTC医薬品	100
------------	-----

【せ】

税額控除	127
生活に通常必要でない資産	60, 88
生活に通常必要な動産	56, 60
税込経理方式	212
税抜経理方式	212
生命保険契約等	68
生命保険料控除	104
接待飲食費	194

セルフメディケーション税制 100
船舶 28

【そ】

総合課税 11, 24, 127
総合短期譲渡所得 57
総合長期譲渡所得 57
総収入金額 28, 33, 54, 58, 69, 72
総所得金額 86, 96
総所得金額に算入すべき金額 58
相続税 4, 69
贈与税 4, 69
租税公課 35, 187, 212
租税法律主義 2
損益通算 86, 88
損益通算の特例 64
損害賠償金 68
損害保険金 68
損害保険契約等 68
損害保険料 29
損金 174

【た】

第1種事業 158
第3期納付税額 124
退職金 40
退職所得 10, 49, 154
退職所得控除額 49
退職所得の受給に関する申告書 51
退職手当 49
退職年金 72
タクシー代 99
立木 54
立退料 59
建物 36
建物附属設備 36
短期退職手当等 50
担税者 4

【ち】

地代 28
地方消費税 4
地方税 4
仲介手数料 58, 59

中間申告 167
中古住宅 130
超過累進税率 13, 125
帳簿書類 147
直接税 4, 164
賃金 43

【つ】

通勤手当 43
通常課税 192

【て】

定額法 36, 37, 188
低価法 34
定期同額給与 189
定率法 36, 188
電子申告等 29
添付書類 147
店舗併用住宅 128

【と】

同一生計親族 39, 99
同一生計配偶者 110
当期純利益 174
同居老親等 114
同族会社 166
盗難 98
当年仕入高 34
道府県民税 4, 154
登録免許税 4, 35
特定一般用医薬品等 100
特定期間 207
特定口座 65
特定口座年間取引報告書 65
特定公社債の利子 21
特定支出控除 45
特定扶養親族 114
特定役員退職手当等 50
特別区民税 4, 154
特別控除 69
特別控除額 58
特別障害者 46, 107
特別徴収 157
都市計画税 35, 187

土地取得のための借入金の利子	88
土地の譲渡、貸付け	204
都民税	4, 154
取壊費用	59

【な】

内国法人	8
内部通算	56, 60, 62

【に】

入院給付金	68, 99
人間ドック	99

【ね】

年金財形貯蓄	20
年初棚卸高	34
年税額	137
年末棚卸高	34
年末調整	8, 9, 130, 137
年末ローン残高限度額	129

【の】

納期限	131
納税義務者	4, 206
納税準備預金の利子	20
納税地	8
納付	206
納付税額	124

【は】

配偶者控除	110
配偶者特別控除	112
配当控除	24, 127, 186
配当所得	10, 23, 127, 155
罰金	35, 187
販売費	34

【ひ】

非課税	43, 49, 56, 186, 204
非居住者	8
非上場株式等	24
必要経費	28, 33, 54, 72, 158
ひとり親	108
ひとり親控除	108

被保険者	69
費用	174
評価方法の届出	34
標準税率	202
比例税率	178

【ふ】

賦課課税方式	5, 181
賦課期日	154
不課税	204
負債の利子	23, 62
不申告加算金	35, 187
普通徴収	157
普通法人	164
復興特別所得税	21
物的控除	118
不動産	28
不動産取得税	4, 35
不動産所得	10, 29, 88, 147
不動産の上に存する権利	28
不納付加算税	35, 187
扶養控除	114
扶養親族	46, 114
扶養親族等の判定の時期	117
扶養手当	43
ふるさと納税	157
分離課税	11, 50
分離短期譲渡所得	57
分離長期譲渡所得	57

【へ】

別荘	88
別表 1	178
別表 4	174, 178

【ほ】

俸給	43
法人からの贈与	68
法人税	4, 164, 187
法人税の税率	178
法人税割	180
法人成り	168
宝石	56
法定償却方法	37, 188

法定評価方法	34
保険金受取人	69
保険料負担者	69
保証金	28
保有期間	57

【み】

みなし仕入率	210
みなし退職手当等	49
みなし役員	166, 189

【む】

無申告加算税	35, 187
--------	---------

【め】

免除	207
免税	168
免税事業者	207

【や】

役員給与	189
役員賞与	192
家賃	28

【ゆ】

友人に対する貸付金の利子	20, 33, 72
床面積	128

【よ】

預貯金の利子	20
予定納税額	124
予防接種代	99

【り】

利益連動給与	189
利子所得	10, 20
利子税	131, 165, 187
留保金課税	166

【れ】

礼金	28
----	----

【ろ】

老人控除対象配偶者	110
老人扶養親族	114
老齢基礎年金	72
老齢厚生年金	72

【わ】

ワンストップ特例制度	157
------------	-----

2 級 F P 技能士（A F P）試験 タックスプランニング 基本テキスト

2004年 7 月 1 日 初版発行
2022年 3 月 24日 第22版第 1 刷発行

発行者 多田 敏男
発行所 T A C株式会社
〒101-8383
東京都千代田区神田三崎町 3 - 2 - 18

©T A C 2022

Printed in Japan

落丁・乱丁本はお取り替えいたします。

本書は「著作権法」によって、著作物等の権利が保護されている著作物です。
本書の一部または全部につき、無断で転載、複写されると、著作権等の権利侵害となります。上記のような使い方をされる場合には、あらかじめ小社宛承諾を求めてください。



TAC